

業務資料No.216

農業移住課

ブラジル企業者移住の手引

昭和48年3月

海外移住事業団
JAPAN EMIGRATION SERVICE

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 8. 20	703
	23.4
登録No. 13274	EM

まえがき

JICA LIBRARY



1024329[3]

本格的な国際化時代を迎えた世界経済の中で健全な海外発展を図り、相手国の経済開発に寄与するとともに、もつてわが国経済の国際的基盤を強化するという観点から、中南米諸国、なかでもブラジル国との経済・技術協力が注視されてきている。

内閣総理大臣の諮問機関である海外移住審議会は、46年9月17日、今後の海外移住政策のあり方について答申を行なっているが、海外移住行政の実施体制についての既移住者に対する援護の強化の中で、企業進出については、国および海外移住事業団による調査・情報収集および啓発活動の強化、進出希望企業の現地における事前調査に対する助成、海外移住事業団の現地融資制度の活用ならびに相手国政府の金融機関および現地の日系金融機関に対するバンクローンの開設とその活用について具体策を検討すべきであるとしている。

このような情勢をうけ、当事業団では、ブラジル国について調査・情報の収集を行い、既に、経済研究調査として有望業種の実態をとりまとめ刊行しているが、今般総論ともいうべき「ブラジル企業者移住の手引」書を刊行することとした。

本書がブラジルの理解に、また企業者移住を希望する方々の現地研究資料として活用願えれば幸いである。

昭和47年8月初版

昭和48年3月再版

海外移住事業団

業務第一部長 沢地隆治

目 次

第1部 海外発展のあり方	1
1. 海外移住と経済協力	2
2. 企業進出と企業者移住	4
第2部 ブラジル国の概要	13
1. 一般事情	13
第3部 企業者移住環境	21
1. 労働事情	21
2. 流通事情	47
3. 金融事情	69
4. 貿易事情	87
5. ライセンス	107
6. 租税制度	123
7. 外資導入	153
第4部 企業者移住業務の現況	175
1. 取扱要領	176
2. チェックポイント	184
3. 既調査事項一覧	185
附 海外移住事業団国内在外機関一覧表	191～194

第 1 部 海外発展のあり方

第1部 海外発展のありかた

わが国はG N P自由世界第2位の経済大国へ成長したが、反面においては、自然破壊、公害や社会的ひずみを生み人口の過疎過密現象などがかかえている。今後、資源の大半を海外に依存しながら超過密社会の中で、人間尊重を中心とする調和のある高度社会建設に努めていくことは大きな課題である。

外国に依存せざるを得ない原材料資源の確保・市場の開拓・労働力の確保に加え、開放体制の進行、新興国のナショナリズムのぼつ興などによる競争激化はきわめてきびしいものがある。ことに、国際競争力の弱い中小企業や農業部門などの分野においてはいつそう深刻であり、産業構造の改革も迫られている。

世界経済は最近におけるヨーロッパのE E Cの方向が示すように本格的な国際化時代にすすんでおり、また企業の多国籍化が活発化しており、わが国企業も積極的に海外進出し国際経営を行なっている。

また、貿易の自由化促進・円の切上げに伴う国際競争力の低下等から、中小・零細企業の中には、労働力・資本・技術もろともその本拠を海外に移す、いわゆる企業者移住を希望する経営者が増加の傾向にある。

食糧問題・人口問題・マンパワー問題等は、ひとり一国の努力により解決するものでなく、国際協力によつてのみ円満な解決を可能とするもので、わが国の場合、国際協調主義を基調とした、海外諸国との友好・海外への発展なくして国力の増進も民生の向上もあり得ない。

海外への発展、即ち、すぐれた者が海外へ移住することは、経済協力・技術協力などと並び、受け入れ国に対する国際協力の意義を持つものである。

移住は、受け入れ国に定住し、地域開発や、経済発展に対し、いろいろな分野で持続的に貢献しうる点で、より高次元の効果をもたらすものである。

昭和46年9月海外移住審議会は、内閣総理大臣へ「今後の海外移住政策のあり方について」の答申を行なっているが、それによれば、海外移住を国際化時代におけるわが国民の海外発展と位置づけしており、また移住と経済協力についても明記している。

即ち、

海外移住は自己の発意と責任の下に、海外において自己の能力を一層発揮しようとするものに新たな可能性を与える意味で、個人の幸福追求の道を開くのみならず、国内に横溢した国民全体のエネルギーを広く海外に発展させる道を開くものである。また、わが国民がわが国の経済・社会・科学・文化等の発達を背景として、進出した相手国の進歩に寄与することは、同時に国際協力の重要な一翼をなすものである……（略）

わが国企業の海外進出は、単に人手不足との関連で考えるべきでなく、むしろ本格的な国際化時代を迎えた世界経済の中で健全な海外発展を図り、もってわが国経済の国際的基盤を強化するという観点から考えて行くべきである。……としている。

1. 海外移住と経済協力

開発途上国が先進国との格差を少なくするためには「自助努力」が第一義的に必要であるが、現実には社会構造や経済基盤の著しい後進性および資本や技術の不足により、自力だけでは期待するほどの成果を挙げることは困難であり、どうしても先進諸国が広い気持で経済協力を行ない、資金や技術を供与して開発途上国が一入立ちするのを援助する必要がある。

その形としては政府資金による借款・贈与等のほか、民間のイニシアティブで行なわれる輸出延払いや、海外投資などがあり、技術資本および機械設備が一体となって企業者移住（進出）するのも開発途上国の経済開発に大きく貢献協力するものである。

わが国を含めた先進諸国は、開発途上諸国に毎年政府資金や民間資金を

使った経済協力を行なっており、開発援助委員会（D A C）加盟諸国の援助総額は約156億ドル（1970年実績）に達している。

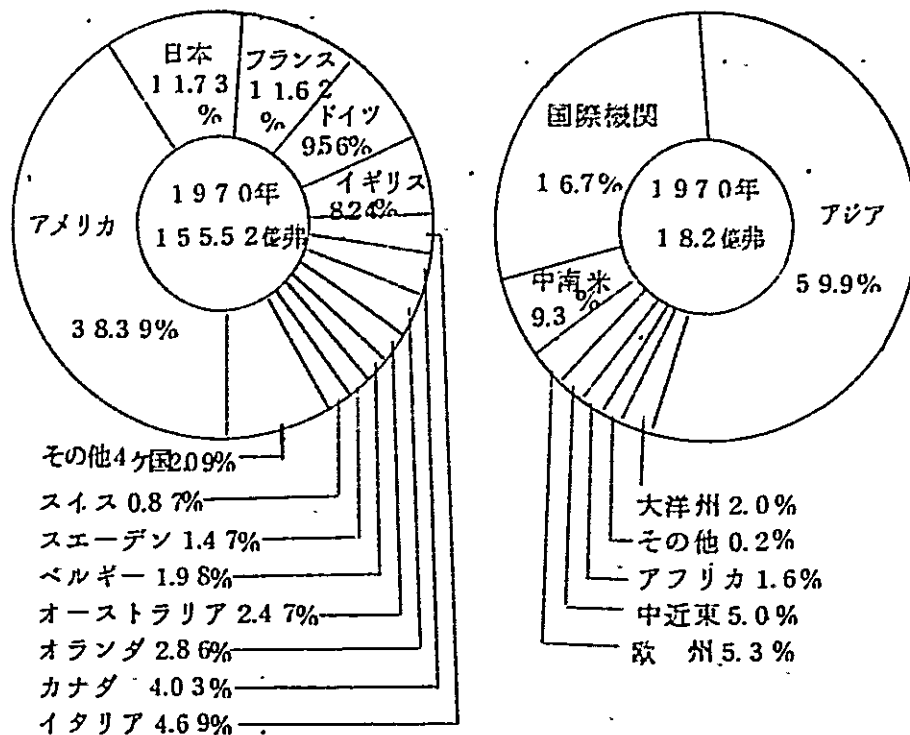
経済協力の動機には、災害救済援助などのような純粋に人道的な考え方で行なわれるもの、政治的理由ともみられる友好増進、輸出促進および市場開拓その他原材料の長期的確保等の経済的な理由等が挙げられるが、世界経済の国際化が進展しつつある現状の下では、人口が多く資源に富む開発途上諸国の発展なくして世界経済の調和のある発展はあり得ない。

その意味で経済協力は、開発途上諸国の経済成長を促進する効果だけでなく、それらの国々の有効需要の拡大を通じて先進諸国の経済成長に寄与し、さらには世界の資源全体の効率的な活用をもひらくものである。

D A C諸国の国別援助総額

わが国の経済協力

（地域配分）



※外務省経済協力局刊「日本の経済協力」より

わが国の経済協力は、主としてアジア地域に対して行なわれているが、今後わが国の経済協力の規模の拡大に伴い、アジア以外の地域、特に日系人の多く居住する国に対しても積極的に行なわれることとなるものと考えられる。

このような経済協力の進展に伴い、新規移住者を含め現地日系人の活用の可能性が大きく、更に日系企業の進出は、これらの国の発展に、また雇用の機会を通じ、移住者の生活安定にも貢献するものである。

したがって経済協力と移住は密接な関係にあるといえる。

2. 企業進出と企業者移住

本邦法人の海外投資・企業進出の形態は、継続的な業務渡航から海外駐在員事務所として定着し、さらに支店・支社への昇格、あるいは現地法人、合併会社の設立へと発展してゆくのが普通であり、投資の方法では、証券取得・債権取得・海外直接事業・不動産取得等がある。

(1) 証券取得

現金・機械設備などの現物出資・工業所有権・商標・ノウハウ等をわが国企業が出資することにより証券を取得し、事業経営に参加する方式。

(2) 債権取得

出資によらず設備・機械・特許権などの工業所有権および長期運転資金の現地企業への貸付を目的とした投資形態。

(3) 海外直接事業

海外において直接事業活動を営むために必要な不動産・鉱業権・探鉱権等を取得して、所要資金を自己名義で持込み自ら事業を行うもの。

これらは、わが国の為替管理法上の区分に従って分類されたものであるが、わが国企業がその本拠をわが国においたまま、国際的に経営を拡大する意図をもって海外へ進出（投資）するもので、何れも投資許可申請手続を行なわなければならない。

提出書類ならびに提出先一覧表

形 態	提 出 書 類 等	通 数	提 出 先		備 考
			日本銀行	通産省	
駐 在 員 事 務 所	1.経常的運営費		}	○	昭和 4 5.12. 5 より 簡素化 措置実 施
	(1)支払許可申請書	2			
	(2)海外駐在員事務所一覧表	2			
	(3)経常的運営費説明書	2			
	(4)相手国の許認可証（写）				
	(5)新規の場合 会社経歴書および営業報告書				
	2.設備費および臨時経費	2	}	○	
現 地 法 人	1.現金出資		}	○	昭和 4 6.7.1 より第 3 次自 由化措 置実施
	(1)外貨証券の取得許可申請書	3			
	(2)外貨証券の取得許可申請説明書	3			
	(3)案件説明書	3			
	(4)合併会社新設の場合 合併事業契約書（写）				
	(5)既存事業に参加する場合 事業参加契約書（写）				
	(6)増資新株を引受ける場合 株主総会決議書等（写）				
	(7)相手国が許認可制をとっている 場合 許認可証（写）				
	(8)その他必要と認められる書類				

形態	提出書類等	通数	提出先		備考
			日本銀行	通産省	
現 地 法 人	2.現物出資	2	○	○	
	(1)～(8)上記に同じ				
	(9)機械設備の無為替輸出に係る輸出承認申請書				
	3.技術援助	2	○	○	
	ア 鉱業権、工業所有権等を出資する場合				
	(1)～(8)上記に同じ				
	(9)役務契約許可申請書				
	イ ノウハウ等を出資する場合				
(1)～(8)上記に同じ					

※参照文献「海外進出ガイドブック」

これに対し企業者移住は、国内の経営に終止符を打ち、新たな経営の場を求めてその本拠を海外に移すものであり、経営者が自己の能力と責任に基づいて海外に移住し幸福を追求しようとするものである。

日本人の技術及び労力の活用によるブラジル合衆国の経済開発を目的として締結された日伯移植民協定にはその第9条d項に、ブラジル合衆国の経済開発に有益である工業的又は技術的性質の事業単位又は企業で、同国の権限のある機関があらかじめ承認するものの移住を規定しており、企業者移住は、移植民協定をベースとした移住許可申請手続が行なわれることとなる。

このように発展途上国が近來とくに求めている技術・資本・機械設備を含む有機的な企業体に移住（進出）することは、より直接的な産業技術開

発に対する経済協力の効果が持続的である上で最も望まれるものである。

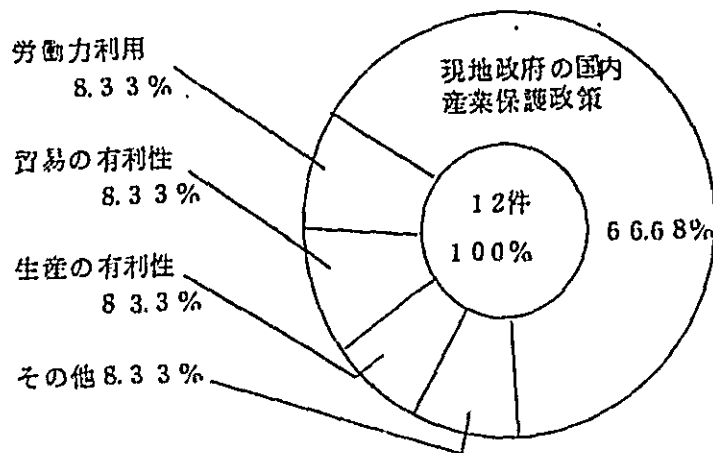
日本輸出入銀行の調査によれば、進出の目的が製造業にあつては、輸出市場の確保・拡大、農林・水産・鉱業にあつては資源の開発輸入が主流を占めているが、特に現地の豊富な労働力を利用し製品を第3国または日本へ輸出する新しい形態の投資が増加していることを指摘している。

中南米地域については、現地政府の国内産業保護政策を企業経営する上での利点のトップとしている。

進出目的と利点（製造業）

利 点 目 的	現地政府の国内産業保護政策	現地の豊富な労働力利用	現地の豊富な原材料、エネルギー資源利用	消費市場近接地で生産する有利性	第3国との間の貿易の有利性	その他	計
商品輸出が困難になつたため市場防衛	3 0	6	—	3	2	—	4 1
現地市場への新規進出	1 6	1 1	1	4	—	1	3 3
現地市場での販売拡大	2 9	1 7	1	2 4	1	3	7 5
第3国市場への輸出	1	3 5	2	—	6	—	4 4
日本への製品輸入	—	1 4	1 2	—	—	1	2 7
その他	1	1	—	2	—	—	4
計	7 7	8 4	1 6	3 3	9	5	2 2 4

中南米で企業経営する上での利点



※対象は、昭和43、44年度に日本政府の投資許可を取得した件数。日本輸出入銀行調査「わが国海外投資の現況」より

最近の企業進出はその方式がしだいに複雑になり、外国資本の100%出資による新会社設立、同じく100%出資による既存の会社の買収といった伝統的な方式の他に、現地資本との合併による新会社設立、または既存の企業に対して一部の資本参加といった方式のものも増加してきている。

ブラジル国についていえば、ブラジル工業のうち、重化学工業を除いては、ほとんどが代替工業の過程を終えて、対外輸出を考慮するまでになってきており、まがりなりではあろうが、国内需要は、国内産業でまかなえる時代になっている。

重化学工業においては、外国資本は、国内資本との合併で、しかも、少数資本の立場をとるように行政指導が行なわれており、外資法も導入についてはあくまで歓迎するという基本的条件に立ちながらも、外資の生んだ利益あるいはロイヤリティがブラジルから投資国へ送金される出口を規制することとし、民族資本の主権を保ち、国家的な安全を図ろうとしてきて

いる。

このため、現地法人を設立し、利潤は現地に再投資し、その首脳部は永住の覚悟と事業育成の情熱が必要である。

なお、軽工業あるいは商業などにおける会社の設立に対して、政府が資本比率は云々しないことはいうまでもない。

日本からの進出（又は移住）は、諸外国に比べると数も少なく、また、歴史も新しい。第2次大戦前にも貿易商社・金融機関などがみられたが、戦争で本国に引き揚げており、その大部分が戦後、再進出や新規の進出である。

日本から南米に進出した企業の多くは、1955～60年代で、その当時は政治的にも、経済的にも不安定な時代で、進出の決定には、経営者の一種のカンというか、民族の発展という思想的なものが働いていたと述懐している経営者が多い。

最近では、進出先の情報も正確に入手出来、事前の調査も十分なされた後に決定しうようになってきているが、企業者移住は、投資分が現地資本として定着するものであり、投資環境に加え、移住環境についても詳細に研究する必要がある。

第 2 部 ブラジル国の概要

第2部・ブラジル国の概要

一般事情

(自然) ブラジルの大部分は南半球にあり、わが国と対照的位置にある。その面積は約851万平方料，わが国の約23倍，南米大陸の47.3%を占めている。

北部から南部にかけて，熱帯・亜熱帯・温帯に分かれている。旧首都リオ・デ・ジャネイロは亜熱帯の南端にあり，南部諸州は温帯地域で，冬には霜や雪が降ることもあり日本の気候によく似ているので，ヨーロッパや日本からの移住者が多く，最も文化の発達した地域である。

(住民) 人口は約9,000万人で，人種構成は白人62%，褐色人26%，黒人11%その他となっているが，人種差別は殆んどない。

(産業) 1500年にブラジルが発見されて以来，19世紀までのブラジル産業史を大きく区切ると，北東地方における砂糖時代(16～17世紀)ミナス・ジェライス州，サンパウロ州のコーヒー時代(19世紀)であり，それぞれ繁栄した時代と地方によってブラジルの経済と社会文化の中心が移ってきている。

現在の産業構造を，国民総生産に占める割合でみると，農業30%，工業27%，サービス業43%で，農業の比重は近年急激に低下してきている。

ブラジルの工業は，ラテンアメリカ地域中最も古く1850年代に始まり，食品雑貨等の軽工業が発達してきたが，第2次大戦を経て工業化は強力に推しすすめられ，特に製鉄・自動車・繊維・ハルブ工業が盛んになってきている。

現在工業の中心地はサンパウロ市とその衛星都市で，全ブラジル工業生

産の60%が集中しており、次いでリオ・デ・ジャネイロ市とその周辺、レシーフェ市とその周辺、ペロオリゾンデ市とその周辺およびポルトアレグ
レ市とその周辺となっている。

1964年3月革命により軍部が政権を掌握し、現在3代目を迎えているが、外国資本の導入については一貫してこれを歓迎する政策をとつてきている。

長期的に見ても、ブラジルの輸出振興にみる工業発展政策、国内産業開発政策における外資の比重は益々大きくなり、これにかんする政策変更はあり得ないと見られている。

投資環境をみる素材には、投資先の政治に不安はないか、外資の保護政策は確立されているか、地下資源の有無と経済成長の可能性は、労働資源は、および開発計画の方向等があげられるが、企業者移住特に中小企業の場合、移住業種の発展の余地、および有望な分野であるかが大きな要素となる。

ラテンアメリカの多くの国々が、極端なナショナリズムに走り外資を排斥しているところよりみると、ブラジルは最も良い環境であるといえよう。

（政治） 1964年4月成立した革命政府は、左傾化した政界の粛清と共に国家社会の刷新により政治と社会面の安定に努め、経済面においてはインフレの鎮静と国際信用の回復を図った。

また、66年新憲法を制定し人心の和解をスローガンに過度期から安定期へと政治は移行し、経済発展を主眼とする国家目標達成への努力と実績は、国の内外に「政情が安定している」と理解されるに至っている。

（開発計画） 政権の経済開発政策は、経済成長を大きくすること、社会開発の促進および雇用の機会の拡大を目標に、工業と農業の振興を推進しており、内陸部の開発を目的としたアマゾン横断道路の建設を実施しつつある。

連邦政府は、地域の経済社会開発を推進するため、「アマゾン開発庁」

「東北伯開発庁」など直属機関を設置し、夫々開発指導計画をたてている。

ア 当該地域に設立される企業に対する優遇措置

（イ） 所得税および付加税を10年間免除する。

（ロ） 機械・設備の輸入税を免除する。

（ハ） A 東北伯銀行は総投資額の50%まで融資する。

B アマゾン地方産物を原料とするものの輸出税を免除する。

イ 当該地域に投資する企業に対する優遇措置

開発庁が承認した企業プロジェクトへの投資に対しては所得税額の50%までの控除を認める。

このような開発計画に呼応し、その進歩に寄与することが海外移住の理念の目標である「相手国への開発協力」を具現する最良の方法の一つである。

（1972～74年の開発計画）

同国経済社会開発の第一次戦略プラン（開発のための国家プラン）の概要は次のとおりである。

ア 経済成長率を年8～10%とする。これにより1972年におけるブラジルの1人当たり国民所得は、500ドルを越え、さらに1980年までに所得倍増を達成する。

イ GNPの面で1974年には世界8位となり、先進国の仲間入りをする。

ウ インフレ抑制については、現政府の任期終了までに物価上昇率を10%にまで引下げる。（1971年は18.3%）

エ 人的資源開発のため、技術教育・成人教育（文盲撲滅）を目的とした教育センターを設ける。

オ 基礎生産部門に10億ドルを上回る大規模投資を5カ年にわたり実施し、対象業種は、石油化学・運輸・通信・造船・電力・鉱業とする。

(国民総生産と経済成長率) 1970年度の国民総生産は、375.5億ドル、伸び率は前年に引続いて9%に達している。

GNPの実質増加にみられる経済成長率は1966年以降次表のとおりであるが、国民一人当りの所得は382ドル(前年359ドル)で非常に伸びてはいるがまだまだ水準は低い。

G N P 伸 び 率

年 度	計	工 業	農 業	サービス業
1966	5.1	11.7	-3.2	5.8
1967	4.8	3.3	5.73	5.8
1968	8.4	13.2	1.75	8.2
1969	9.0	10.8	6.0	8.9
1970	9.0	11.1	—	—
1971	9.5	11.2	—	—

(日本との関係) ブラジルへの日本人移住は1908年(明治41年)に始まり、第2次大戦までに約19万人、戦後約5万人が移住し、その子孫を合せて現在約70万の日系人が活躍している。

その中には国、州会議員の9人を始め、大学教授300人、国家公務員4000人、さらに重要なことは、ブラジル大学卒業生のうち日系の占める割合が17%に及んでおり、みな成績が良いということである。

このような数字を考えると、今後10年～20年先のブラジル指導層のなかに占める日系人の地位はたいへんなものになるだろう。

1961年以来工業技術者の移住が始まり、これら技術者が現地で企業を興すものも増加してきており、日本より進出の企業、日系コロニヤ資本の地盤企業の下請、協力等系列化も促進され、ブラジル経済開発に更に威力を発揮し、友好を増進するものと期待される。

ブラジルに対する企業進出は、昭和の初期に移住とつながりのある企業（東山農事株式会社・野村合資南米農場・日伯拓植株式会社・ブラジル拓殖組合・海外興業株式会社等）が挙げられ、拓殖事業の色彩の濃いものである。

ブラジル移住64年の歴史は、移住の形態も農業から工業へ、雇用から自営へと拡大され、企業の進出も1950年代から盛んとなって、現在では80数社が活躍、ブラジル経済開発に貢献している。

戦後、日本より進出した企業の業種別は次表のとおりであるが、1956年～58年には商事・重工業・繊維工業等が、1963年以降は、電機・化学・食品工業の進出が目立っている。

業種別日本企業ブラジル進出状況

金融、 保険	商 事	機 械	輸 送 機 器	製 鉄	電 機	化 学	食 品	繊 維	製 造 そ の 他	農 林 水 産	サ ー ビ ス	移 住	計
8	20	10	2	1	8	8	3	6	6	5	5	2	84

進出企業とは異なる別の企業（日系コロニア企業）が存在する。

小は街頭の雑貨売（フェイランテ）から、大は目抜通りに構える商店・工場などあらゆる分野に亘っているが、ビゾン誌の70年8月号で発表された69年度決算にもとづいたブラジル主要企業番付によれば、3077社中約20社が特昇されたのみで、まだまだの段階にある。

サンパウロの日系コロニア企業

製造工業	電気機器	紡績・繊維	化学	木工・漆器	食品	印刷	新聞放送	金融保険	貿易	各種学校	建築・設計	食品販売	旅行あつせん業	不動産	商店・商業
44	15	6	5	5	22	5	5	6	31	109	27	16	7	5	15
農機具肥料販売	運輸	その他													
14	5	47													

出所 1970年版実業図鑑より

日常生活に密接した職業

医院診療所	齒科医	薬局	法律事務所	ホテル・ペンソン	学校	貴金屬商	みやげ雑貨商	料亭	レストラン割烹	中華料理店	バー喫茶店	コーヒー店
90	129	85	58	43	109	136	151	9	86	53	56	149

出所
ブラジル
事典より

第 3 部 企 業 者 移 住 環 境

.

第3部 企業者移住環境

1. 労働事情

目 次

1. 労働力需給状況と労働生産性	2 2
2. 賃金体系と賃金水準	2 7
3. 雇 用	3 4
4. 労働条件、待遇	3 6
5. 労働組合と労働裁判	4 0
6. 邦人管理者の入国と外国人雇用制限	4 2

1. 労働力需給状況と労働生産性

(1) 労働力需給状況

ブラジルは、日本に近い人口をもちながら経済規模は小さく、GNPは、日本の約1/5に過ぎず労働力には相当のゆとりがあると云えよう。

特にサンパウロや、リオ・デ・ジャネイロにおいて、東北伯から貧しく教育のない労働力が流入し、豊富で低賃金に甘じている。

これに引きかえ、技術系労働力は、SENAI・工業高校・技術系大学等において次表1にみる如く増加の傾向にはあるが、その絶対数は常に不足している。この不足は、高賃金を招来しヨーロッパからの移住者が補って来た形である。日本からの技術移住者も、ブラジルの工業化促進による需要増に従い、また一面ではEECの発展によるヨーロッパからの技術移住者の減少を補う形で増加して来た。

このため豊富な低技能・労働力の賃金は安く、教育と技術レベルが高くなるに従い割高の賃金構造となっており、表2に見られるように技術者の賃金は、日本よりもはるかに高くなっている。

表 1. 工業労働力供給状況

(卒業者数 単位 人)

年	区 分	中 学 校			高等学校			大 学		
		工業中学	その他	計	工業高校	その他	計	工科系	その他	計
1963年	S.Paulo 州 全 国	1303 3737	44876 160835	46179 164572	8185 15655	23456 80112	24438 81737	531 2260	4212 16789	4743 19049
1964年	S.Paulo 州 全 国	1313 3932	53089 189094	55402 193026	9449 22655	25694 93108	27044 95417	812 2689	4788 17593	5600 20282
1965年	S.Paulo 州 全 国			61388 214240	11427 25479		32904 111307			
1966年	S.Paulo 州 全 国			69281 249371	13366 36653		37589 129901	1123 3729	4877 20572	6000 24301
1967年	S.Paulo 州 全 国			76174 281849	14774 46685		45101 151795	1413 4736	6251 25372	7664 30108
1968年	S.Paulo 州 全 国	2954 8545	85184 309532	88138 318077	16874 49443	2012 4322	51481 175075	1472 7578	8221 33956	9693 41534
1969年	S.Paulo 州 全 国	3563 9955	96717 349619	100280 359574	24795 66828	1551 5044	58083 200003	1965 9102	11878 45540	13843 54642
1970年	S.Paulo 州 全 国				42789 100320					

資料出所 ANUARIO ESTATISTICO DO BRASIL 1971, RELATORIO DO SENAI 1970, 等

表 2 給与所得比較表

1971年7月(時間当りドルベース)

区 分	ブラジル	日 本	北 米	ドイツ	イギリス	イタリア	ベルギー	スペイン
一般工員	0.24	0.74	3.00	1.27	0.96	0.67	1.34	0.75
	0.42	1.23	3.90	1.80	1.15	1.70	2.08	1.03
機 械 工	0.68	0.68	3.24	1.50	1.01	0.86	1.64	1.02
	1.19	1.13	4.21	2.12	1.19	2.08	2.54	1.29
事 務 員	0.38	0.68	3.11	1.44	0.94	0.79	1.59	0.95
	0.66	1.13	4.03	2.03	1.11	2.00	2.47	1.23
2ヶ国語	1.13	0.81	3.59	2.30	1.22	1.95	1.69	1.63
秘 書	1.98	1.34	4.05	2.82	1.38	3.90	2.51	1.90
技 師 (初任給)	1.44	0.66	5.03	2.20	1.63	1.71	2.44	1.58
	2.52	1.09	5.67	2.70	1.90	3.42	3.84	1.88

注 1. 上段は給与総額、下段は社会保険料等を含め会社が負担する総合計。

2. 本表は、月を何時間とみるか表示ないため月額に換算して比較することは問題である。

資料 サンパウロ市、1971年10月29日付 GAZETA MERCANTIL紙。

伯国の工業化と経済発展は、今後も高水準で続くものとみられているが、現在の技能労働力・供給能力からすれば、その不足もまた当分続くことが予想される。

しかし乍ら、ナザニエル H レフの調査(註1')によれば、ブラジルの重技術工英部門に就業する高度技能者の約50%(註2)は、現実の労働経験のみを通じて、その技能を習得した者であり、ブラジルの技術教育機関の不足にもかかわらず、ブラジルの技能、労働力の供給弾力

性は、比較的高いと云える。

註1ー 「ブラジル国の資本財工業」(1929-1964)ラテン・アメリカ協会刊。

註2ー 中小企業進出の手引(ラテンアメリカ協会編)

サンパウロの自動車部品加工業の技能者は、自社養成(51%)と他社養成(40%)を合わせると全体の91%にのぼるとの統計もあり、これによればSENAI出身が7%、公立工業高校卒が1%で他は1%未満である。

いづれにしても教育された労働力不足の為、相当部分を社内養成しなければならない状態にある。

(2) 労働生産性

一般にブラジル人の労働生産性は低いと云われている。ブラジル人は単純労働においては既れているが、複雑な仕事になるに従い、能力が低下すると云われて来た。

これは、ラテン系民族を中核とする国民性の一面を表しているかも知れないが、同時に教育訓練の如何にもよるであろうと思われる。

前述のナザニエル H レフは、次の様な例をあげて、ブラジル人労働者の質は決して劣っていないとみている。

即ち、重技術工業においては、米国の教育水準をそのまま適用するならば当然必要とされるところと思われる正式な教育の半分以上を節約する様な教育投資しかしていない。

しかも賃金が安いので、単位賃金当りの生産性に換算すると、ブラジルの方が先進諸国よりも高くなっているとしている。また、比較的学歴の貧弱な労働力であっても応用力に欠けることはない。

1950年代にブラジルの工業はより重工業的であり、複雑な製品へ向って大きな変貌を遂げたが、ブラジルの労働者は、この変化に容易に適応して行った。

ヨーロッパからの労働者が、この変化に対し、非弾力的な態度乃至抵抗を示したのに対し、ブラジル人は、新しい生産機械への慣れと、より厳密な精度に自らを適合させてゆく上で、困難を示さなかつたとみている。

日本人から見た場合、買いかぶりの感は免れないが、ブラジル人は一般に云われるほど低度のものでなく、教育訓練のよろしきを得れば良質の労働力となるであろうことがうかがえる。

表3 サンパウロ州における勤労者数と教育程度

工業関係	約 2,000,000 人 (49.6%)
商業 "	" 729,000 " (18.1 ")
農畜産 "	" 1,300,000 " (32.3 ")
計	4,029,000 人 (100%)

これはサンパウロ州人口の 22.4% にあたる。

上記商工業従事者のうち 2,080,000 人について教育程度を調査した結果は次のとおり。

性 別	対象人数	(%)	文盲	小学校卒	中高校卒	大学卒
男	1,647,000 人	79.2%	1.1%	74.7%	20.4%	3.8%
女	433,000 人	20.8%	0.6%	69.2%	25.7%	4.5%
計	2,080,000 人	100%	1.0%	73.4%	21.7%	3.9%

資料 1971.12.1 付 オエスタードデサンパウロ紙ほか。

2. 賃金体系と賃金水準

(1) 賃金体系

ブラジルの賃金は、わが国の年功序列型と異り職務の内容、程度に応じて格付けされる職務給制度（実際には、職能給に近い混合型）がとられている。

労働法でも“同一価値の労働に対しては、性の区別なく、同一の賃金が支払われる”（第5条）ことが明記されている。つまり、賃金は、年齢・経験年数・家族の有無・性別・学歴によるのではなく、その者のもつ技術の内容・質によって格付けされた職務によって決まる。

小企業においては、わざわざ給与表をつくっていないが、従業員約1,000名の甲社における例をあげると次の通りである。

○甲社の賃金体系

賃金を大きく管理部門と技術部門に分け、技術部門は、これを

技術者クラス	(Engenheiro)
“ 補 ”	(Eng. Assistante)
技能者	(Tecnico)
“ 補 ”	(Tec. Auxiliar)

の4段階に分け、それぞれのクラスは更に5～15の段階に分けて賃金を定めている。

管理部門もこれと同様であるので、こゝでは説明を省略する。（表4参照）

表4 甲社（製造工場）における給与表

（サンパウロ市内，1971年10月調）

単位 CR\$（1 cr\$ 60円）

号 クラス、級		A 号	B 号	C 号	D 号	E 号
技術者 クラス	上 級	5.040 ～4.915	4.790 ～4.690	4.540 ～4.460	4.290 ～4.210	4.050 ～3.970
	中 級	3.950 ～3.880	3.730 ～3.660	3.510 ～3.440	3.290 ～3.220	3.080 ～3.010
	初 級	2.980 ～2.920	2.760 ～2.700	2.540 ～2.480	2.320 ～2.260	2.110 ～2.050
技術補 クラス		2.010 ～1.980	1.830 ～1.800	1.650 ～1.620	1.470 ～1.440	1.295 ～1.255
技能者 クラス	上 級	1.825 ～1.780	1.745 ～1.700	1.665 ～1.625	1.585 ～1.545	1.510 ～1.470
	中 級	1.410 ～1.370	1.335 ～1.295	1.265 ～1.225	1.185 ～1.145	1.110 ～1.070
	初 級	1.010 ～ 975	935 ～900	860 ～825	785 ～750	715 ～685
技能補 クラス		630 ～615	595 ～580	560 ～545	525 ～510	495 ～480

この表で同一等級の同一号にCR\$15～125の差が設けられているのは、技術の差に基くものである。従業員は、この表により、その職種、技術に応じた職務に格付けされる。

即ち、同社は、この表を運用する為の補助表をもち、例えば、旋盤工の未熟練者の初任給は、技術補のD号から始るとか、機械組立工の中級

者は、技術クラス初級のA号から始まると云うように定めてある。

たとえ日本の技術系大学を出ていても、旋盤工としての経験により採用されれば、その技能程度により、技能補クラスのA号あたりに格付けされることもあるし、専門の技術を認められて採用されればその程度により、技術者クラスの初級あるいは中級にでも格付けされる。

一般に格付けは、若干低めに行い、3カ月の試用期間の成績を見て、相応の待遇をするのが常である。

この賃金の形態は、特に法的に定められたものではないので、会社により相違があり、進出企業の場合は、手なれた本国の制度慣習をある程度とり入れているところが多い。

日本からの進出企業も、日本人従業員に対しては、年功序列的、終身雇用的管理をもち込んでいるところが見受けられる。

(2) 賃金の構成

賃金の構成は企業によっても異なるが、一般的には次の様になっている。

区 分	説 明
基本給 本 給	月給、日給、時間給にわかれる。
第13ヶ月 目給与	労働法で定められ、12月に月給の1ヶ月分を支給するもの。 これは賞与ではない。
賞 与	この一部をのぞき一般的に賞与を出す習慣はない。
諸手当 超勤手当	普通の超勤手当は25%増となる。 休日出勤の場合など、労働法上この取扱いには、解釈に微妙なところが残っている。
役付手当	役付者等責任ある地位にある者に支給するものであるが、これは義務ではない。

区 分	説 明
役付手当	この手当を本給の30%以上、支給していれば労働時間等、労働法上の拘束を受けない。(例えば超勤手当は支給しないといとされている。
家族手当	14才未満の子供1人につき最低賃金の3%が支給される。これは雇用主が従業員給与の4.3%をINPSに納入し、INPSにプールされた中から該当者に就業会社を通じ支給されるもの。
通勤手当	支給は任意であり、余り一般的ではない。会社によっては、通勤バスを運行しているところもある。
食事手当	支給は任意であり、あまり一般的ではない。会社によっては、給食を行い、その経費の一部、又は、殆ど全額を補助しているところもあるが、この様な場合、一般に給与には計算していない。

なお、企業はこれ等賃金の外に、後に述べる社会保険料等を賃金の32%相当額(サンパウロの工業の場合)を負担しなければならない。

(3) 昇 進

昇進は、勤務評価による上級職務への昇進の形をとり、原則として昇進のないいわゆる定期昇給はない。一般に、従業員の勤労意欲を高める為、毎年1回程度は、何等かの勤務評価を行い、より上位職務に昇進する途を開いている。

日本の様に、終身雇用制でなく、より良い条件を求めての移動が多いので、必要な従業員の定着を図るため、他社の状況を見ながら、給与の調整(実質的に昇給)を図っているのが実情である。

これに反し、会社が必要としなくなった従業員に対しては、昇進はなく、場合によっては解雇がなされることは、日本では見られないことである。

(4) 最低賃金

労働法で規定（第76条以下）された最低賃金は、インフレの関係もあり、最近では、毎年5月1日に改訂されるのが慣例化している。

この改訂率は、インフレ率にほぼ見合う数字になっている。（表5参照）

最低賃金は、サンパウロ州の都市部とグアナバラを最高として、全国を6つの段階に分け、若干の差（151.20～225.60）を設けているが、政府は、これを全国一本に統一しようとしている。最低賃金は、一般の賃金・家賃等・諸価格への影響が大きい。

表5 最近における賃金、生計費等の上昇率比較表

区 分	サンパウロ 工業従業員 組合の賃金 上昇率 (対前年比)	サンパウロ 商業従業員 組合の賃金 上昇率 (対前年比)	サンパウ ロ州生計 費上昇率 (対前年 比)	最低賃金の推移 サンパウロ第1 区 (カッコ内対前 年比)	クルセイロ の対ドル為 替下落状況 (対前年比)
	%	%	%	CR\$ (%)	%
1964年	83		856	42	
1965	45	42	112	66 (571)	214
1966	30	30	163	84 (273)	178
1967	25	25	253	105 (250)	205
1968	30	30	252	12960(234)	203
1969	26	25	226	156 (204)	129
1970	24	25	175	18720(20)	137
1971	22	22	206	22560(205)	154

資料出所 サンパウロ州工業連盟その他

注 1972.5.1日付にて最低賃金が改訂され、サンパウロ第1区は、268.80CR\$となった。

(5) 組合別ベースアップ

インフレによる生計費の上昇に対処して、毎年組合（労働組合の項参照）別に労使間交渉の上労働裁判所の承認又は、調停により賃上げが行われる。

これは、日本のベース・アップに相当するものである。しかし、生計費上昇は、公式発表よりも高率をいうのが常識であり、表5の如く形の上では生計費上昇率よりも高率で、賃上げが行われているが、実質的にはインフレをカバーするに止っている模様である。

この組合別ベースアップは、国のコントロール下にあり、各産業共大差のない率で行われている。表5にかゝげるベースアップ率は、平均率ではなく、全員画一的に同率（最低賃金の者もその10数倍の給与の者も同率）で行われているため、上に厚く、下に薄い結果になっている。

(6) 賃金水準

一般に小企業よりも大企業になるに従い高賃金になるのは、わが国と同様であるが、教育がおくれ、技術者層が薄いため、賃金の上下の巾が大きい。このため、一概に賃金水準を云々することは危険であるが、最近新聞に掲げられたところを一つの参考として表6に示した。

また、日系と日系以外の企業を比較した場合、日系以外の方が高賃金であると云われている。（これは、一般の評であつて、確たる統計はない。）ブラジルには、他の統計と同様、賃金に関する信頼すべき公的統計が殆んどない。

僅かに労働省が2/3法上定められた企業からの届出に基づく統計はあるが、これには、パートタイマーや未成年者も一括に扱っているので、普通に働く者（工美では週48時間労働）の実態を把握し得ない欠点があつた。

本章に掲げる資料は、これらの事情を勘案の上参考に願いたい。

表6 経済活動中の10才以上の者の月収状況

単位 CR\$ 調査時 1 CR\$ 78円相当

区 分	全 伯		サンパウロ州		
	人 数	合計に占める割合	人 数	合計に占める割合	全伯に占める割合
月収	人	%	人	%	%
100 迄	9,374,229	31.7	989,957	15.6	10.6
101~ 150	3,769,887	12.8	646,808	10.2	58.2
151~ 200	4,603,960	15.6	1,265,852	19.9	27.9
201~ 250	1,320,689	4.4	396,641	6.2	30.0
251~ 500	4,307,078	14.6	1,520,642	23.9	35.0
501~ 1,000	1,737,748	5.9	735,408	11.6	42.3
1,001~ 2,000	659,823	2.2	252,561	4.0	38.7
2,001 以 上	305,763	1.0	133,464	2.1	43.6
そ の 他 (註)	3,466,116	11.8	416,110	6.5	12.0
合 計	29,545,293	100%	6,357,443	100%	21.5%

全伯2950万人のうち、農業1300万人、工業530万人、サービス1120万人

(註) その他に区分されたものは、金銭の収入なく数字で表せないもの
(低収入層に属する)及び調査時申告のなかった者である。

資料出所 I.B.G.E.人口統計調査説明表

1970年9月1日国勢調査結果による。

表7 ブラジルと先進諸国の資本財工業における
非熟練労働者、熟練労働者、技師の賃金格差

国名	最低工業賃金に対する 熟練労働者の賃金の比	最低工業賃金に対する 技師の給与の比
ブラジル	4.2	12.0
西ドイツ	2.5	4.0
日本	2.5	5.0
英国	2.2	4.5
米国	3.2	5.5

資料 「ブラジル国の資本財工業」(1929-1964年)

ラテンアメリカ協会刊 III-7, 9頁

注1. ブラジルにおける熟練労働者の相対賃金は、先進諸国のそれよりも30~90%高くなっている。

2. ブラジルの技師の比較賃金は、先進諸国の場合よりも2倍~2.5倍高くなっている。

3. この表の技師は学卒で数年の経験をもつもの。

3. 雇 用

(1) 募 集

従業員募集は一般的に次の様に行われる。

① 学校・SENAI等の教育訓練機関に申込む。

② 会社の掲示板・入口等に掲示する。

(大きな会社には掲示がなくても求職を申出る者が多い)

③ 新聞に求人広告を出す。

④ 職業紹介所に依頼する。

⑤ 友人・知人・または従業員に依頼する。

(当専業団へ申込んでくる場合もある。)

一般に、未熟労働者は豊富であるので、募集に苦勞はないが、熟練労働者・技術者は得がたいので、充分前もって手配する必要がある。

(2) 採 用

大企業の場合、応募者の試験まで職業紹介所に依頼する例があるが、一般には労働手帳・健康証明・求職申込書等による得知選考・面接選考・知能テスト・筆記試験・更には、実技テスト等により、採否を決定する。

また必要に応じ、前歴や身元についての調査をすることもある。

労働者は、労働手帳を所持(労働法第13条)しており、就職に際しては、これを会社に提出するので会社はこれに労働時間・給与等を記入しなければならない。その他採用・退職に当つては、翌月に地方労働局へ届け出る義務など、労働法に定められた各種手続は履行しなければならない。

これ等の手続きは、小企業の場合専門の労務担当を置かずに経理士(Contador)が行うのが一般である。

(3) 退 職

退職には次の4つの形がある。

① 自己退職

② 労働法第483条に基く使用者の責による退職

③ 労働法第482条規定の従業員の責による解雇(正当解雇)

④ 使用者の都合による解雇(不当解雇)

終身雇用制をとらないブラジルに於いては、上記①、④の本人、又は会社の都合に依る退職、解雇が広く行われている。

この①、④の場合、それぞれ1ヶ月前の予告が必要であり(第487条)退職の形態により退職金に差が生ずる。退職金は後述のF・G・T・S

が広く採用されているので、自己退職の場合は、毎月使用者が従業員名で積立てている額（給与の8%）のみ、また不当解雇の場合はこれに10%上積みするだけで足りる。

②の退職と③の正当解雇は、一方が承服しなければ労働裁判に持ち込まれる。

4. 労働条件、待遇

(1) 労働時間

商工業における1日の労働時間は8時間・週48時間労働が一般的である。（労働法58条以下）

但し、銀行従業員の労働時間は、1日6時間・週30時間に制限されている。（224条）

この労働時間は、普通土曜日を除く月曜日から金曜日までの5日間に割り振られる。労働時間は実働で数えられるので、労働時間に含まれない昼食の1～2時間及び午前と午後の休息时间各10～15分を加えると、出勤から退出までの時間は1日約11時間になる。

(2) 賃 金

（省略）

前述の2賃金体系と賃金水準の項参照）

(3) 祝祭日（F E R I A D O）

国又は州及び宗教上の祝祭日で、企業が休みとなるのは10数日（サンパウロ市の場合12日）で、日本とほぼ同じである。

休日が非常に多かったのは、昔語りとなった。

(4) 有給休暇（F E R I A S）

1年勤続し7日以上欠勤のなかった者は20日間の年次有給休暇の権利が発生する。（129条以下）

この休暇は、1回にまとめて与えることが原則とされ、特別な場合の

み2回に分割して与えることが認められる。(但し、1回は7日以下になつてはならない。136条)

また、この休暇を与えなかつた場合は、許可しなかつた休暇の2倍に相当する金額を支払わなければならないとされている。(143条)

年間20日間の休暇は、週5日制労働の場合1カ月に相当し、仕事への影響も大きいので、従業員との話し合いにより、前記143条を逆用して半分程度の休暇買い上げを行つているところもある模様である。(従業員休暇中の仕事をカバーするためアルバイトを雇うことも広く行なわれている。)

(5) 特別休暇(134条関係)

INPSの証明する病気欠勤・結婚・公民権行使等の場合には、それぞれ前記有給休暇に影響なく休めることになっている。

(6) 社会保障

社会保障院(INPS)は、使用者・従業員双方から給与の8%相当額の拠出をうけ、市広い社会保障を行つている。

ブラジルには、日本の企業別の健康保険組合はないので、大企業も零細企業もすべてこのINPSによつている。

ア 医療援助(Auxilio Doença)

INPSは全国の公私立病院と契約し、INPS加入者の健康診断から病気治療を無料で行つており、病気治療の為の欠勤が15日以上に及ぶと、給与相当額をINPS基金から受けられる。(会社は、その分の給与を支給しないでよい。)

INPS病院を利用するには、利用者は行列をつくつて長時間待たされることが多いので、まだ日本の健康保険ほど誰でも利用できる状態にはないが、INPS病院は更に整備されつゝあり、この存在意義は極めて大きい。

INPSの医療援助とは別であるが、労働法は企業の従業員に対する

労働の安全及び衛生について配慮すべきことを規定しており、（１５４条以下）大きな企業は医務室に医師を配置し、小さな会社は、特約医を設けるなど、それぞれ可能な範囲で医療対策を講じている。

イ 恩 給（Aposentadoria）

３０年間INPSに納入し、５５才に達した者は退職時の給与の８０％、その後１年を増す毎に４％づゝ加算され、３５年間納入者には、１００％の恩給が支給される。また５年以上の納入者が６５才以上に達した場合には、その納入金額に応じて恩給を受けられる様になっている。

ウ その他

以上の外、不具になった場合の援助、死亡した場合の遺族に対するもの、出産手当、葬儀補助等幅広い援助が行なわれている。

(7) 労働災害

企業は法律の定めたところにより、業種毎に定められた率に応じて労働保険金を納入する。（工業の場合４．４％）

労働災害が発生した場合は、その度合に応じて補償が行なわれる。

（死亡の場合は、給与の２～４年相当額）

(8) 勤続期間保障基金（F.G.T.S）

退職金の強制積立制度で、使用者は従業員各人名義で毎月の給与から８％相当額を積み立てることが義務づけられている。

この基金は、次の場合自由に引出すことができるが、自己都合による退職の場合は、これができず、次の就労会社に引継がれ、積み立てが継続される。

- 不当解雇及び使用者の責による退職の場合（退職の項参照）
- 労働契約が円満に終了した場合
- 就労会社の閉鎖により退職する場合
- ３０年以上社会保険料を納入し、５５才以上に達し、他から収入の

ない場合

また会社就労中であつても5年以上基金を積み立てた後、次に該当する場合には、引出し使用することができる。

- BNH（国立住宅銀行）の認めるところにより住宅を取得するとき
- 自己又はその家族が重大事に際し、資金を必要とするとき
- 本人が参加して事業を始めるとき
- 結婚するとき（女性の場合のみ）等

詳細は1966.9.13付法律第5107号

（納則は、1966.9.13付省令第59820号）参照

(9)・社会統合プログラム基金（PIS）

この制度は、社会統合プログラムの名の下に憲法の補足法（第7号—1970.9.7付 施行細則は中銀決議174号—1971.2.25付）をもつて定められたもので、勤労者の個人的基本財産をつくることが目的に掲げられている。この基金は、次により納入される資金により運営される。

a 営利会社の場合

- ① 所得税（会社の）に応じて（1973年以降は、所得税の5%、この納入分は減税される。）
- ② 6カ月前の仕切状高に応じて（1974年以降はその0.5%）

b 非営利団体の場合

毎月の給与総額の1%

従業員は、本基金から毎年年末に各人の口座に給与額と勤続年数に応じて分配を受ける仕組みである。

この基金が勤労者の財産づくりを目的とするところから、勝手に引出して使用出来ないことはF・G・T・Sと同様である。

00 厚生施設

企業と従業員との関係は、日本の如く密着していないので、企業単位

の厚生施設も日本程整える習慣がない。

スポーツや娯楽施設はある程度見られるが、社宅や保養所をもつ習慣もまだあまりない。これは習慣上保持しないのと同時に、資金的ゆとりをもたないことにもよるであろう。

一般的にはその必要にせまられて、都会地を離れた企業ほど厚生面に力を入れる傾向にある。

5 労使組合と労働裁判

(1) 労使組合

労働法（第511条以下）において、使用者・従業員・代理人・独立労働者又は自由職業者は、その経済職業上の利害の研究、擁護及び調整のため、組合を結成することが認められている。

組合は、次の3つのカテゴリーに分けられる。

- ① 経済的カテゴリー（使用者側の組合をさす）
- ② 職業的カテゴリー（従業員等の組合をさす）
- ③ 自由職業的カテゴリー

具体的に云えば、わが国に多い企業別組合ではなく、州・郡又は地域単位の産業別組合であり、従業員の労働組合と対応する使用者側組合も同様である。

会計士・弁護士等は企業に勤めていても、自由職業的カテゴリーに含まれる職業別組合を結成している。（但し、組合別ベースアップの場合は、就労会社の率による。）

これ等の組合は、それぞれ上級組合たる連合会（5組合以上により、又は地域別に連合する）及び同盟（3つ以上の連合会より成る全伯の連合体）を組織している。

この組合の活動（権利と義務）には次の様なものがある。

- 行政、司法機関に対し利益を代表する。

- 労働協約を締結する。
- 各カテゴリーの問題の研究、解決に際し技術諮問機関として国家に協力する。
- 職業紹介所を設立運営すること。
- 労働争議に際し和解を計ること。
- 消費及び信用組合の設立を推進すること。
- 初等学校及び職業準備学校を設立しこれを維持すること。

組合への加入は、使用者側・従業員側共、国が定めた分類により所属組合が決り、勝手に加入脱退、あるいは所属の変更はできない。

組合費 (Contribuição Sindical) も国が定めた分類に従い使用者は、その資本金に応じて定められた割合により、従業員は、その給与の1日分を年1回納入することが義務づけられている。(従業員は給与から源泉徴収される)

これ等は形式的に組合に所属しているに過ぎず、実際に組合員として活動を行い、あるいは組合経営の諸施設を利用するためには、この組合費とは別に会費を納めて会員 (Socio) になる必要がある。

この様に組合は政府の掌握下にあつて、1964年革命以来政治活動は禁じられており、日本に於ける様な所謂、労働運動・労使間の対立は見られない。

(2) 労働裁判

労使間の個別的些細な問題から集団的問題に至るまで、その調停処理は労働裁判所が行っている。

1964年の革命以来ブラジルの企業は、労働組合対策が全く不要になったが、労働者の移動が自由であるだけにまた労働法が問題を含んでいる為に些細なトラブルは跡を絶えず、ブラジルの企業は零細企業を除き大抵顧問弁護士を抱えて労働問題の処理にあたらせている。

小企業における顧問弁護士の役割は勿論、労務に限らず法律全般に亘

って企業主の相談に乗るものであるが、労務に関して云えば絶えず労働関係法令の改変、新しい判例に注目し、これを情報として、企業主に提供する役目をもっている。

サンパウロには、日系の弁護士も多くおり、顧問謝金は日本円にして約1万円程度からが相場である。しかし顧問弁護士に盲目的にまかせ切るのは危険であり、企業主は、労働法は一通り心得ておく必要があろう。

6. 邦人管理者の入国と外国人雇用制限

(1) 入 国

ブラジルの外国人法（法令第941号・1969-10-13付）
（施行細則 省令第66689号 1970-6-11付）は外国人の入国のカテゴリーを次の如く区分している。

○ 外国人法第15条

一時滞在証は、次の目的のために来るものに許与される。

1. 文化上の旅行又は研究上の使命
2. 商用旅行
3. 芸術家、又はスポーツマンとして
4. 学生として
5. 技術者（Técnico）、教授又は他のカテゴリーの職業者にして
契約を有する者

○ 同 第16条

ブラジルに於ける滞在期間は、第15条1、2、3の場合、180日間とし、その他（4、5）の場合は、領事官憲の前に立証された課程・契約又はサービス提供の期間に相当するものとする。

単項一 第15条の1、2、3の規定の場合、滞在期間は1回限り同期間（180）までの延期が許される。又同条の4、5の場合、課程期間の変更・契約又はサービス提供期間の変更の立証に対

し延期が許容され得る。

同：第18条

永住査証は、ブラジルに確定的定住を欲する外国人に許容されるものであつて、次の種類がある。

1. 普通、任意的な移住を希望するものに対し。
2. 特例、計画（誘導）移住者として来るものに対し。

（以上、条文は海外移住事業団業務資料第106による。）

従来、進出企業あるいは系列会社に経営者、あるいは技術者を出向させる場合、永住査証が認められたり、認められなかったりした期間があったが、現在は、この新しい外国人法により統一的に扱われている。

即ち、商社の駐在員あるいは技術指導のために一定期間出向する者は外国人法第15条5号（前掲）該当の一時滞在査証である。

最近の例では、2～3年のビザが多い。（一時滞在査証は、法務省扱いで、永住査証は、労働省又は農務省扱いである。）

一時滞在査証であつても、ブラジル法人の役員（株式会社の取締役、あるいは有限責任会社の出資社員）として登録でき、その代表権の行使にも原則として支障はない。

その根拠は、株式会社法第116条が、「株式会社は株主である与否とを問わず国内に居住し総会で選任された1人若しくは2人以上の取締役により経営される。」としており、「居住」とは、伯国民法によれば「居所（Residência）」を有すればよく、「住所（Domicílio - 生活の本拠）」を有する必要はないと解釈されるところによる。

また、企業者移住の如く永住の目的で渡航する者は、当然永住の第18条に該当であり、ブラジルの法人と契約により、技術提供あるいは経営のため渡航する者も、それが永住の目的で渡航する場合も第18条の移住として扱われ得る。

（但し、伯国当局が個々のケースについてそれを認めるか、どうかは

別問題である。)

この様に入国の形態は、その目的により異なるが、比較的容易に入国が認められる。しかし永住と一時滞在では、入国に際する携行荷物に大きな差異が生ずる。即ち、永住査証の場合は、日伯移住民協定及び伯国輸入税法(1966.1.18付大統領令法第37号、更に1967.9.11付政令第61324号—外国よりの荷物の通関に対する規則及びその他の措置—訳文「移住研究」第4掲載)により、家庭用品は勿論、携行機(1機種1台に限られる)も無税扱いとなるが、一時滞在査証の場合は家庭用品、職業用品共相当制限される。

(2) 技術者の入国制限

工業技術者等伯国労働省が外国人法第18条に基づき定めたリスト記載の職種であれば計画移住者として入国が容易であるが、ブラジルで公約免許、あるいは資格を必要とする医師、薬剤師、建築技師等については国内の有資格者保護のため厳しい制限が加えられている。

しかし、これは全く不可能なことではなく、例えば、建築技術者としてブラジルで仕事をしたい場合には、本人のもつ他の技能をもって移住し、資格ある建築士の助手等として実績をつくり、あるいは正規の学校を出ることによって資格を取得する方法もある。

(日本の技術者としての資格をブラジルの学校を出ることなく、書類審査のみで認めてもらうことは法的には可能であるが、これは相当長期を要すると思わなければならない。)

(3) 外国人の雇用制限(2/3法について)

伯国総合労働法は、ブラジル人労働者保護の立場から、その第2章(第35条以下 所謂3分の2法)において、3人以上の労働者を雇用する企業(個人、法人を問わず)は、3分の2以上のブラジル人を雇用すべきことを規定している。この割合は、従業員数のみでなく、その支払給与に就いても同様としている。

この法律においては、ブラジルに10年以上居住し、かつブラジル人である妻または子をもつ外国人は、ブラジル人と見なされることになっている。

（外国人の子ども属地主義により、ブラジル生れはすべてブラジル人である。）

この2／3法は経営者数については、規制していないので外国系企業で外国人の割合の高いところでは、この比率を守るために経営者を増やしている例も多い模様である。

参 考 文 献

ブラジル総合労働法（海外移住事業団，業務資料№139）

外国人法（海外移住事業団，業務資料№106）

Anuario Estatística do Brasil—1970, 1971

（I.B.G.E）

Sinopse Estatístico do Brasil—1971（I.B.G.E.）

ブラジルへの中小企業進出の手引（ラテンアメリカ協会）

ブラジルにおける中小企業経営（海外移住事業団，業務資料№083）

ブラジル日系企業（海外移住事業団，業務資料№098）

中小企業移住調査報告書（外務省）

移住研究（海外移住事業団）



2. 流 通 事 情

目 次

1. 市場の条件と構造	4 8
2. 流通機構，販売経路，商慣習	5 9
3. 政府の価格政策	6 6

1. 市場の条件と構造

(1) 人口分布

ブラジルは、日本に次ぎ世界第8位、9,450万の人口（1970年国勢調査）を擁し、日本の約23倍の面積に分布しているが、主に南東部に偏在し、全体の約4割は、サンパウロ、リオを含む地域に集っている。（表8）

世界的傾向である人口の都市集中も、ブラジルの工業化と共に1950年代から急速に進み、100万都市は5つに及んでいる。（表9）

特に南米最大の商工業都市サンパウロの膨脹は激しく、1961年から1970年までの10年間に58%の増加を示した。

その原因の一つに貧困な東北地方からの貧民の流入があり、これが低賃金労働者を供給する反面、社会問題のもととなっている。（表10）

しかし、ブラジルは、未だ奥地に未開発の資源（地下資源・木材・農牧業用地）を豊富にもち、目下開発途上にあつて、開拓前線への移動奥地から奥地への移動等も依然としてあるので、日本の如く完成した社会における農村の過疎化とは異り流動的である。

人口増加率は、死亡率の低下もあり、高率（1960年～1970年平均33%）で発展途上にある若いブラジル国においては、若干、鈍化することはあつても、相当高率で、人口増加が続くものとみられる。（ブラジルの人口増加率に占める入移住者数の割合は僅少である。）

表8 ブラジルの人口分布

1970.9.1付 国勢調査結果

区 分	郡 数	人 口（人）
ブラジル国		
合 計	3,952	94,508,554
北 部	143	3,650,750

区 分	郡 数	人 口 (人)
東 北 部	1,376	28,675,081
南 東 部	1,410	40,331,969
内グアナバラ州	1	4,315,746
サンパウロ州	571	17,958,693
南 部	717	16,683,551
中 西 部	306	5,167,203

資料 SINOPSE PRELIMINAR DO CENSO
DEMOGRAFICO (I.B.G.E.)

表9 ブラジルの大都市(10位まで)

1970.9.1

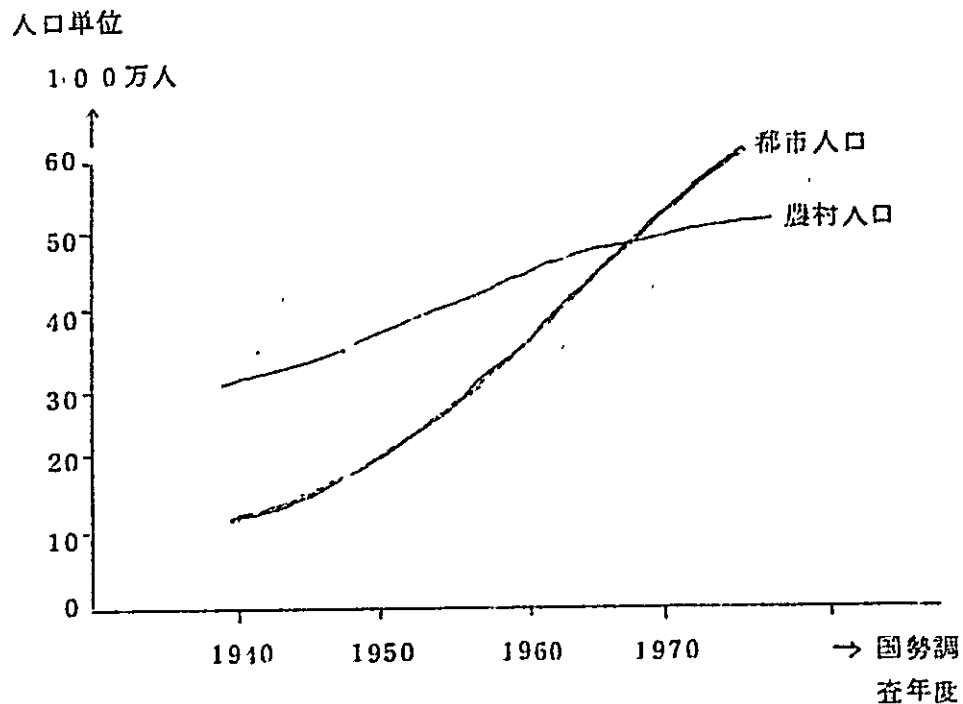
(国勢調査結果)

市 名	所 属 州 名	1960年人口	1970年人口
サンパウロ	サンパウロ	3,307,163	5,241,232
リオデジャネイロ	グアナバラ	3,164,804	4,315,746
ベロオリゾンテ	ミナスジェライス	788,569	1,126,368
レシーフェ	ペルナンブコ	642,912	1,070,078
サルバドール	バ イ ア	630,878	1,017,591
ポルトアレグレ	リオグランデドスール	617,629	887,338
ベ レ ン	バ ラ	359,988	572,654
フォルタレーザ	セ ア ラ	354,942	529,933
クリチーバ	バ ラ ナ	344,560	497,626
サントス	サンパウロ	262,048	417,275

資料 SINOPSE PRELIMINAR DO CENSO DEMOGRAFICO(I.B.G.E.)

表10 ブラジルの人口推移（都市と農村人口）

（1970.9.1国勢調査結果）



資料 SINOPSE PRELIMINAR DO CENSO DEMOGRAFICO
(I.B.G.E.)

(2) 経済規模と生活水準

ブラジルは、日本を抜き世界一の経済成長率（1971年11.3%）を誇りとしているが、粗鋼生産は年間約100万トン（1971年）で、世界の一流メーカーが目白押しに進出しているながら、自動車生産は約50万台（1971年）に過ぎず、G・N・Pを見ても日本の約5分の1でまだその規模は小さいと言わなければならない。

表 1 1 ブラジル国の経済指標

区 分	経 済 成長率 %	工業生産 増 加 率 %	鉄鋼生産高 (1,0 0 0 トン)	自動車生産 台 数	工業用電力 消 費 量 (百万KW) 全 伯
1 9 6 4 年	2.9	5.2	3.0 1 5	1 8 3.7 3 5	7.4 2 3
1 9 6 5	2.7	-5.0		1 8 5.1 8 7	7.2 5 7
1 9 6 6	5.1	1 1.7	3.7 8 1	2 2 4.5 7 4	8.6 7 0
1 9 6 7	4.8	3.3	3.7 3 4	2 2 5.3 8 9	8.8 3 5
1 9 6 8	8.4	1 3.2	4.4 5 3	2 7 8.4 7 3	1 0.2 8 4
1 9 6 9	9.0	1 0.8	4.9 1 6	3 4 9.5 2 6	1 1.4 8 9
1 9 7 0	9.5	1 1.1	5.3 9 0	4 1 6.3 9 4	1 2.6 0 7
1 9 7 1	1 1.3	1 1.2	概 算 6.0 0 0	5 1 6.0 3 8	

資料 ANUARIO ESTATSTICO DO BRASIL 1971ほか

国民所得は、1人当り1970年でUS\$382(日本の1/5)、
貧困な東北伯のUS\$207に対し南伯はUS\$589(世界平均は約
US\$600)と高く、地域的な発展のデコボコが目立っている。

また地域的格差と同時に同一地域内においても貧富の差が大きく、経
済活動中の国民(但し10才以上)の60%以上は最低賃金(月約US
\$40)以下の収入しかない状態で、CR\$2,000(約US\$360)
以上の収入ある者は全体の1%に過ぎない。

(1970年国勢調査結果表12参照)

この様に日本に比べると、小規模、且つむらのある消費者を対象とするため一挙に大量生産、大量消費は期し難く、小数量多品種生産によるコスト高は免れない。

しかし、政府の文盲撲滅運動をはじめとする教育普及政策は効果を収めつつあり、これが経済成長による雇用の増大と相俟つて、中産階層は次第に厚くなり、消費需要の質的向上を招来するものと思われる。

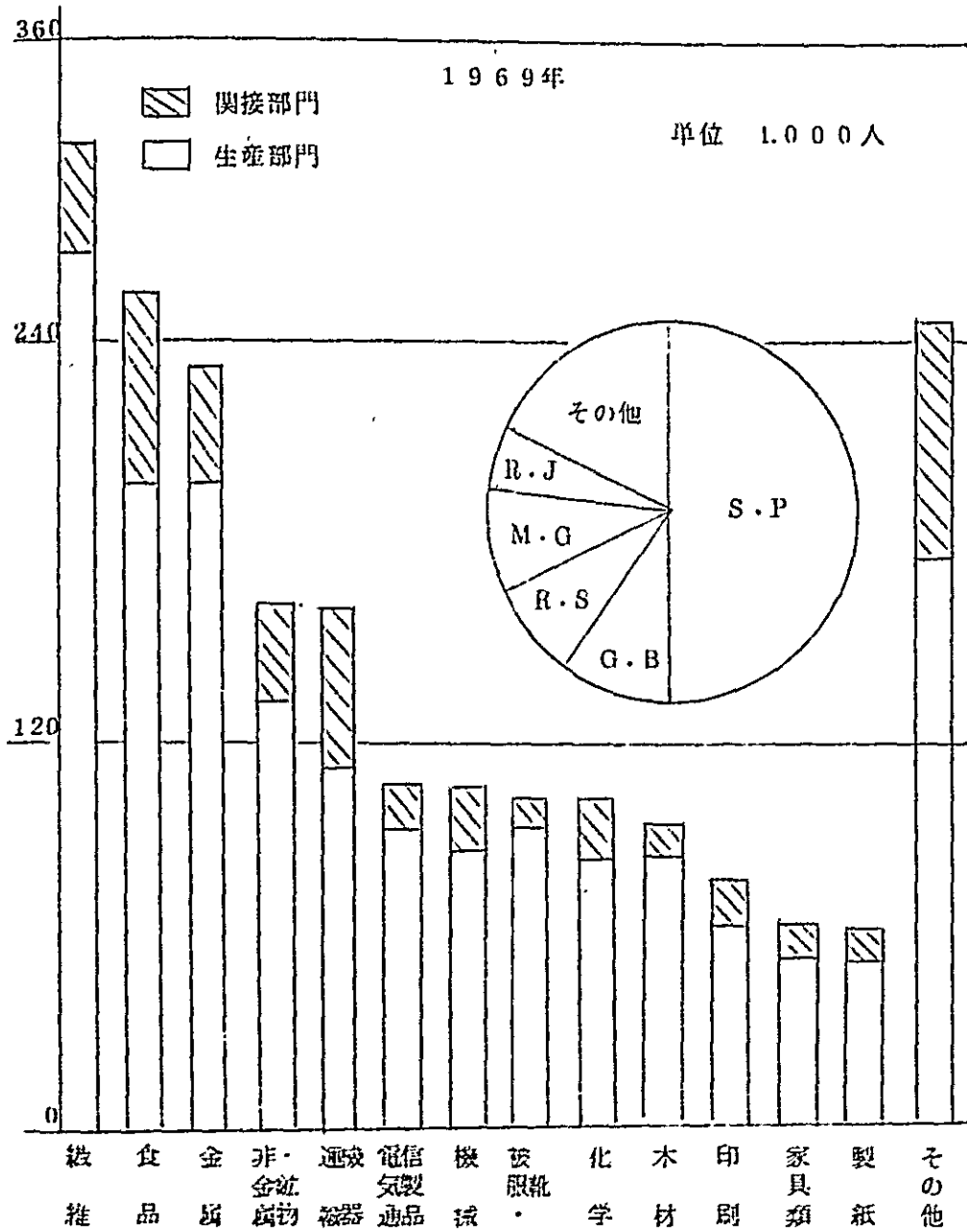
表12 企業の規模別概要（工業）

1969年末現在 1クルセイロ約83円

人員規模別	企業数	従業員		賃金(単位1,000クルセイロ)		一般経費(1,000 クルセイロ) (除、賃金、 生産経費)	生産経費 (1,000クルセイロ)		生産高 (1,000 クルセイロ)	附加価値 (1,000 クルセイロ)
		計	生産部門	計	生産部門		計	原材料費		
合計	37,260	204,713人	164,964人	9,081,283	5,909,343	1,011,023	36,838,818	34,389,229	72,783,479	35,944,661
従業員 0人	945	—	—	11,490	8,166	17,798	94,751	91,627	151,246	56,495
1～4	6,986	19,244	13,023	39,262	24,129	50,246	372,865	360,080	549,586	176,721
5～9	7,862	52,591	39,869	125,416	80,045	151,236	1,080,511	1,046,100	1,631,316	550,805
10～19	7,174	98,328	79,333	282,706	190,578	353,315	1,822,284	1,754,663	2,979,702	1,157,418
20～49	7,054	218,680	181,505	705,920	467,145	801,097	3,394,646	3,233,671	6,230,202	2,835,556
50～99	3,365	234,511	194,684	892,949	568,243	1,013,404	3,764,439	3,554,555	7,180,737	3,416,298
100～249	2,265	349,013	283,696	1,441,858	906,933	1,742,714	6,300,151	5,933,494	12,127,457	5,827,306
250～499	932	319,984	258,565	1,391,827	877,281	1,623,019	5,465,072	5,132,861	11,422,765	5,957,693
500～999	457	309,556	250,190	1,408,688	920,693	1,667,411	5,256,213	4,834,324	11,347,187	6,090,974
1,000以上	220	445,230	348,778	2,781,167	1,866,130	2,689,993	9,287,888	8,447,856	19,163,283	9,090,974
以上のうち サンパウロ州所在	10,589	1,023,063	809,894	5,525,992	3,546,275	5,723,855	20,403,564	19,146,581	41,215,265	20,811,701

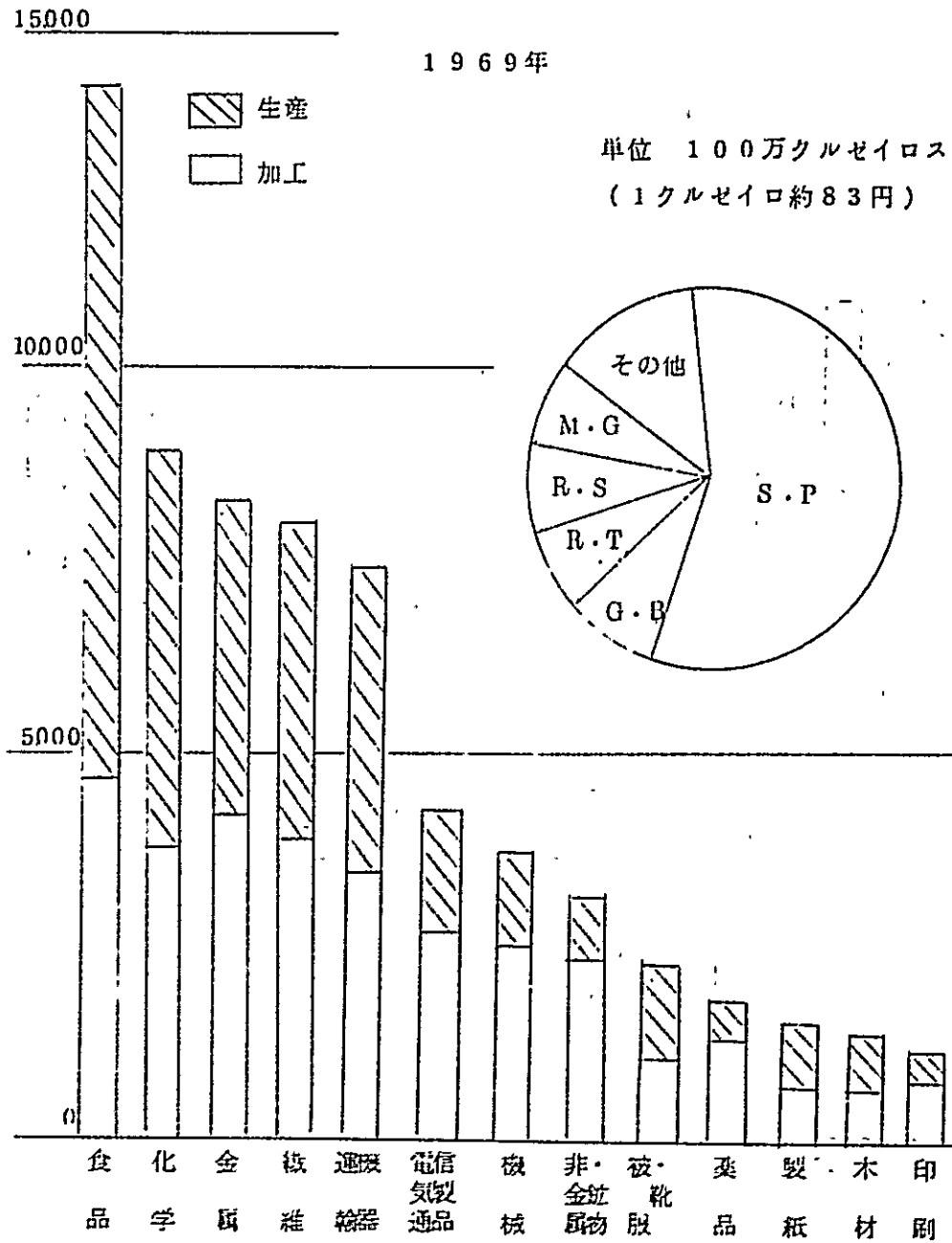
資料 SINOPSE ESTATISTICA DO BRASIL 1971 (I.B.G.E)

表13 ブラジルの産業別従業員数



資料 SINOPSE ESTATÍSTICA DO BRASIL 1971 (I.B.G.E)

表14 ブラジルの産業別生産高



注 S.P.=サンパウロ州 G.B.=グワナバラ州 R.T.=リオ・デ・ジャネイロ州
R.S.=リオ・グランデドスール州 M.G.=ミナス州

資料 SINOPSE ESTATISTICA DO BRASIL 1971 (I.B.G.E.)

(8) 通信運輸

ア 通 信

物的流通の一端を担う通信業界の立ち遅れは顕著で、例えば1969年における全伯の電話機数は約180万台（1968年の日本は、1,500万台）に過ぎない。

これは郵便、電信についてもほぼ同様と見てよいであろう。

この通信面の後進性による流通機能への影響は、ブラジルの広大な面積を考えると重大であるが、マイクロウェーブ網の整備により電信電話は徐々にではあるが改善されつつある。

例えば、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ間の電話は回線不足の問題はあるがほぼ自動となり、他の大都市間も半自動になりつつある。（都市間を結ぶマイクロウェーブ網の建設及び都市の電話設備の改善には、日本からの進出企業と技術移住者が大いに活躍している。）

イ 陸上運輸

ブラジルは、鉄道の発達を見ないまま自動車時代を迎え、現有32,015km（1970年、I.B.G.E統計）の鉄道も殆ど単線で利用度は低い。これに比し、道路網は表15の如く整備され、旅客輸送のための長距離バス網も発達している。

政府は、主要都市間は勿論、アマゾン橋断道路等奥地開発のための道路建設にも力を入れており、新しい道路開通あるいは舗装完成によって奥地への時間的・経済的距離は次第に短縮されつつある。

ちなみに、貨物・トラックによる大都市間の所要時間は次の通りである。

サンパウロ～ベレン間（アナポリス経由）	3,034 km（舗装未定）	144時間
～レシーフェ間	2,788 km（舗装未定）	140 "
～カンボグランデ間	1,030 km（全舗装）	35 "

サンパウロ～リオ・デ・ジャネイロ 435 Km (全舗装) 10時間
(1日走行10時間, 貨物のため時速50～60 Km)

この陸上貨物輸送の主力をなすトラック輸送業者としては、日本の日通にあたる様なビッグ・ビジネスが育っておらず、中小運送会社・個人運送屋が入り乱れているのが現状である。

一方、大都市内における交通もバス・タクシー・自家用車によっているため、日本の如く私鉄あるいは国鉄のターミナルを中心とした百貨店等小売店の発達が見られない。

(サンパウロ, リオ・デ・ジャネイロでは、路面市街電車が撤去されて久しく、現在は地下鉄建設の工事中であるが、完成は数年後となる。)

表15 道路網等整備状況

1. 道路網整備状況(国道)

区 分	全 長 km	舗 装 km	未舗装 km
1964年	38,454	12,501	25,953
1970年	51,541	24,146	27,395

2. 鉄道保有キロ数

区 分	総 キ ロ 数
1964年	34,262
1970年	32,015

3. 航空路活動状況(全伯主要15空港統計)

区 分	便 数	乗込乗客数(除通過)	積込貨物量(除郵便)
全 伯	99,235便	2,821,975人	42,034トン
コンゴニヤス(S・P)	2,2910	74,0574	9,254

資料 SINOPSE ESTATISTICA DO BRASIL 1971(I.B.G.E)

ウ 航空運輸

広大な面積をもつブラジルにおいては、航空網もまた重要な交通機関の一つであり、比較的発達している。小さな飛行場は、ちよつとした町、あるいは農場に迄つくられている。

定期航路の旅客運賃は、サンパウロー

ロンドリーナ間約500kmで片道US\$34 (CR\$193)
空のタクシー(双発4人乗り、往復運賃)ではUS\$393
(CR\$2,200)(レート1米ドル5.60クルセイロとして)
である。

エ 海上運輸

外国航路は、ロイドブラジレイロ社(政府が51%の株をもつ官民共資会社)の独占であるが、約6,000kmに及ぶ沿岸航路と河川航路は、民間会社船が運航している。

アマゾン等河川が入り組み、道路の発達が遅れた地域を除いては、陸上と航空輸送の発達により、海上運送の影は薄れている。

2. 流通機構、販売経路、商習慣等

(1) 流通機構

ブラジルには、わが国の総合商社の如く、組織と資本力をもった本格的流通業者は存在せず、歴史的背景をもち複雑に入り組んだ問屋制度もない。

小売商業界は、スーパーマーケットの普及により、零細小売商は圧迫されつつあるが、小規模店はそれなりの持ち味を生かし、家族労働ないしは低賃金労働に支えられた強味をもっている。(表16)

一般に、我が国に比し流通機構の複雑さをもたない反面、大量生産、大量消費による流通革命の内的要因もなく、その小規模性が特徴と云えよう。

また、流通機構を規制するものに商品流通税（州税）の存在がある。
（租税制度の項参照）

商品流通税は、輸向工業製品・一部農薬用機械・一部農産物等優遇
免税扱いのものを除き、商取引の各段階において、15～17%の高率
の課税がなされる。従つて、商取引が一段階増すごとに、商品コストが
それだけ増すことになり、メーカーから消費者に至る取引段階は、出来
る限り短縮するように工夫されている。

表16 商店数とその従業員数、日伯の比較

区 分	ブラジル（1960年国勢調査）		日本（1964年通産省調）	
	商店数	従業員数	商店数	従業員数
総 数	361,503	962,224	153,378	634,458
法人	67,908		28,311	
個人	293,595		125,066	
卸 商	28,799	221,172	22,924	252,376
小 売 商	332,704	741,052	130,453	381,081
総数のうち サンパウロ	79,238	267,512		

資料 伯国農水産及び日系移住者統計 1969年度版

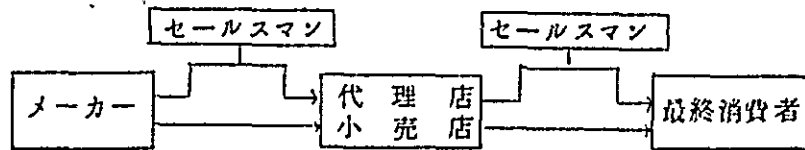
（外務省領事移住部移住課）

（3）販売経路

販売経路は英種により異り、基本的には日本と同様であるが、参考の
ために2～3例示しよう。

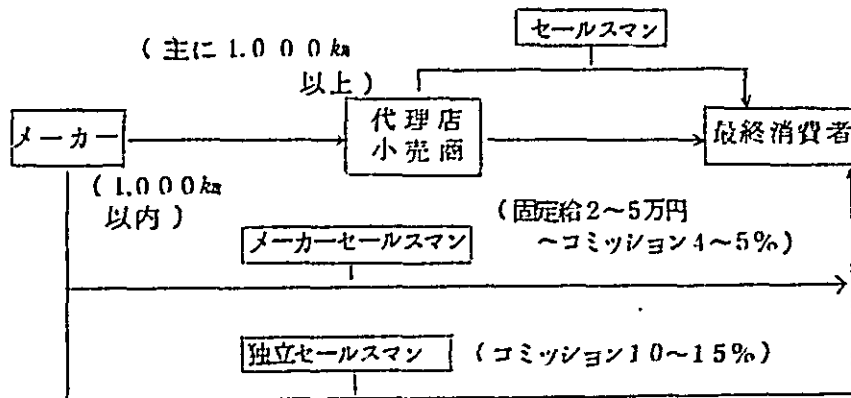
販売経路図

(1) 家庭用電気製品、乗用車等の例

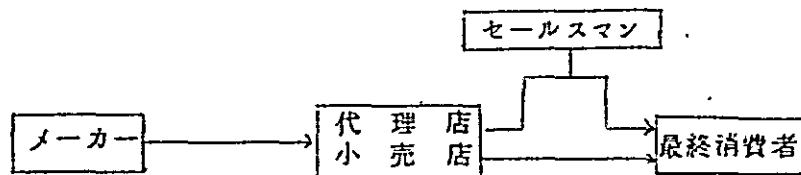


(2) 農業機械類の例

a 小メーカーの場合

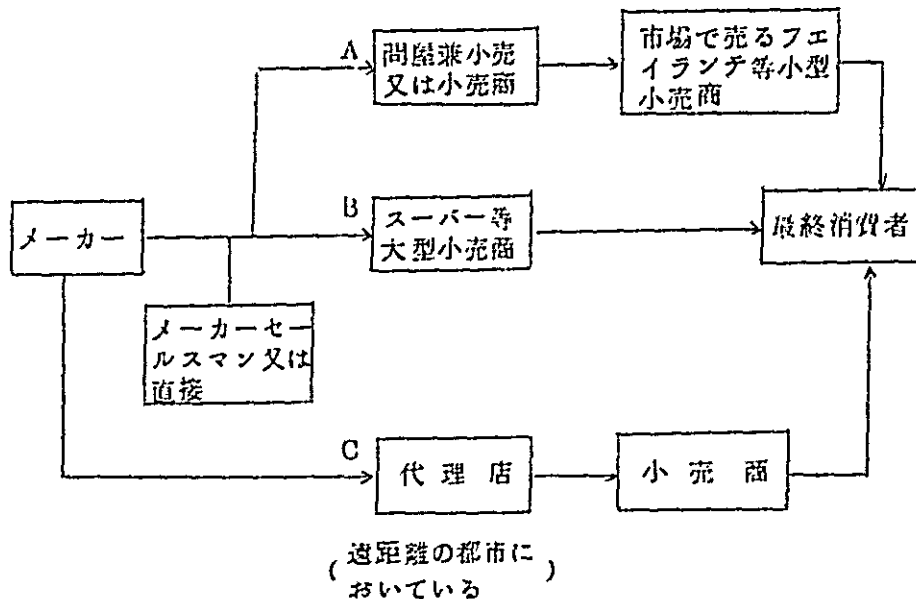


b 大メーカーの場合



(3) 家庭用プラスチック製品の例

(甲社の場合)



(注) 甲社の例

1. 家庭用品は、大都市消費が多いので販売致度 A (問屋) 向け 20%、B (スーパー等) 向け 60%、C (代理店) 向け 20% となっている。
2. セールスマンはメーカーセールスのみで、そのコミッションは販売地域により 3~8% にわけてある。
3. メーカー渡しの値段は固定してあるが、取引高により値引 (10~20%) の形をとっている。
4. 小売商のマージンは、現金売の場合 15% 程度
5. 小売価格は定めていないので、中間マージンの大小流通段階の多少、小売商の販売方針等により、店によって、あるいは地域によって 10~20% の開きが生じてくる。

また、スーパーマーケットが必ずしも安いとは限らない。

6. 売れ残り品の返品はしないことになっているが、買手の見込み違いによる売れ残り品・買手で生じた破損品・汚損品等をわざとこわして破損品扱いとして返品する習慣がある。これ等は結局メーカーの負担となっている。

消費者が広大な国土に分散していること、流通産業の発達がおくれていることなどからブラジルでは、セールスマンの活躍する度合が多く、セールスマンの社会的地位も高いと云える。

セールスマンには、メーカー、或いは代理店の従業員として固定給＋コミッションによるものと、会社との雇用関係はなく、独立でコミッションのみにて働くものとの2種類がある。セールスマンは普通、受持地域を定められており、担当地域の顧客に対する新製品の紹介・アフターサービスや購入資金の融資取り次ぎ等を行う反面、メーカーに対しては市場の各種の情報の提供等、生産と消費とをつなぐ重要なパイプの役を果たしている。

今後、メーカーが企業間競争に勝ち残る為には、自社サイドに有利な流通組織を形成することが肝要で、販売系列の整備がメーカー側から進められる方向にあり、独立のセールスマンもやがてメーカー専属に組み込まれてゆくものと思われる。例えば、農機具製造の中小メーカーは、代理店に対する支配力が弱いのでこれをカバーするためセールスマンが効率的に活動できる1.000程度を限度として、セールスマンによる直販方式をとっているが、大メーカーになるに従い、代理店直結方式が多くなっている。

(3) 商慣習等

ア P・R

広告媒体は、日本と同様、ラジオ・テレビ・新聞・雑誌・屋外広告等であるが、国土が日本の23倍の広がりをもつこと、情報産業の著

しい後進性、国民性の相違等のため、広告宣伝は、この国に合った工夫が必要である。

新聞・ラジオ・テレビの広告は、日本と同様であるが、野立ち広告街のネオンサイン・新聞の折り込み・広告等は、その警し悪しは別としても、日本に比し極めて少い。

一般に進出企業等大企業は、マスコミ媒体の利用による宣伝は活発であるが、他の小企業はP・Rについて研究不足の感を免れない。

イ 消費者志向

わが国の小売業界は、百貨店からチェーンストア、スーパーマーケット、更には、ディスカウント、ストアへと、そえぞれの時代に於ける流通革新の波に洗われて今日に至っている。

一方、ブラジルでは、市内交通が自動車によるため、日本の様な私鉄と結びついた百貨店の発達を見ないまゝ（サンパウロでは、百貨店と云えるものは数店しかない）約10年前からスーパーマーケットが普及し、これが地方都市でも定着しつつある現状であるが、人口約600万のサンパウロ市においては、末だに朝市（フエイラ、注参照）が市民の消費生活に大きな役割を果たしている有様で、これに対する消費者の志向も日本とは、その様相を異にしていると思わなければならない。

一般的には、商品の品質・包装等に鈍感で（おしやれで、美的感覚が鋭い面ももち合わせているが）価格が品質に比例しなかつたり、同じ品物でも店により10～20%程度の差があることは一向に平気で低価格のところに消費者が集中、殺到することもない。

また商店は、在庫管理が悪く、品切れは日常茶飯事であるが、消費者がこれに慣れつこになつていることも一般的である。日本の様に新製品にとびつくことがなく、保守的傾向にあるのは国民性ともみられるが、これは人種の多様性と共に教育水準・所得水準の格差の大きい

ことも関係が深いと思われる。

これ等のことは、メーカー対卸小売商・親企業対下請企業の間にも表われており、情報の不正確さ・品質のむら・納期の遅れ等、充分留意を要する問題である。

(注) フェイラ

各地域毎に毎週1回路上で朝から昼頃迄開かれる移動市場で、屋台をもった小売商から成っている。

野菜・花・果物・穀類・魚貝類・肉類から雑貨までを扱い、市民のための生活必需品の重要な供給源となっている。野菜など生鮮食品は、閉店間際には朝の半値位になることは常である。しかし、サンパウロ市では、衛生上の問題等から次第にこのフェイラを縮小・閉鎖の方針をとっている。

ウ 取引条件

商取引開始に当っては、買手の信用状態を調査するのが原則で、外部に依頼することもあるが、普通は専門の要員を抱えている。

調査は、当該買手と取り引きがある銀行・メーカー等に対して行われるが、時には競争相手の企業に照会する場合もある。

この様に調査をしてもなおかつ、こげつきを生ずることがあるので注意を要する。

悪質な場合は、法的手段をとることもある。

販売代金の回収は、銀行振込みが主で、遅れた場合は、直接収金人を差し向けるが、遠距離の場合はその回収費用もかさむので、信用調査は不可欠である。

支払期限は、30～90日が多いが、長いものは180日という例もある。まだ年間約20%程度のインフレがあり、金利も高いので、支払期限が短いとか、現金払いの場合にはそれに応じた割引がなされる。売り手は資金繰り上Duplícataは銀行割引にまわすのが一般

である。

3. 政府の価格政策

ブラジルでは、これまで物価統制の機関としては、食品部門のみを対象としたSUNAB (Superintendencia de abastecimento)があつたのみである。

しかし、1964年の軍事革命以来政府はインフレの克服、物価の安定を経済政策の大目標にかゝげ、物価の無秩序な変動を統制するため、

1968年8月29日大統領令第63,196を公布した。

(施行細則は、涵工省令第8-1968-10-31)

同法によりこれまであつたSUNABは、発展的に解消され、新たに大蔵・商工・農務・企画の4省により構成されるCIP (価格審議会 Conselho Interministerial de Precos)が創設された。CIPは、以上の構成の外に工業、涵業、農業の各使用者組合の連盟及び同従業員組合連盟(労使組合の項参照)を諮問機関としている。

企業体が価格の調整を希望するときは、その企業の属する使用者組合連盟の推せん書を付しCIPに申請する。

(値上げを要する理由、例えば、原材料、人件費の値上げ、輸入価格のアップ等を根拠とする。)

CIPは、この申請を分析評価し、45日以内に意志表示をしなければならず、この45日以内になんらの意志表示もないときは、自動的に承認を受けたものと見做される。

これに違反する場合は、干渉又は制裁が行われることがある。

例えば、正当な手続によらず値上をした企業に対しては、

1. 値上前の価格に引戻すこと。(第10条1項)

2. Lei 4137 (1962-9-1付)

Delegado 第4 (1962-9-26付)] (第10条2項)

に基づき行政干渉を行い、これを正常化することができることになっている。

この外、大企業など、この制度を忠実に実施した場合には、開発銀行等の融資を優先的に受けられる恩典がある。

参 考 文 献

Anuario Estatístico do Brasil-1970, 1971
(I.B.G.E)

Sinopse Estatístico do Brasil-1971
(I.B.G.E)

ブラジルへの中小企業進出の手引(ラテンアメリカ協会)

ブラジルの投資環境(ラテンアメリカ協会)

ブラジル国の資本財工業-1929~1964(ラテンアメリカ協会)

ブラジルの租税(ラテンアメリカ協会)

ブラジルにおける中小企業経営(海外移住事業団, 業務資料№083)

ブラジルの日系企業(海外移住事業団, 業務資料№098)

中小企業移住調査報告書(外務省)

移住研究(海外移住事業団)

3. 金 融 事 情

、 、 、

目 次

1. 一 般 事 情	7 0
2. 資金の調達方法	7 5
3. 金利の現状と動向	8 2
4. 商事会社形態	8 4

1. 一 般 事 情

1964年3月のいわゆる革命政権の下に法律第4595号(1964年12月31日付)をもって通貨・信用及び銀行の政度が確立され、政策決定の最高機関としての国家通貨審議会とその決定の実施機関としてのブラジル中央銀行が創立されたことは、永年の懸案を一挙に解決したものであり、ブラジルの通貨及び金融の歴史上、画期的な出来事であった。

国家通貨審議会は、名実ともにブラジル国の通貨・信用及び諸経済政策の最高機関であり、蔵相を総裁、企画相を副総裁とし、商工相・農相・内相、中央銀行・ブラジル銀行及び全国経済開発銀行の各総裁並に中央銀行の理事6名をもって構成されている。

ブラジル中央銀行は、大蔵省の外局であった償還局より、再割引局・銀行資金動員局及び銀行監督局を吸収し、中央銀行としての体制を整え、国家通貨審議会の決定の実施機関として、通貨(銀行券)の発行・信用金融及び資本市場の規制・金利・為替相場の決定を行っている。

ブラジルに於る金融機関は、次のように分類される。

公的金融機関	会社形態
ブラジル銀行	株式会社
全国経済開発銀行	公 社
全国住宅銀行	公 社
庶民金庫	公 社
全国協同組合信用銀行	株式会社
東北信託銀行	株式会社
アマゾン銀行	株式会社

私的金融機関	会社形態
商業銀行 (州と民間共資のものをふくむ)	株式会社
外国銀行	政令による認可
投資銀行	株式会社
信用金融会社	株式会社
不動産信用会社	株式会社
信用協同組合	組合法

ブラジル銀行 (Banco do Brasil S.A) は、ブラジルで最も古い銀行であり、その設立は1808年1月にさかのぼる。1965年中央銀行発足後も、政府の信用と金融政策実施の主要機関として指定されており、国庫及び中央銀行の出納業務、公的機関との独占機取引、外国為替の主導的操作のほか、外国貿易管理業務を担当している。更に民間金融面においても、永年の歴史的背景と経験の下に、農工商金融に指導的役割を演じており、その支店網はブラジル全土に亘り、約740支店を有し、外国にも約10支店を有している1972年2月には東京支店が営業を開始した。

全国経済開発銀行 (Banco Nacional de Desenvolvimento Económico-BNDE) は1952年6月20日付法律第1628号をもつて連邦政府のアウタルキーア(独立機関)として設立されたものであり、1971年6月に公社に組織替えされ更に近く官民共資の株式会社となることは法律上の決定事項である。

この銀行は、出資金・所得税・付加税等の収入、連邦政府予算からの振替、外国からの借款等を原資とするほか、各種の特別基金を管理し、インフラ、ストラクチャー及び基本工業部門への長期資金供給を行う中枢機関である。

全国住宅銀行 (Banco Nacional de Habitação-BNH)は、ブラジル全土に亘る都市住宅計画の実施と調整の中央機関として、1964年の法律第4380号をもって連邦政府のアウタルキープ(独立機関)として設立され1971年12月に公社となり、更に近く官民共資の株式会社に編成替えされることとなっている。この銀行の管理下には、勤続期間保証基金(FGTS)及び衛生金融基金(FISAME)があり、政府出資金不動産証券(Letra Imobilia)の売出、BID、AIDよりの借款等を併せ、多額の原資を動員して、州及び市の政府機関、連邦及び州の庶民金庫・不動産信用会社・住宅組合等の住宅計画に融資又は再融資すると共に、これ等の指導監督を行っている。

庶民金庫 (Caixa Economica)には連邦立(federal)と州立(estadual)とがあるが、特に連邦庶民金庫(CEF)の活動は著しい。

CEFの店舗網は、ブラジル銀行に次いで全国的であり広く庶民の預金を吸収する一方自動車購入金、住宅所得金の中長期融資、小口貸出のほか、公設質屋的業務を営む等、ブラジル独特の金融機関である。更に1970年7月付補足法第7号をもって創設された社会統合プログラム(PIS)に基づく従業員企業の利益参加基金はCEFに投入され、その管理下に置かれ、投資銀行を通じ、資本市場に投入され、株式の引受け取得に当てられる。この基金は逐年累積し巨額に達するので、資本市場における重要な資金源となる。

全国協同組合信用銀行 (Banco Nacional de Credito Cooperativa S.A.-BNCC)は金融援助による組合主義の振興を目的とする官民共資の株式会社であり、民間株主は協同組合である。

東北伯銀行 (Banco do Nordeste do Brasil S.A.-BNB) と

アマゾン銀行 (Banco do Amazonia-BASA) は、夫々貧困にして人口の多い東北地方及び未開にして人口の少いアマゾン地方の開拓を担当する東北開発庁 (SUDENE) 及びアマゾン開発庁 (SUDAM) と提携し、政策融資を行うと共に広く一般銀行業務を行っている。

・ 両行とも、官民共資の株式会社であるが、民間持分の資本は公開されており、証券取引所に上場され、優良株として見なされていることは、ブラジル銀行の場合と同様である。

商業銀行には、一般民間銀行のほか、ブラジル銀行、東北銀行及びアマゾン銀行の当該部門並に州と民間共資の諸銀行がふくまれる。

民間商業銀行の歴史は古く大・中・小、多数の銀行が乱立していたが、経済事情の変遷と政府の指導方針に基づき合併又は吸収が促進され、銀行数は1966年頃に比し半減し現在(1971年末)約170行となっている。

この種の銀行は、全国的支店網を持つ、大銀行と地方的銀行に区分される。

商業銀行すべて、預金銀行であり、要求払と短期の預金(通知預金)及び中期の預金(定期預金……価値修正付)を受け入れている。

なお、日系の内国銀行として、次の4銀行が存在する。Banco America do Sul S.A. (南米銀行：主な株主は、日系人、富士銀行の資本参加は約40%)

Banco Tozan S.A. (東山銀行、主な株主は日系人、三菱銀行の資本参加約40%)

Banco Sumitomo Brasileiro S.A. (住友銀行の支店) Banco Sao Paulo - Tokyo S.A. (東京銀行の支店)

外国銀行として、ブラジルにおいて営業を認可されているものは1971

年末現在8行（米国2行，オランダ，イタリア，英国，日本，アルゼンチン，西独各1行）である。ブラジル政府は相互主義によるほか，外国銀行の支店開設を許さない方針である。

外国銀行は民間商業銀行なみにブラジル民間預金を吸収することが出来るが，その店舗数は著しく制限されており，東京銀行の場合，リオ・デ・ジャネイロとサンパウロ両市に各1店舗を有している。

投資銀行（Banco do Investimento）は資本市場規制法第29条により認められた中・長期金融機関である。1966年2月の中銀決議第18号の基準の下に受信業務として，中・長期の定期預金（価値修正付）の受入，企業振出の為替手形（Letra de Cambio）の引受と売出，外資の導入等を行い，与信業務として，中・長期の企業資金の供給外貨ベースの融資，株式発行のunder writing 諸基金よりの貸付の窓口代理店業務等を行うほか，一般よりの投資金の信託を受け，これを信託者群の勘定をもって，運営利殖している。この種の銀行は1966年以来株式ブームに由来して，やゝ乱立の傾向にあり中央銀行も新規設立を制限しているが近く（1972年2月）日系の南米投資銀行（Banco do Investimento America do Sul S.A.）が設立される見込である。

この投資銀行は既設の信用金融会社政社を買収することを条件として設立認可されるものであり，南米銀行をふくむ日系資本を中心とし，富士銀行が40%程度資本参加するものである。

信用金融会社（Sociedade de Credito e Financiamento）は，1945年5月の令法第7583号と1946年8月の令法第9603号を根拠法とする。この種の金融機関は，預金を吸収することは許されないが，企業振出の為替手形の引受と売出，及び投資金の信託を受け，信託者群の別途勘定をもって運営利殖することは投資銀行の場合と同様である。

信用金融会社は最近消費者直接融資と称する取引を盛んに行いつつあるが、その仕組は次のようである。

耐久消費物資購入者の振出す約束手形に対し融資する。この約束手形をとりまとめ、これを基礎として、証券ブローカー会社をして、為替手形を振出さしめこれを引受けて市場に売出す。購入者の月賦返済金は、為替手形の決済金に当られる。

なお、日系の信用金融会社としては、南米銀行系のものと東山銀行系のものと2社がある。

不動産信用会社 (Sociedade de Credito Imobiliario) 1964年法律第4380号(全国住宅銀行—BNHの根拠法)に基づき、住宅金融制度の一環として認められたものであり、不動産証券(Letra Imobiliaria—価値修正条項付)を売出BNHその他よりの借入金を原資として、分譲住宅(アパートを含む)の建設、自宅の購入又は建築に対する長期融資を実行している。

信用協同組合は、協同組合法に基づく組織であり、組合員間の信用操作を行うものである。協同組合は農務省の管轄下におかれているが、信用協同組合は中央銀行の監督を受けるものである。

なお、日系の農業者協同組合は、何れも独立した部門としての信用協同組合を持っている。

2. 資金の調達方法

(1) 商業金融

ブラジルの商業銀行(ブラジル銀行、東北信銀行、アマゾン銀行等の当該部門をふくむ)は、短期の商業金融を行うことを主たる目的としている。

この種の金融は Duplicata の割引をもつて行われるのが通常方式である。この Duplicata は仕切状の副券を意味し、ブラジル固有の制度として古くより広く使用されている一種の売先手形であり、売手が振出し、買手が引受けることにより手形が成立する。

Duplicata に関する現行規制法は、1968年7月18日付法律第5474号であり、その支払期日は振出後30日乃至60日を普通とし、時には180日に及ぶものもある。

Duplicata 及びこれに準ずる商品又はサービスの販売に由来する証券又は契約に対する金融の金利は中銀決議第207号をもつて1972年2月16日より、次のように規制されている。

期日 60日までの場合 月1.4%

期日 60日を越えるもの 月1.6%

この割引料は手続料をふくみ、金融操作税を除く実質金利であり、この金利を実行する銀行に対しては、奨励措置とし中央銀行に対する強制預託金の中55%相当額の価値修正付国庫債券をもつて代替することが許されている。また、商業金座の1つの形態として為替銀行の行う為替予約に対する前貸が最近目立っている。

ブラジルは小キザミに、為替レートの調整（伯貨の下落）を行う制度をとっているので、輸出商は為替の取極めを出来るだけ引延ばす傾向にある。そこで、輸出為替に対する前貸をもつて、輸出商の為替取極めを奨励し、これを引きつける趣旨のものである。

輸出商は前借金を有効に使用することにより為替上の希望利益の喪失をカバーし、為替銀行としては、その為替のポジションを調整するのに役立つ、その金利は両者間の適合いによるが、一般に Duplicata の割引料に準じている。

因にブラジルにおいては、買為替（輸出）は直物、先物とも一本の相場であり、先物市場は存在しない。

なお Duplicata を持たない業種の商人に対しては、その取引銀行は約束手形に対し割引融資を行っているが、その金利は著しく割高となる。

月賦販売に基づく融資は商業金融ではあるが、信用金融会社の担当する所となっている。

(2) 工業金融

工業製品の売先手形の割引は、商業金融となるので、工業金融の内容は、原料の購入、製造費、機械設備の拡張又は近代化に要する資金である。

中・長期に亘るこの種の金融は、ブラジル銀行その他特別の基金が担当するところであるが、中央銀行は1970年1月28日付決議第130号及び1972年2月3日付決議第208号をもって市中銀行に対し、中小工業（1971年中の売上げが1千5百万クルゼイロス以内）の原料購入資金を回轉的に融資することを勧告し、利息は月1.4%まで借方残高に対し、毎半期計算、信用開設手数料は年0.5%までと定め、これを実行する銀行に対しては、奨励措置とし、強制預託金中より、要求払及び90日以内の通知預金の2%に相当する額を、現金をもって解放することとしている。

その他、中期の金融は企業が振出し、信用金融会社又は、投資銀行が引受けこれを市場に売出すことにより調達されるが、この場合企業が負担する実質金利は年28%以上となるのが現状である。

長期の金融は主として、経済開発銀行の担当する所であるが、同行の管理下の独立法人である次の基金の活動が注目される。

工業機械施設購入の基金（FINIME）

国産の板金装備の購入を奨励することを目的とし、基金の窓口代理店を通じて融資される。売手又は買手に対する融資条件は各プロジェクト

毎に決定されるが、原則として、基金よりの融資額は50%であり、これに窓口代理店たる金融機関が20%の協力融資する。

従つて窓口代理店に指定されている取引銀行（日系の南米銀行、東山銀行もふくまれる）を通じて折衝することが出来る金利は、利息年12%に国家通貨審議会の定める価値修正率が加算される。この修正率は現行年10%である

中小企業金融基金（FIPEME）

中小企業を資金面で援助することを目的とし、基金の窓口代理店たる金融機関を通じて融資される。

金利は外貨建の場合、年8%、伯貨建の場合は、利息年12%、価値修正（現行10%）開設手数料年1%、監督手数料半年0.25%となっている。

なお、東北開発庁（SUDENE）及びアマゾン開発庁（SUDAM）が認可した、プロジェクトに対しては東北銀行、又はアマゾン銀行の資金援助の要付けがあり、又税法上の奨励措置がとられていることも注目される。

又、これ等工業融資実行上の便に資するために、1969年1月9日付令法第413号をもつて、工業信用証券（Cedula de Credito Industrial）と工業信用手形（Nota de Credito Industrial）の2種の融資証券が制定されている。前者は担保付であり、後者は無担保のものである。

(3) 農村金融

農業及び牧畜業はブラジルの伝統的基産業であり、これに対する金融組織はよく整備されている。

農村信用制度法として、1965年11月5日付法律第4829号があり、その細則として1966年5月10日付政令第58380号がある。

この制度法は農村信用を

- ア 生産経費の融資
- イ 生産投資金の融資
- ウ 土地分譲の融資
- エ 生産物商品化の融資
- オ 協同組合への融資

と区分している。

また、農村信用のために優先的に使用される証券として、1967年2月14日付令法第167号は

- ア 農村動産質証券 (Cedula Rural Pignoratícia)
- イ 農村不動産抵当証券 (Cedula Rural Hipotecaria)
- ウ 農村動産質不動産抵当証券 (Cedula Rural Pignoratícia e Hipotecaria)
- エ 農村信用手形 (Nota de Crédito Rural)

を定めている。これ等は夫々農村融資を受ける場合に使用されるものであり、更に生産者が生産物を信用売りする場合に使用される手形として、農村約束手形 (Nota Promissoria Rural) と農村販売手形 (Duplicata Rural) が定められており、商業上の売先手形と同様に銀行の割引を受けることが出来る。

農村金融の金利は原則として、生産者を優遇しており、中央銀行は1970年3月23日付決議第140号と1972年2月3日付決議第207号をもって規制している。

- ア 1年又は1年未満の期間の操作の場合

年 1 5 % ……最終借手の負担

年 1 3 % ……生産者の協同組合がその組合員にリバスする場合、
又はその融資額が最低貸金の全国最高額の 5 0 倍ま
での場合

イ 1 年を超える期間の操作の場合

年 7 % ……最終借手の負担

年 5 % ……生産者の協同組合がその組合員にリバスする場合、
又はその融資額が最低貸金の全国最高額の 5 0 倍まで
の場合

何れの場合にも年 8 % の価値修正率が加重される。この修正率は、
国家通貨審議会により調整されるものである。

ウ 近代的生産用消費材の取得に対する融資操作の場合

年 7 % ……最終借手の負担、この場合金融機関は F U N D A G
の資金をもって中央銀行より年 8 % 金利補給を受ける
ことが出来る。

エ 外国原資による協同融資プログラムに由来する補助融資の場合
金利は、通貨当局が入手した外国融資の条件に照らし、ケース
毎に定められる。

農村企業に対する融資はブラジル銀行、東北伯銀行、アマゾン銀行、
州立銀行等の当該部門、全国協同組合信用銀行が主として担当する所で
あるが、一般預金銀行もこれに参加すべきものと規定され、要求払及び
短期預金の 1 0 % に相当する額を農村融資の基金 (F U N D A G) に提
出するか、又は中央銀行の認可を得て自ら農村融資を行うべきものと規
定されている。

総じて農村金融は政策融資であり、中央銀行の保有する「工業と農業
のための総合基金 (F U N A G R I) 」の中の「農業開発特別基金
(F U N D A G) を主な原資としている。農村金融に関連するシステム

として農産物の最低保証価格の制度、コーヒー・カカオ・砂糖・小麦等に関する特別会計制度がある。

農村金融は農業者として登録されているものに対し所定の農村事業計画に対し、供給されるものであるから、使途変更又は流用は厳重に監視される。また、使途不明瞭な融資の場合には借入人が農業者であっても後記するところの不特定金融として取扱われる点に注意しなければならない。

(4) 住 宅 金 融

住宅取得に対する長期融資（2～20年）は、全国住宅銀行の指導監督の下に、同行・不動産信用会社、及び、庶民金庫と州立銀行の当該部門等が担当するところである。

金利は年8～12%通貨価値修正又は最低賃金スライドとなつていますが、庶民の家族収入がこれに伴わず、支払困難、購入者減少という状態にあり、これの打解策が考究されている。

(5) 不特定金融

商業銀行の個人信用貸は概ね90日期限の約束手形をもつて行われている。商人でもこの種の金融を受けているものが多い。

この金利は、1972年2月3日付中銀決議第207号により最高月2.5%と制限されている。

又、最近では商業銀行が個人に当座貸越を許すケースが増大している。

ブラジルも消費経済時代に入り、この種の金融の占めるシェアは、漸次増加するものと見られる。

(6) 外貨裏付けの金融

ア SUMOC指令 第289号によるもの。

外国資本の導入を促進し、速かに後進性より脱し、ブラジルを経済大国に成長せしめんとする意欲は盛んであり、殊に1964年3月の革命政権以来著しい実績をあげ、外国系進出企業もこれに協力している。

1965年1月14日のSUMOC指令第289号は、外国系進出企業がその中期資金を本社に求める操作を規制したものである。

ブラジルの現地企業は、本社から借入れた外資に基づく外国為替をブラジル銀行に売却して、ブラジル貨による運転資金を調達し、この返済にあたってはブラジル銀行より、元金及び利息に相当する外国為替を購入するというシステムである。

この為替操作は、当初ブラジル銀行を相手とし行われるべきであったが、現在は市中為替銀行との間においても行うことが出来る。

この操作にあたっては、中央銀行に登録し、将来の外国送金に対する認可証を取得すべきことはいまでもない。

イ 中銀決議第63号によるもの

上記の操作により外国系進出企業は、在外親会社よりの借入金を使用して、資金難の対処出来ることとなったが、ブラジルの地場企業はこのような手段を持たないので、進出企業との間に資金上の格差が現れた。この格差をなくするためにとられた措置が、この決議第63号である。

為替銀行又は投資銀行は外国において資金を調達し、これを企業にリバスすることにより国内資金を供給するシステムである。この場合仲介銀行の手数料の部分がSUMOC指令第289号に比し割高となる。

これ等外貨裏付けの金融には、為替売買レートの差額、ブラジル貨の

下落による為替差額が伴うが（銀行売為替の先物予約は許されない）外貨（主としてユーロ・ドラー）の借入金利は8%内外であり、ブラジルの為替レートの変更は小キザミに行われるので、一般の国内金利よりむしろ有利である。

3. 金利の現状と動向

各種融資の金利についてはすでに述べたが、金融機関の資金獲得のため支払う金利は次のようである。

商業銀行の場合（現行）

要求払預金（小切手勘定）		無利息
通知預金	60日	年3%
“	90日	“4%
“	120日	“5%
定期預金（価値修正分をふくむ）		
	180日	年20%
	360日	“22%

投資銀行の場合（中銀の規制により、1972年2月16日より）

定期預金（価値修正をふくむ）	
360日	年24%まで

為替手形（信用金融会社も同様）

年25.56%まで

このように資金コストが高いのは、インフレに関係あるのは勿論であるが、金融機関の非能率が強く批判されており、1972年の金融界の課題は、一応コントロールされたインフレの下において、どの程度どうして実質金利を漸次引下げるのかが、政府筋及び業界で論議研究されている。即ち実質金利は利息と価値修正のファクターよりなるが、金融機関の経営の合理化により、利息の部分が引下げられなければならない。

また、価値修正率を引下げるためには、金融機関の金利が率先して引下げられなければならない。金利の引下げは、ブラジル経済界が今後取組まなければならない問題であるが、企業家としては、1964年7月16日付法律第4357号で設定され既に定着されている通貨価値修正 (Correção Monetária) をよく見つめて、事業の運営に万全を期させなければならない。

会社の固定資産及び自己活動資本は再評価され、再評価による増額は所得税の対象より除外され、会社積立金の増額に直結するものである。更にこの積立金の増額は無償株の交付となり、株主に還元され、株主の出資高欲を高めることとなる。

また、償却資産の再評価をもって借入金の金利の価値修正部分に対応せしめることとなる。この価値修正の考え方は為替相場にも適用され、為替相場は概ね50日前後毎に調整され、輸出貿易が阻害されないように配慮されている。このような制度は、日本においてはクロージング・ベックと呼ばれるものであり、ブラジル現政府自協の1つである。この制度を採用しては、インフレはいつまでも終息しないとの先進国側の批評もあるが、先進工業国と後進性より脱皮せんとするブラジルとの間には、自から事情は異なるというのが当局の説明である。

4. 商事会社形態

ブラジル商法の形態としては、

- Sociedade em Comandita (合資会社)
- Sociedade em Nome Coletivo (合名会社)
- Sociedade de Capital e Indústria (労資会社)
- Sociedade em Conta de Participação (匿名会社)
- Sociedade por Contas de Responsabilidade Limitada
(有限責任持分会社)

— Sociedade Anonima (株式会社)

— Sociedade em Comandita Por Acoes (株式合資会社)

が認められているが、有限責任持分会社と株式会社が最も広く一般的である。

有限責任持分会社の資本金は、会社設立の契約書において、その持分主の氏名とその持分額が明記され、持分主である社員の方々が会社の資本金まで責任を負うものであるから、人格的に信頼される共営者達でなければならない。会社設立の手続きは容易であり、中小企業の会社形態として、また、株式会社への発展の初段階として広く用いられ、この種の会社は Limitada……Ltda で標識されている。株式会社の資本金は、株式をもって代表され、一般は1株1クルセイロである。

株式会社の最高機関は、株主総会であり1人以上の重役室(Diretoria)により運営され、3人の監査役と3人の補欠員より成る監査室(Couselho Fiscal)により監督されることとなっている。この種の会社は Sociedade Anonima……S.A.をもって標識される。

従来ブラジルの会社には、同族的なものが多いが、企業の大規模化と経営の近代化に伴い、資本と経営の分立の傾向にあり、閉鎖的資本形態より解放的資本形態に移りつつあり、株式を公開して大衆の資本参加を求める段階に至っている。

日本からの進出の大型企業は概ね株式会社であるが、未だ株式を公開するに至っていない。また進出の貿易会社は何れも、有限責任持分会社の形態をとっている。

ブラジルの一般商法人の場合、資本金中外国人の占める割合については制限なく、理論上99%が外資であつても差支えない。ただし、合併的企業体の方が国の政策と国民の感情に合致することはいうまでもない。

外資の資本参加の方式としては、現金出資の外、為替輸入による現物出資がある。無為替輸入についてはブラジル銀行貿易局(CACEX)の事

前許可を必要とし、国産類似品のないこと、新品若しくはこれに準ずるものであることが条件づけられている。また、為替輸入と関税免除は別個の許可事項である。

関税免除の包括規定のない場合は一件毎に免除の立法措置がとられなければならない。

ブラジルの株式会社形態として特に発達しているものに、Sociedade de Economia Mista と称するものがある。これは官民共営の株式会社であり、政府（連邦又は州）が経営上の支配権を握っているが、民間資本を参加せしめるものである。特に最近、投票権のない無記名株の発行が認められた結果民間筋からの株式応募は著しい。

ブラジル官営事業はアウタルキアより公社へ、公社より官民共営の株式会社へと組織替えされている。従つて100%の国営企業は少いが電力・通信・運輸・石油・採掘・製鉄等基礎産業及び金融界において官民共営会社の占めるシェアは極めて大きい。これはブラジルの経済機構における1つの特徴であり、ブラジルにもナショナリズムの空気はあるが、極端な国家主義の国営は存在しない。

なお、金融機関は商業銀行・投資銀行又は、信用金庫会社等すべて、株式会社の形態をとるべきことを義務づけられており、又、特別法によりその取締役は無限的責任に任ずるものとされている。

参考文献 中央銀行回章，官報等

4. 貿 易 事 情

目 次

1. 貿易をとりまく一般概況	88
2. 輸 出 概 況	91
3. 輸 入 概 況	94
4. 日 伯 貿 易	96
5. 貿易管理制度および関税制度	99

1. 貿易をとりまく一般概況

戦前より、ブラジルの対外貿易の基本形態は、原料輸出、製品輸入であり、これにより常に順調な貿易バランスを維持してきた。

しかしながら、第2次大戦中の輸出の伸びにより持つに至った膨大な保有外貨は、戦後の工業化促進の基盤となり、更に戦前から輸出の主力を占めていたコーヒー・ココア・棉花等の一次産品は、アフリカを主とする新興地域との競合、および農産物価格の停滞により漸次その力を失うにつれ、工業化促進の政策ともあいまって、貿易形態も変ぼうをとげてきている。もちろん今日においても輸出の主力は一次産品であり、特にコーヒーは、1970年において輸出総額の36%を占めるが、末尾添付の表17、商品別輸出実績でも明らかなとおり1956年における、コーヒー輸出は69%を占めており、以来、比率はコソスタントに減少の状況にある。

これら貿易形態の変ぼうは、背景となるブラジルの政治経済と密接な関係を有している。

戦後のブラジル経済を考察する場合、我々は1964年の軍事革命を境とした革命前の停滞期と、革命後の進期の顕著な相違を知ることができるであろう。

1955年ブラジル銀行が公布した有名なSUMOC指令113号は、ブラジルへの無為替輸入による外国企業誘致策であり、工業化推進政策の一環であつたが、これを機会に大規模に進出した外国企業は間もなく不安定なる政情・インフレ・ナショナリズムの抬頭による先行き不安などから、経済活動も消極的になり、1962年公布の外資利潤送金制限法を契機として、外資導入もほぼとだえてしまった。

一方、貿易についてみると、当時は輸出の殆んどを一次産品、特にコーヒーを中心とする農産物に依在していたが、先進国における一次産品代替物（合成ゴム・繊維等）の開発・農産物の過剰生産・価格停滞により輸出は振わず、貿易全体が沈滞ムードにあり、革命当時においては手持外貨は

僅少となり、対外債務は3.9億ドルに達していた。

1964年に誕生した革命政権は、軍の力をバックにして、ブラジルの安定発展のための強力な革新政策を打ち出した。

特に経済関係では、従来のインフレが財政インフレ的色彩が強かったことにかんがみ、国家財政を引きしめて赤字の圧縮をはかるとともに、税制、徴税方式の改革によって国庫歳入の増大をはかり、インフレの抑制につとめた。このため前年対比の生計費上昇率は、1964年には年間87%にも達していたが、漸次低下し、1971年には僅か18%の指数を示したにすぎない。(Guanabara州FGV統計)

インフレの抑制を目標としたこれら政策とあわせて、経済成長を促進させるための各種政策が講じられた。

外貨流入を困難にしてきた外資利潤送金制限法は、1965年公布の施行細則にて再び外資導入を積極的に歓迎する態度を示すにいたった。このため融資、投資とも外資流入は活発となり、また国際収支の好調も相まって外貨準備高は1971年11月現在16.4億ドルに達し、南米においては、ベネズエラの13.6億ドルを越えてトップの座を確保するにいたった。

表18 外貨準備高

(単位 100万ドル)

1964年	252
1965	505
1966	409
1967	199
1968	257
1969	657
1970	1,187
1971年11月	1,637

資料 IMF

更に革命政権の特筆すべき政策として、東北伯および北伯地域の開発をあげることができる。税金免除・用地の無償提供による企業誘致、地域内企業への投資優遇措置のほか、北伯については1970年よりアマゾン横断の大規模な道路建設工事に着手している。これらの地域開発は必然的に天然資源・地下資源の開発を促進させ、産業の発展・輸出の振興をもたらすほか、伝統的な貧困にあえいでいた地域住民の所得増大生活安定に、大いに寄与するものと思われる。

さて、数年来の貿易動向をみると、表19、貿易収支でも明らかとなり、毎年の貿易の伸びは著しい。

表19 貿易収支

(単位 100万ドル)

	輸出FOB	輸入CIF	差引	総額
<u>1946年～1950年</u>	<u>6.000</u>	<u>5.430</u>	<u>+ 57.0</u>	<u>11.430</u>
<u>1951～1955</u>	<u>7.711</u>	<u>8.230</u>	<u>- 5.19</u>	<u>15.941</u>
<u>1956～1960</u>	<u>6.668</u>	<u>6.912</u>	<u>- 2.44</u>	<u>13.580</u>
1961	1.403	1.460	- 57	2.863
1962	1.214	1.475	- 261	2.689
1963	1.406	1.487	- 81	2.893
1964	1.430	1.263	+ 167	2.693
1965	1.598	1.103	+ 495	2.701
<u>1961～1965</u>	<u>7.051</u>	<u>6.788</u>	<u>+ 263</u>	<u>13.839</u>
1966	1.741	1.496	+ 245	3.237
1967	1.654	1.667	- 13	3.321
1968	1.881	2.132	- 251	4.013
1969	2.311	2.265	+ 46	4.576
1970	2.739	2.849	- 110	5.588
<u>1966～1970</u>	<u>10.326</u>	<u>10.409</u>	<u>- 83</u>	<u>20.735</u>

資料 Flnuario Estatística do Brasil

特に1970年における貿易総額は、前年に比べて22%も伸びており、世界貿易の伸び率を大巾に上廻っている。貿易振興の原因としては、GNPの増加率にみられるように（前年度対比パーセントは、1969年+9.0%、1970年+9.5%、1971年+11.3%）ブラジル経済のダイナミックな発展がバックに存在するほか、政府によるたくみな貿易振興策、すなわち輸出に関しては各種税金の免除、輸出用資材、部品の輸入の際の関税払い戻し制度、輸出金融制度など、輸入に関しては工業化促進のための、輸入資本財に対する関税免除などをあげることができる。

さて、末尾添付の表26～29、輸出入統計をもとに、輸出入の実態について詳細に検討してみる。

2. 輸 出 概 況

冒頭にてすでにふれたことではあるが、輸出品の主力は今日においてもコーヒー・棉花・鉱石等の一次産品である。しかしながら、ブラジルの代名詞的存在であるコーヒーの、輸出に占めるパーセントが1956年の69%から1970年の36%に落ち込んだことは、ブラジルの輸出が毎年拡大発展してきた中で、コーヒーの占める比率が相対的に減少したこともあるが、同時に世界のコーヒーの中でブラジルのコーヒーが後退してきた事実も無視することはできない。

1955～1956コーヒー年度における、世界のコーヒー生産量は48.2百万俵であつたが、ブラジルの生産量は22.1百万俵であり、世界生産量の45.8%を占めていた。ブラジルの生産はその後好調が続いたが、1959～1960年度の43.8百万俵（世界の55.8%）をピークに凋落の一途をたどり、1968～1969年度には僅か16.5百万俵（31.8%）となつた。

1960年代における 落の原因としては霜害・干害・老朽コーヒー樹

の抜根運動、厳しい為替没収制度（輸出価格の約半分は政府により没収され、コーヒー防衛基金にくり入れられる。）による農家の生産意欲減退などが考えられる。一方戦後頭角をあらわしたアフリカ諸国のコーヒー生産は、ブラジルが生産最盛期にコーヒーの国際価格を維持するため抜根運動などをおして植付け自主規制に着手していた間、増産に努め、1968～1969年度において生産量は16.9百万俵（32.2%）に達し、輸出に関しブラジルの強敵となつたことも原因の一つと考えられる。

しかしながら、曲折はあつたにしてもコーヒーが今もってブラジル輸出品の大黒柱であることには変わりない。1969年の霜害後、コーヒー院内に増産を目的とする特別技術グループが発足するなど、かつての生産規制から増産に政策が転換しており、コーヒー関係者の強い要望に応じて、政府内にて為替没収金軽減を検討しているとのことでもあるので、将来コーヒー輸出がより積極的に拡大することも予想される。

コーヒー・ココア等食糧部門の停滞、凋落にひきかえ、原材料および化学工業部門の躍進ぶりには目をみはらせるものがある。

原材料の中では、工業原料である鉱石の伸びが著しく、1956年において輸出52百万ドル輸出比率3.4%であつたものが、1970年には輸出280百万ドル10.2%に成長している。鉱石輸出額のうち鉄鉱石は約8割を占め、マンガンがこれに次いでいる。鉄鉱石の1970年における輸出量は28百万トンであつたが、過半数はヨーロッパ向けであり、日本向けは6百万トンに過ぎない。しかしながら、日本は鉄鉱石資源の長期安定確保のためオーストラリア、インド等の産出国と長期輸入契約を結んでおり、ブラジルとの間も同様であるが、契約上最盛期の1974年にはブラジルから24.4百万トンを輸入することになつている。これら状況から察するにブラジルの鉱石輸出は、今後も拡大の一端をたどるものと思われる。

元来、ブラジルの地下資源はきわめて豊富であり、鉄鉱石・マンガン・

ニッケルは世界有数の埋蔵量を有することで知られている。また、数年前
 ロンドニア直轄地に有望な錫鉱が発見されたが、埋蔵量は現在世界最大と
 考えられているマレーシアを上回る10百万トンと推定され、錫石含有量
 もマレーシアの10倍の優良品種とのことである。

これら鉱物資源の調査・開発は革命政権の重要政策の一つであり、これ
 を受けて1969年半官半民の鉱物資源調査会社(CPRM)が設立され、
 積極的な活動を開始している。ブラジルにおいて鉱物資源を開発するに際
 しての最大の難点は交通機関の不備にあると云われている。地下資源はい
 づれも奥地にて採掘されるが、鉄道・道路とも奥地までは手がとどいてな
 く、また積出港の規模も小さい。この状況に関連して最近注目されるのは、
 前述の日本と鉄鉱石の長期輸出契約を結んだブラジルの大手鉄鉱石開発会
 社が港湾の新設・整備に着手しており、整付けのある長期計画があれば交
 通の難点も解消できる実例を提示していることである。

アマゾン横断道路も地下資源の開発を主目的の一つとしていることは既
 述のとおりである。

化学、工業製品の輸出は1956年には、全輸出価格の僅か1%を占め
 るに過ぎなかつたが、国内工業の発展につれて輸出も着実に伸び1970
 年には11%に達し、1971年には18%に達する模様である。

加工製品および工業製品の輸出額に占める比率を表示すると次の通りと
 なる。

表20 輸出額に占める工業製品の比率

		LAFTA	日 本	アメリカ	西 独
加工製品	1968年	40%	5%	11%	8%
(Produtos Manufaturados)	1970	55	8	14	16
	1968	39	4	5	3
化学・工業製品のみ	1970	51	7	7	7

資料 ブラジル銀行 Boletim

末尾添付の表 2 6 国別輸出実績でも明らかなとおり、10年来ブラジルの輸出が着実に拡大発展してきた中で、日本への輸出と並んでL A F T A (ラテン・アメリカ自由貿易連合)への輸出の伸びは顕著である。L A F T A への輸出品の主力は化学・工業製品であり、1970年においてはブラジルの化学・工業製品輸出総額の48%がL A F T A 圏内に向けられている。

L A F T A は1961年に発足して以来、12年以内の自由貿易地域完成を目標として、関税の自由化を行なってきたが、このことは域内国間の貿易を拡大させるとともに、域内先進国としてのブラジルの化学・工業製品の輸出を振興してきたことも事実である。

3. 輸 入 概 況

1956年に輸入の50%を占めていた原材料および食料・飲物部門の比率が漸減し1970年には27%となったが、これは部門の中心をなす石油および小麦の国内生産が軌道にのりつつあり、輸入必要量が軽減してきたことを物語っている。

ブラジルが複為替制度を採用していた10数年前、石油・小麦・新聞用紙の3品目は国民の生活に密接に関係するが、国内生産が困難なものとして特別レートにて安く輸入されていた。その後為替制度の正常化とともに国民にとって安価取得の恩典はなくなったが、政府はこれら商品の国産化促進のため各種施策を講じてきた。

石油についてみると、1953年に特殊法人Petrbrasが設立され、政府の強力な支援の下にブラジルにおける石油資源の開発および原油・石油製品の輸入を独占して行ない、精油等の関連事業も積極的に行なってきた。

1954年当時にはPetrbras および民間製油会社による精油能力は、国内消費量の僅か2%であつたが、その後設備投資がさかんに行なわれ消

費需要の増大にもかかわらず、1964年には90%、現在では特殊なものを除きほぼ100%が国内にて精油されるようになり、外貨節約に寄与している。

原油の輸入先は、かつてはベネゼエラが主であつたが、今日では日本への鉄鉱石輸出タンカーの帰り便を利用した中近東からのものが増えている。一方、ブラジルの原油埋蔵量はアメリカを上廻ると云われ、東北伯地方を中心としてPetrobrasにより油田開発が行なわれつつあるが、原油生産量は2～3年来停滞状況にあり、未だブラジルの1日消費量原油換算50万バレルのうち30%を国産しているに過ぎない。しかし1971年にSergipe州首府Hracajuの海岸沖に優良油田が発見されCaioaba油田と命名された。Caioabaが完全に開発されれば日産40万バレルは下らないと云われるが、もし事実であればブラジルは一躍原油輸出国にかわることもありうる。

ブラジルの小麦栽培はRio Grande do Sul・Santa Catarina・Paranaの3州で行なわれているが、気候土壌とも最適でないため面積当りの収量は少ない。しかし国産奨励の施策にのっとり価格保証制度、ブラジル銀行による小麦金融、外国からの技術者招へいによる技術指導が積極的に行なわれ、表21 生産輸入状況のとおり生産量も逐次増大して輸入抑制につながっている。

表22 小麦の国内生産および輸入状況

(単位 万トン)

	国内生産量	輸入量	
1956年	85	142	
1960	71	203	
1964	61	239	資料
1968	137	262	Anuario Estatística
1970	185	196	do Brasil

さて、化学・工業製品の輸入は1956年には輸入総額の5割であつたが、1970年には7割強を占めるに至り、金額では3倍にも拡大している。

国内の工業化が促進され、工業製品輸出が増大しつつあるこの間に、工業製品輸入が大巾に増えたことは一見矛盾を感じるむきもあるであろう。

ブラジル銀行発行の1971年 Boletim №2は冒頭本件にふれ、「輸入は経済発展のメカニズムの中で顕著な役割をはたしている。国内投下資本の15%以上は輸入機械類で占められている。輸入総額の9割は生産拡大のための原材料・機械類にあてられるが、経済成長と輸入拡大は相関関係のものであり、当然の結果である。」(要約)と述べている。

確かにその通りであるが、工業化完成のために長い道のりをたどりつつあるブラジルの実情を垣間見た思いもする。

4. 日 伯 貿 易

日本とブラジルの関係は、ブラジルに日系人66万人が在住するなど社会的つながりは深いものがあるが、貿易関係は地理的条件もあり、従来それほど密接なものではなかつた。日本の貿易に占めるブラジルのシェアは1970年において日本からの輸出については0.8%、日本への輸入については1.2%である。ブラジルの貿易の中の日本のシェアは輸出については5.3%、輸入については6.2%である。しかしながら、日伯貿易は2～3年来活況を呈し今後拡大の様相を呈していることは注目値する。

表23 日本との貿易収支

	(単位 USS 1,000)			
	輸出 F O B	輸入 C I F	差 引	総 額
1960年	30,763	37,930	- 7,167	68,693
1961	42,611	79,354	- 36,743	121,965
1962	29,071	60,199	- 31,128	89,270

1963年	31,517	61,699	-30,182	93,216
1964	27,832	33,813	-5,981	61,645
1965	29,936	36,728	-6,792	66,664
1966	41,042	44,452	-3,410	85,494
1967	56,030	50,471	+5,559	106,501
1968	58,617	73,113	-14,496	131,730
1969	105,287	105,660	-373	210,947
1970	144,940	177,805	-32,865	322,745

資料 Anuario Estatística do Brasil

前表より十年來の日伯貿易の傾向をみると、1961年～1963年の日本からの輸入の伸長期と、1966年以降の貿易拡大期を知ることができる。

前者は日本からの進出企業の設備投資に関連した金属加工機械・重電機器・建設・荷揚機械などが大量に輸入された時期である。その後、国内の政情不安・インフレなどから貿易は縮小傾向にあったが、ブラジル経済の発展にともない、また1966年に開始された長期契約にもとづく、鉄鉱石輸出なども直接の動機となり、輸出入とも次第に活気を呈するようになった。鉄鉱石輸出の長期契約は、ブラジルの鉄鉱石開発会社のRio Doce社と日本の製鉄大手8社との間に締結された4契約、および同じくMineraçãoes Brasileiras Reunidas社(M.B.R社)と日本8社との間の1契約で、5契約を合わせると1966年より1986年の間に総計313,10万トンを経出することになっている。1970年の日本への鉄鉱石輸出量は600万トンであったが、これら5契約のみで1972年には970万トン、ピークの1974年には2,440万トンを経出することになっている。

鉄鉱石はMinas Gerais州産出のものであり、Rio Doce社はEspírito

rito Santos 州Vitoria 市近くの Tubarao 港から船積をしているが、現在の港湾設備では15万トンのタンカーが限度であるので、25万トンが入港可能のよう1973年4月完成を目標に改港工事を進めている。一方、M・B・R社はRio de Janeiro 州Sepetiba に、25万トンのタンカー入港可能の港湾を新設中である。

日本への輸出は、これら鉄鉱石を中心として益々拡大するものと思われる。

表24 日本への輸出商品

(単位 US\$ 1,000)			
	1964年	1968年	1970年
鉄 鉱 石	4.122	15,171	43,870
綿 花	13,246	17,005	34,841
砂 糖			11,477
とうもろこし			8,656
コ ー ヒ ー	1,610	4,652	7,945
鉄 鋼 く ザ	2,944	549	6,442
肉 類	611	3,836	5,057
ビーナッツ			2,446
非鉄金属鉱石			2,421
そ の 他	5,299	17,228	21,785
合 計	27,832	58,617	144,940

資 料 Conjuntura Economica

1971年10月号

1970年における日本からの輸入商品は機械類を中心とする化学、工業製品が9割以上を占めている模様である。

5. 貿易管理制度および関税制度

1966年にブラジルの貿易政策統一機関として関係各省・中央銀行・ブラジル銀行等の参加を得て国家貿易審議会（CONCEX）が設置された。

ブラジル銀行貿易局（CACEX）はCONCEXによる決議、法規、貿易政策の実施機関として実務を遂行することになっている。

ブラジルの輸出政策は特定一次産品の輸出から、工業製品を含めた多角的商品への転化であり、商品の高度化である。このための輸出奨励措置として諸税の免除・戻し税の実施、輸出金融などを行なっている。

免税には、工業製品税（IPI）、商品流通税（ICM）・法人所得税の免除・減免などがあるが、州により税率が異なる場合もあり内容は多岐にわたっている。戻し税（通称draw back）とは、輸出商品製造に使用される。原材料・部品等のブラジルにないものを輸入する場合、輸入税・IPI・ICM免除の制度である。

輸出振興を目的とした輸出金融には次の2制度がある。

主にブラジル銀行CACEXにより、補足的に国家経済開発銀行（BNDE）によって行なわれる輸出産品生産のための、運転資金融資がその一つであり、金利は価値修正付で年12%である。更に市中銀行が中央銀行再割引の発行をもって、輸出関連業者に融資する制度がある。期間1カ年以内年利4%の有利な条件であるが、難点は中央銀行の再割保証額が市中銀行預金Positionの1.5%程度であり、市中銀行が本制度に使用できる資金額は小さいことである。

ブラジルの輸出政策は国内産業の保護育成、輸出産業の振興および外貨事情の改善を目的としており、関税率の改正等により輸入管理を行なっている。一般に工業化の促進ならびに地域開発に役立つ資本財の輸入は関税を免除するなどの方法で輸入を促進し、消費財や不用不要品の輸入は高税率により抑制手段を講じている。

工業化の促進ならびに東北伯、北伯地域開発に役立つ資本財の輸入（一

部原材料も対象となる。)に際しての免税手続きには、工業開発委員会(CDI)によるプロジェクト認可、および基礎工業開発協会(ABDI B)による同意書交付が義務付けられている。

ABDI Bは同意書交付に際し、プロジェクトに占める国内産葉のパーセントおよび輸入の際の船舶籍(原則としてブラジル籍船でなければならない。)を審査し、国内産葉の保護育成に努めることになっている。

輸入品の関税は従価方式により商品ごとに定められている。税率は免税(isento)より20.5%にわたっているが、25～60%の税率の品目が最も多い。

準関税としては次のものがある。

- (1) すべての輸入品に対しCIF価格の2%の港湾改良税
- (2) すべての輸入品に対し運賃の20%の商船改良税
- (3) 多くの加工品・製品に対し関税込みCIF価格の4～30%の工業製品税
- (4) すべての輸入品に対し5%の通関手数料
- (5) すべての輸入品に対し16.5%(Guanabara州の場合)の商品流通税

表26 商品別輸出実績 (FOB)

(単位 US\$1,000)

	1956年 (%)	1960年 (%)	1964年 (%)	1968年 (%)	1970年 (%)
動 物	357	125	531	1199(01)	1439(01)
原 材 料	285,635(193)	298,858(235)	433,781(303)	525,894(279)	814,638(297)
〔綿花等の纖維原料	115,868(78)	138,939(110)	174,972(122)	172,286(92)	211,301(77)
〔鉱石類	51,628(34)	92,145(72)	106,733(74)	143,677(76)	279,914(102)
食料, 飲物	117,523(793)	93,593(738)	92,081(644)	121,264(644)	159,025(581)
〔砂糖	1,607(01)	5,773(45)	33,140(23)	106,283(56)	134,493(49)
〔コーヒー	102,978(694)	71,271(561)	75,915(532)	79,726(423)	98,183(358)
〔ココア	78,512(52)	94,195(74)	45,764(32)	72,201(38)	106,168(38)
化学製品, 医薬品	79,16(05)	13,377(10)	17,648(12)	26,370(14)	38,658(14)
機織, 軍需, 部品	19,37(01)	19,43(02)	18,266(13)	41,098(22)	97,099(36)
加工製品	21,82(02)	51,46(04)	32,063(23)	57,704(31)	148,894(54)
雑加工品	10,32(01)	750(01)	19,65(02)	48,20(03)	22,245(08)
特取扱商品	7,685(05)	12,667(10)	44,717(03)	11,611(06)	25,698(09)
合 計	148,197(100)	126,880(100)	142,979(100)	188,134(100)	273,892(100)

資料 Anuario Estatística do Brasil

表27表 国別輸出実績 (FOB)

(単位 US\$1,000)

	1960年 (%)	1964年 (%)	1968年 (%)	1970年 (%)
アメリカ	12067(10)	25370(18)	38977(21)	60142(22)
北中米	592897(46.7)	504522(35.3)	667580(35.5)	754972(27.6)
アメリカ	563659(44.4)	474341(33.2)	626996(33.3)	676058(24.7)
南米	88102(6.9)	132142(9.2)	182362(9.7)	283527(10.4)
アルゼンチン	56392(4.4)	90819(6.4)	118824(6.3)	185652(6.8)
ペネゼラ	1265(0.1)	4711(0.3)	3987(0.2)	8203(0.3)
アジア	47819(3.8)	61579(4.3)	100990(5.3)	246022(9.0)
日本	30763(2.4)	27832(1.9)	58617(3.1)	144940(5.3)
ヨーロッパ	524786(41.4)	703707(49.2)	889545(43.3)	1387164(50.6)
西独	89941(7.1)	133594(9.3)	147711(7.9)	235506(8.6)
スイス	14511(1.1)	12666(0.9)	45007(2.4)	107133(3.9)
フランス	43130(3.4)	50884(3.6)	67827(3.6)	110048(4.0)
イタリ	38732(3.1)	67842(4.7)	116923(6.2)	198271(7.2)

オランダ	51648(41)	79037(55)	102620(55)	154003(56)
ポルトガル	3487(03)	5309(04)	10053(05)	12704(05)
英 国	64574(51)	62978(44)	72809(39)	129804(50)
太 洋 州	3131(02)	2370(02)	1890(01)	3001(01)
そ の 他				4094(01)
合 計	1268802(100)	1429790(100)	1881344(100)	2738922(100)

資料 Anuari Estatística do Brasil

第28 商品別輸入実績 (CIF)

(単位 US\$1,000)

	1965年 万円	1960年 万円	1964年 万円	1968年 万円	1970年 万円
助 物	2448(02)	757(01)	1937(02)	2845(01)	3895(01)
原 材 料	422351(342)	404106(276)	308953(245)	419969(197)	488272(171)
(石油, 石油系燃料)	302586(245)	281416(192)	258110(204)	315911(148)	378694(133)
食 料, 飲 物	191934(156)	198284(136)	297605(236)	334387(157)	294523(103)
(小麦)	108563(88)	142660(98)	209560(166)	182615(86)	128660(45)
化学製品, 医薬品	144850(117)	139268(95)	148127(117)	323894(152)	445997(157)
機械, 車輛, 部品	306577(249)	519989(356)	308731(244)	659413(309)	1002067(352)
加工製品	131300(106)	169355(116)	161116(127)	299024(140)	461460(162)
雜 加 工 品	29809(24)	28306(19)	35403(28)	84968(40)	132676(47)
特品取扱い商品	4610(04)	2073(01)	1579(01)	7359(04)	20353(07)
合 計	1233879(100)	1462138(100)	1263451(100)	2131859(100)	2849243(100)

資料 Anuario Estatística do Brasil

表29 国別輸入実績 (CIF)

(単位 US\$1,000)

	1960年 (%)	1964年 (%)	1968年 (%)	1970年 (%)
アフリカ	7573(05)	5014(04)	40522(19)	94220(33)
北中米	534536(36.6)	181714(381)	784495(368)	1037911(364)
アメリカ	443124(30.3)	435829(345)	684504(321)	918108(322)
南米	224080(15.3)	250408(198)	258933(121)	293069(103)
アルゼンチン	94868(65)	116316(92)	152728(72)	170740(60)
ペルセエラ	114498(78)	92358(73)	66708(31)	59012(21)
アジア	106910(7.3)	105171(83)	215545(101)	343374(120)
日本	37930(2.6)	33813(27)	73113(34)	177805(62)
ヨーロッパ	588908(40.3)	420728(333)	831378(390)	1075860(378)
西独	135859(9.3)	103264(82)	235910(111)	359460(126)
スベイン	21250(1.5)	11005(09)	29470(14)	32241(11)
フランス	68600(4.7)	51110(40)	71807(34)	88569(31)
イタリヤ	38375(2.6)	26432(21)	73006(34)	87825(31)
オランダ	35091(2.4)	15012(12)	33801(16)	49797(17)
ポルトガル	3266(0.2)	1583(01)	9447(04)	11950(04)
イギリス	51186(3.5)	37462(30)	96240(45)	160869(56)
大州	31(—)	416(—)	886(—)	4799(02)
その他				
合 計	1462138(100)	1263451(100)	2131859(100)	2849243(100)

資料 Anuario Estatística do Brasil

参 考 文 献

- Anuario Estatística do Brasil (IBGE)
- Boletim do Banco Central do Brasil
- Boletim Banco do Brasil
- Boletim do Comercio Exterior do Ministerio do Fajenda
- Voce conhece todos os estímulos a exportacao ?
(Banco do Brasil)
- Conjuntura Economica
- ブラジル経済情報 (ブラジル日本商工会議所)
- ブラジル経済事典 (ブラジル日本商工会議所)
- ブラジル貿易市場シリーズ —ブラジル—
- ブラジルのコーヒーに関するレポート (外務省経済局)

5. ライセンス

目 次

1. ライセンス（工業所有権）について	108
2. 特 許 権	108
3. 商 標 権	117
4. ロイヤルティ	120

1 ライセンス（工業所有権）について

ブラジルの工業所有権制度は1945年8月27日付法律第7903号として制定され、以来幾度かの改廃を経て現行の1971年12月21日付法律第5772号の工業所有権法（Codigo da Propriedade Industrial）に至っている。

ブラジルの工業所有権は、発明・実用新案・工業新案及び工業意匠の特許権および工業・商標・職業商標・広告文句・図案等の登録を認める商標権より成りたち、起原の偽表示は禁止され、不当な工業競争は規制（不正競争禁止）を受けている。

ブラジルは日本も加入している1883年にパリにて締結された万国工業所有権保護条約の参加国であり、ブラジルと条約もしくは、協定により結ばれている国からの工業所有権出願、およびブラジル居住の自然人並びに法人よりの出願は行政的・法的にすべて平等に保護されている。

2 特 許 権

ブラジルの特許権は発明・実用新案・工業新案および工業意匠を包括し、各々次のように定義する。

発明とは、自然力を高度に利用するところの人間の意思活動にもとずき、はじめて考え出されたものをいい、特許はそのものに与えられる。

実用新案とは、既にある物品に導入され完成されたあらゆる型および備え付けで、実用に適すると認められるものであり、特許はその品物の改善のための新しい型、あるいは備え付け、もしくは共用される機械の一部について認められる。

工業新案は、工業製品の製造のための類似の物品と区別されるところの

凡ての型に対する新案が特許される。

工業意匠は、物品の形態・線・色彩の配合が工業、商業目的で特定の生産物に適用することができ手先、機械、化学の手段を単独、或いは結合して用いる線及び色彩に対して特許が認められる。

工業新案および意匠は、全く新しいものでなくても、公知されるものの独創的な結合方法を用いる場合には、すべて使用されているものの異なる組合せ方を含むものにもおよぶ。

(1) 特 許 要 件

ア 積極的要件

(1) 新規であること。新規とは特許出願の日までに国内および国外で同一特許出願なく、公用に供されず、途述又は口述その他いかなる方法を問わず公知、公開されていないものをいう。

(2) 産業上利用できること。

イ 消極的要件

(1) 公序良俗・公衆衛生・宗教礼拝等を害するもの。

(2) 化学的手段、方法により得た物質・材料の発明。しかし、その製造、改造のための手段、方法は特許になる。

(3) 飲食物、化学薬品および医薬の発明とその製造・改造処方。

(4) 通常の技術的知識をもつ者が容易に推考しうるようなもの。

(5) 機械技術、手術もしくは治療技術。

ただし、そのために用いる器具又は機械装置は含まれない。

(6) 理論的創意

(7) 物理化学分野および原子核変換の方法により製造される物質・材料・成分。

(8) 文学・工学・絵画・彫刻・刺繍・写真・その他デザイン等の芸術

作品。

(2) 優先権の保証

特許権出願前に特許に関する詳細を科学協会および公のあるいは公に認められた会合・博覧会に展示したいと願う者に優先権の保証を請求することが出来る。この優先権有効期間は、発明の場合一年、実用新案・工業新案および意匠の場合半年であるが、同期間内に特許出願を怠ったならばその発明は公共財産となる。

(3) 特許手続

発明・実用新案・工業新案および意匠の発明者は排他的・独占的効力を保証される特許を受ける権利を有し、その権利は特許出願をもってはじまる。

特許出願は発明人・代理人・承継人・あるいは法人によってなされるが、発明者以外による出願の場合は委任状或いは権利の承継を証明する書類を要する。

特許出願にあたっては一定の形式の願書と共に、詳細なる説明・特許請求の範囲・図案・要約・特許法上の要求を満たしている証拠、例えば企業なら定款が法的か、個人の場合なら所得税を納めているか等およびその他必要とされた書類を添えて国立工業所有権院 (Instituto Nacional da Propriedade Industrial 日本の特許庁にあたる) に提出する。願書その他添付書に記載されるべき事項は次の通り。

願 書 :

- ア 1 件の発明品に、1 つの願書
- イ 当事者又は代理人の氏名、身元詳細および住所
- ウ 特許名および発明品の名称
- エ もしあれば、優先権の保証について
- オ 日付・場所および当事者もしくは代理人のサイン

詳細なる説明、：

- ア ポルトガル語で書かれていること。
- イ 発明品の名称、特許名および目的の説明。
- ウ 類似品がある場合は、自己特許の相違点・独創性を認知させるために類似品の説明も添付する。

特許請求の範囲には、発明に対する特性のみを記入する。

図 案：

- ア 図面に説明記載は許されないが、単語の孤立使用例えば、水・開・閉等は可能。
- イ 明白な黒線で描き色は塗らないこと。
- ウ 図の大きさには規定はないが2/3に縮尺しても明確に解ること。
又同紙面上に数図描いてもよいが尺度は異なる大きさで描かなければ、説明不可の場合を除き同じとする。
- エ A-4版の紙に上側と左側2.5 cm・右側1.5 cm・下側1 cmの余白を残し線をとり右下に署名する。

概 要：

- ア 説明書・図案の全般、特に技術的部門の明白な説明を50から200字以内にて記す。
- イ 科学公式使用の場合は、公式をまとめて記入する。
その他一般条件として、願書、詳細なる説明、概要は公式記号のようにタイプライター等による記入が困難の場合を除き、タイプ印刷あるいは活字による印刷で欠正・挿入・抹消がないこと、願書を除いた書類は3通準備、提出すること。紙質は強く・白く・曲がり易く・元振無きものでA-4版(29.7×21 cm)であること、詳細な説明および特許請求の範囲に用いる四刷の余白は上側一枚目

8～9 cm, 2枚目より2～4 cm, 左側2.5～4 cm, 右側および下側2～3 cm等が要求される。

願書は予備審査の上不備がなければ正式に受け付けられ、出願番号が附与された後、出願の日より数えて18ヶ月以後の公告まで秘密が保たれる。この出願公告は当事者の請求による期限前公告もできる。出願公告後、出願者もしくは利害関係にある者は特許出願内容の審査申請を、公告の日より数えて24ヶ月以内に申請しなければ特許は樹上となる。もし、提出書類の補充あるいは訂正ある場合は審査申請日迄にタイプないし印刷の間違い等要旨を変更しない限度で可能である。

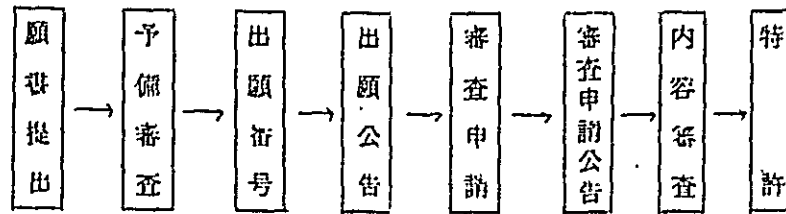
審査申請も公告され、公告後異議ある者は反対請求を公告の日より90日以内にすることが出来、その公訴は出願者にも通知される。もし、異議申立に理由が認められたならば、出願者は90日以内に答弁しなければならぬ。異議申立に理由がない場合は同規定に従っているかおよび産業上利用できるかが査定される。

優先権保証申請後の特許出願者に対しては、審査時に既特許有無の事前調査証明書の提出が求められることがある。

特許権は特許査定後60日間の控訴期間を守り控訴があった場合はその判決が下るまでは発行されない。また、控訴期限終了後60日以内に手数料支払証明書を提示しなければ、その特許権は無効となり行政段階は終了、書類は樹上となる。

特許取得者(特許権者)は許諾なしに発明を実施している者に対し、特許出願の日より特許発行日迄の賠償を請求すること出来る。なお、異議申立、控訴は国立工業所有権院総裁宛に提出される。

特許手続は次図の順で遂行される。



(4) 外国の特許出願

ブラジルが条約もしくは協定を締結している国に於て特許出願、もしくは特許権を所有している発明者は、それぞれの条約等で定められた期間内にブラジルにおいて同じ出願をする権利が保証される。特許出願には願書に添えて特許出願、又は特許権取得に要した本国での証明書等の書類を、ブラジル語に翻訳して提出すること。もし、出願日に本国の証明書等の書類提出不可の場合は、出願日より数えて180日以内に提出しなければならない。

(5) 特許権有効期間および年間特許

発明特許の有効期間は特許出願の日より数えて15年間、実用新案・工業新案および意匠は10年間であり、その後は公共財産となる。

年間特許料は特許出願日より3年目から、毎年上半期に支払わねばならない。年間特許料その他手数料は第30表の通りである。

(6) 移転、譲渡、相続および実施権

特許権は個人間に移転、譲渡、相続することができる。又特許権者もしくは相続人、譲受人は特許の実施権に対し第三者と契約することができる。実施権の契約には通貨当局および為替当局で規定された報酬要件と特許の実施に関する要件を含まなければならない。

移転・譲渡・相続及び実施権契約許可は特許権をはじめとする必要書類を整え国立工業所有権院に提出され、提出された書類が虚偽もしくは無効でない限り、且つ、異議の無い協合同院で正式に機外記入され効力をもつ。

特許権者が、その不活動の適足なる理由を説明することができず、特

特許権所有の日より3年間以内に自己の発明を実施しなかつた場合、1年以上実施を停止している場合、および実施なるも公共の利益に関係がある場合、その必要を満たさないときは第三者に実施権免許申請の権利が発生し、免許取得希望者は、誰でも国立工業所有権院に実施免許の申請をなすことが出来る。この申請は計画を支持する資料および特許権者の申し出た条件、例えば、実施権者の得た利益から自己の受ける報酬に関して、同意しない場合等その争いは総裁に提出され、総裁が三人の専門家の意見およびその事項の不变な要因を考慮に入れて6ヶ月以内に解決する。

特許権者および免許申請者いずれも、免許に関する決定に対し60日以内に控訴をすることかできる。免許を認められた場合には、その実施権者は契約もしくは他の要件なしに、発明を開発することが出来るか許可の日より数えて、12ヶ月以内に権利を使用しなければならない。

(7) 特 許 収 用

特許がその目的上、国家治安および公共に利益ありと考慮された場合は、連邦行政機関およびその附属機関が特許の収用を申請する権利をもち、国家治安に関する場合は国家治安審議会事務局長、公共の利益に関する場合は商工大臣にその申請をすることか出来る。

申請後種々検討され収用の可否が決定される。なお、国家治安に利益ある発明は、秘密裡に手続される。

(8) 労働者 (*empregado*) による発明

研究部門に従事する労働者が英務上発明、または改良により得た特許は契約期間はもちろんのこと契約期間終了後、1年以内のものも使用者の所有 (特許) となる。

なお、労働契約において明示されている目的以外で、労働者が個人技量をもつて使用者の装置、あるいは設備により発明または改良により得た特許は共同であるが実施権は使用者に属する。しかし、その発明も使

用者が一年以内に特許出願しなければ、その権利は労働者に帰する。又労働者が労働契約目的以外で個人の力で、使用者の装置も一切用いることなく発明または改良した場合は労働者のものとなる。

(9) 消滅および失効

特許権は法定有効期間の満了および所有者又は承継者の正式法的宣言による放棄の場合消滅し、特許権者が実施権を所有した後4年間もしくは実施権取得者か5年間特許発行の日より、特許の有効な実施をはじめなかつた場合、連続2年以上その実施が中継された場合、および法定期間内に年間特許料金支払を怠つた場合は不可抗力を除き失効となる。

特許の有効な実施を怠つた場合は、特許権者にその旨の通知かなされ、不活動の理由説明への答弁の為に60日の期限を置き決定される。その決定に対し、60日間の控訴期間が設けられ控訴が無い時、且つ、控訴に理由が無い時は公共財産となる。なお、年間特許料金未支払による失効に対しては、30日以内に特許権回復申請が許される。

(10) 無効および取消

特許の目的が法律要件、相違的要件に添わないことが証明された場合、第三者の権利に反して認められた場合、許可した目的に報いなかつた場合および特許使用にあたって法律規定を守らなかつた場合は無効となり取消される。

無効および取消の訴訟は国立工業所有権院、もしくはだれでも利害関係にある者がおこせるが、その期間は特許発行の日より1年以内に限られる。取消通告領収後60日以内に特許権者は工英所有権院総裁に答弁することが許される。取消判決は答弁提出日より180日以内になされ、取消判決後異議ある者は60日の期限内に産工大臣に控訴することができ、産工大臣は90日以内に行政的判決を下さねばならない。

表30 手数料および年間特許料（1972年1月現在）。

単位 CR\$ （1 CR\$ 5.4円）

項 目		種 目	発 明	実用新案，工 業新案，意匠
優先権保証請求			50-	50-
出 願			100-	100-
予備審査に伴う必要書類提出			100-	100-
補充・訂正請求			100-	100-
期限前公告請求			800-	800-
審 査 申 請			400-	200-
特 許 権 発 行			100-	100-
年 間 特 許 料	3 年 目		100-	100-
	4 "		100-	100-
	5 "		160-	100-
	6 "		250-	125-
	7 "		325-	175-
	8 "		500-	250-
	9 "		650-	325-
	10 "		800-	400-
	11 "		1,050-	
	12 "		1,325-	
	13 "		1,650-	
	14 "		2,000-	
	15 "		2,250-	
失 効 請 求			100-	100-
失効回復請求			100-	100-
取 消 請 求			100-	100-

種 目 項 目	発 明	実用新案, 工 業新案, 意匠
移 転, 譲 渡	5 0 -	5 0 -
反 対 訴 求	1 0 0 -	1 0 0 -
答 弁	1 0 0 -	1 0 0 -
総 裁 へ の 控 訴	4 0 0 -	4 0 0 -
商工大臣への控訴	8 0 0 -	8 0 0 -
事 前 調 査 請 求	1 0 0 -	1 0 0 -

3. 商 標 権

工業所有権法は商標の登録および独占的使用をその指定部門内において保証される。

フランスは商標を次の6種に区分し、各々の活動範囲を規定、保護している。

工業商標＝自家製品を他と区別するために、その工業家又は製造業者を使用される。

商標商標＝商人が自己の販売する商品を示すために使用される。

職業商標＝自由業、団体もしくは企業がその職業、働きを示すために使用される。

一般商標＝工業・商標商標登録者がそれぞれの生産物もしくは商品を示すために使用される。

有名商標＝広く認識された商標で、登録商標の指定商品および類似商品以外の商品について他人が商標の使用をすることにより、その商品と自己の業務にかかる商品との混同の防護を目的とするために使用される。同商標の登録をすることにより、独占的使用は全部門に亘って認可され、商標権者の業務上の信用を維持し、需要者の利益のために特別の保護を受ける。

広 告＝語句・図案・彫刻等を用いる生産物・商品もしくは職業を
薦める手段、或はその生産物・商品もしくは職業を人の注視
に付する手段として使用される。

(1) 商標要件

ア 積極的要件

- (イ) 新規であり以前に類似の登録なきこと。
- (ロ) 自他商品を識別し得るに足る能力のあること。

イ 消極的要件

- (イ) 国内・外国および国際的に使用されている、紋章・記号・標章・
記念碑・メダル・象徴等の使用
- (ロ) 十分に識別可能とされない一般的単なる文字
- (ハ) 公官庁の名称および略字
- (ニ) 独創的な集合でない色
- (ホ) 他人の名称・芸名・肖像および文学・芸術・劇・映画の作品名も
しくは公のセスポーツ競技大会名の無許可使用。
- (ヘ) 広告の場合、生産物および職業活動の特性のみ記したもの。

(2) 商標手続

商標申請にあたっては願書2通と共に詳細なる説明、ステロ版、特別
法の要求を満たしている証拠およびその他必要とされた書類を5通添えて
国家工業所有権院に提出する。

願書が提出された後、形式上の審査がなされ、出願番号の通知を受け
内容審査に附される。もし、形式上の審査により不備ありと決定された
場合は、その旨出願者に通知され意見が求められるので出願者は60日
間以内に要求を満たさせる答弁をしなければならない。形式上の審査で
拒絶される理由が提起されなければ、ステロ版が官報に公告され、その
ステロ版に対する反対請求もしくは異議申立のために60日間の期限が
置かれる。同期限内に反対請求もしくは異議申立無き場合、申請書は法

定要件を満たしているが、新規であるか等の内容審査を受け査定される。
 査定後、申請書は、総裁に回付され査定の可否に対する60日間の控訴
 期限を置く。控訴無き場合は、控訴期限終了後60日以内に手数料およ
 び10年間登録料金（1度支払えばよい）支払証書をもって登録され商
 標権を取得する。

(3) 商標権有効期間および手数料

商標権は10年間有効であり、10年間の延長が無限に認められる。
 期間延長には10年目に商標権と次期10年間登録料金支払証書を添え
 て国立工業所有権院に提出する。手数料および10年間登録料は後表の
 とおり。

外国での商標出願は特許に準ずるが、本国の証明書等の書類提出期限は
 120日間である。又、移転・実施権・消滅・無効等に関してはすべて特
 許に準ずる。

表31 手数料および10年間登録料金（1972年1月現在）

単位 CR\$（1 CR\$ 54円）

項 目	金 額
出 願	
工業・商業・職業商標および広告	100-
一般商標	200-
有名商標	300-
本国の証明書・許可書・委任状等の後日提出	100-
10年間登録料	
工業・商業・職業商標および広告	300-
一般商標	1,000-
有名商標	2,000-
登録発行	100-

項 目	金 額
延長期間請求	2 0 0 -
失効・取消請求	1 0 0 -
移 転	5 0 -
答 弁	1 0 0 -
反対請求	1 0 0 -
総裁への控訴	4 0 0 -
商工大臣への控訴	8 0 0 -
証明書請求	5 0 -

4. ロイヤルティ

ロイヤルティの国外送金はブラジル中央銀行が統制し、その送金限度額は第32表のように規定されている。ただし、同規定に反さぬロイヤルティの金額は中銀によりその都度決められる。

なお、本店と支店間のロイヤルティ送金、あるいは親会社が50%以上の株を持つ子会社との間のロイヤルティ送金は認められない。

表 3 2 ロイヤルティ送金の限度額

種 目	年総生産額に対する比率
基 礎 産 業	
発 電	5 %
石 油	5 %
運 搬 (鉄道車両)	5 %
通 信	5 %
運搬器材 (車 輛)	5 %
肥 料	5 %

種 目	年総生産額に対する比率
化学製品	5 %
鉄 鋼	5 %
電気機材	5 %
その他機材	5 %
造 船	5 %
製 造 産 業	
包装, 荷造材料	4 %
食料製品	4 %
化学 “	4 %
医薬 “	4 %
布, 糸, 繊維	4 %
靴	3.5 %
金属, セメント, 石綿工芸品	3.5 %
電気器材	3 %
家庭用, 事務用, 科学研究用器具	3 %
ゴム, プラスチック工芸品	2 %
衛生用品	2 %
商 標 権	1 %

参 考 文 献

1971年12月21日付法律第5772号

1971年12月30日付商工省省令第200号

1971年2月4日付商工省省令第014号

「Capitais Estrangeiros no Brasil」中央銀行発行

「ブラジル国事英関係概観」ラテン・アメリカ協会発行

6. 租 税 制 度

	目	次
1. 序 論		1 2 4
2. 工業製品税		1 2 7
3. 個人所得税		1 3 1
4. 法人所得税		1 3 8
5. 商品流通税		1 4 6
6. 役務提供税		1 4 8
7. 二重課税防止のための租税条約		1 5 0

1. 序 論

現行ブラジル憲法は、その第5章で、租税制度について規定しているが、日本の憲法が「あらたに租税を課し、又は、現行の租税を変更するには、法律、又は法律の定める条件によることを必要とする」とただ1条おき、その制度をすべて法律に委ねているのと異なり、その内容は、連邦・州・市郡の課税権限・相互の関係等かなり詳細にわたっている。すなわち、その概要は次の如くである。

(1) 連邦の課税権限

連邦は次のものに対して課税する権限を有する。

- ア 外国生産物の輸入………（輸 入 税）
- イ 国産品の輸出………（輸 出 税）
- ウ 農村土地………（地 租）
- エ 所 得………（所 得 税）
- オ 工業製品………（工業製品税）
- カ 信用、為替、保険、有価証券の取引……（有価証券取引税等）
- キ 運輸及通信サービス……（道路通行税等）
- ク 潤滑油、液状又は、ガス状燃料及び電力の輸入、配給、消費
……（潤滑油税、石油ガス税、電力税）
- ケ 国内の鉱物の採掘、配給、消費……（国内鉱物税）

以上のほか、連邦は一定の条件のもとに他の税の設定もでき、また戦争その他危急の場合には、臨時税を課することができる。

(2) 州及び連邦区の課税権限

州及び連邦区（連邦政府の中心であるブラジリアをさす）は、次のものに対して課税する権限を有する。

- ア 不動産及び不動産上の物件の譲渡……（譲 渡 税）
- イ 商品の流通に係わる取引………（商品流通税）

譲渡税は、不動産の所在する州に属する。また、法人の資本に編入さ

れる場合、及び法人の合併・消滅に伴う場合この譲渡税はかからない。

商品流通税は、州内及び州間で取引される商品にそれぞれ日率で課され、外国向工業製品及び法律の定める商品には課されない。

また、この商品流通税徴収額のうち、80%は州の、20%は市郡の収入となる。

(3) 市郡の課税権限

市郡は次のものに対して課税する権限を有する。

- ア 市街地の建物及び土地………（建物土地税）
- イ 連邦、州が課税権限を有する役務以外のすべての役務
………（役務提供税）

(4) 連邦税の州、市郡への分配

連邦税であつても、その徴収額全部が連邦に帰属するものではなく、次のように州、市郡に分配される。

- ア 農村土地にかかる地租は、その徴収額全部がその土地の所在する市郡へ還元される。
- イ 州、連邦区及び市郡が、その所属する公務員の給与、及びその有する公債の利息を支払う際、徴収する源泉所得税相当額は、全額それぞれの州、連邦区及び市郡へ還元される。
- ウ 所得税及び工業製品税の徴収額のうち12%は次のように分配される。

- (ア) 州、連邦区及び直轄領へ………5%
- (イ) 市郡へ………5%
- (ウ) 法律の定める特別基金へ………2%

エ 潤滑油税、石油ガス税徴収額の40%、及び電力税徴収額の60%は州、連邦区及び市郡に対し、面積・人口・生産及び消費に比例して分配される。

オ 国内鉱物税徴収額の90%は、州、連邦区及び市郡へ生産に比例し

て分配される。

(5) 諸料金 (Taxes) 等の徴収権限

連邦・州・連邦区及び市郡は、上述の諸税のほかに、次のものを課する権限を有する。

ア 公共サービスを受ける者に対して諸料金

イ 公共工事により、その価値を増した不動産の所有者に対して受益者負担金

以上がブラジル憲法の規定する租税の概要であるが、次に連邦収入の実際例を示せば、次表のとおりである。

表 3 3 連 邦 収 入 の 内 訳

(単位 1 0 0 万クルセイロ)

収 入 区 分	1 9 7 0 年		1 9 7 1 年	
	金 額	%	金 額	%
1. 租税収入	1 7,3 1 6	9 0.2	2 3,3 9 6	8 6.7
工 業 製 品 税	8,1 4 3	4 2.4	1 0,8 1 7	4 0.1
所 得 税	4,6 2 8	2 4.1	6,3 5 3	2 3.5
給 入 税	1,3 7 2	7.1	1,8 4 4	6.8
電 力 税	4 3 5	2.3	6 1 3	2.3
国 内 鉱 物 税	6 2	0.3	9 6	0.4
潤滑油税, 石油ガス税	2,6 7 6	1 3.9	3,6 7 3	1 3.6
2. その他の収入	1,8 7 8	9.8	3,5 8 4	1 3.3
合 計	1 9,1 9 4	1 0 0.0	2 6,9 8 0	1 0 0.0

(資料) 1 9 7 2.1.2 9 付「Jornal do Brasil」に掲載されたもので、中銀及び財政計画委員会の資料に基づいている。

%は筆者。

上でみたように、連邦税で主要な地位を占めるのは、工業製品税と所得税であり、また州税では商品流通税が、市郡税では役務提供税がその主要なものであり、法人・個人を問わずブラジルで経済活動を行なう場合、必ずこれらの税にかかわりあいを持たざるを得ない。よつて、これら主要な税について、以下概説することとしたい。

2. 工業製品税 (Imposto sobre Produtos Industrializados-IPI)

本税は大統領令第61514号(1967.10.12)により規制されている。その特徴は、生産物の本質的な機能に着目して、課されることである。すなわち、生活必需品、例えば農業生産物にはかかわらず、せいたく品又は非必需品に対して課税される。

(1) 課税物品

課税物品は、国産及び外国産工業製品であり、この製品名は上記大統領令付属の一覧表(Tabela)に、次のような分類で表示されている。

Aliena (種類)

Capítulo (類別)

Posição (項)

Inciso (目)

種類は24、類別は99とその数はほう大である。

なお、工業製品は、原材料・中間品等に対する製造過程の結果として生ずるものであり、製造とは、ものの属性・性能・目的等に変更を加えるすべての操作をさす。修理、修繕の類は製造とは認められない。

(2) 納税義務者

課税物品に係わる次の者が納税義務を有する。

ア 輸入者

イ 製造者

ウ 押収又は遺棄された製品の競売者

エ その他次の者

- (㌦) 同一企業他の営業所が輸入、製造又は販売した製品を取扱う同一企業のもう一つの営業所、但し、小売りを除く。
- (㌧) 原料・中間材・包装・容器・型等を同一企業他の営業所、又は第3者に送付し、そこで製造された製品を取扱う商人、
- (㌨) 天然真珠・宝石・貴金属等の卸売商
- (㌩) 他の製造所、又は転売人へ原料等の生産財を出荷する商人
- (㌪) 製造所又はこれに準ずる者の行商人、代理人、及び従業員で製造所のために自己の名で取引する者

(3) 課税事実

次の事実が発生 (Fato Gerador) した時、課税される。

- ア 外国製品、又はそれに準ずるものの通関
- イ 製造品、又は、それに準ずるものの製造所からの出荷
- ウ 押収、又は遺棄された製品の販売
- エ その他次の場合

- (㌦) 外国製品を第3者に送るため、輸入者、又は商人がその店舗に入る時
- (㌧) 注文生産の場合、その注文者の営業所へ入る前に受注者の製造所から他の営業所へ送られた時
- (㌨) ノータ・フィスカル (後述) を発行した後、なお3日間営業所内に滞留している時
- (㌩) 製造所以外の場所で製造した製品を、その場所で消費、又は使用した時

(4) 課税標準、税率及び税額

税額は、課税標準に税率を乗じて計算する。

ア 課税標準

輸入品の場合は、C I F 価格に輸入税と通関費用を加えたもの、国

産品の場合は取引価格

イ 税率

上記大統領令付属の一覧表に記載されている種類毎に、その税率が定められている。

ウ 税額

税額の実際の算出は、ノート・フィスカルによって行なわれ、このノート・フィスカル上、製品の名称・数量・金額と別に税率及び税額が記載される。そしてこれらの数字は後述する。

出荷台帳 (Registro de Saída) 又は、入荷台帳 (Registro de Entrada) に1日単位で借方に記入され、更に、納付台帳 (Registro de Aduação do IPI) に半月、又は月単位で移記され、納付される。もし輸入品、又は、原材料・中間材等の購入に際し支払った税があれば貸方に記入され、納付の際差引くことができる。

(5) 納付

申告書 (Declaração de Informação) を作成し、申告するとともに、単一納税票 (Documento Único de Arrecadação 連邦税はすべてこれによって納付することが義務づけられている) により納付する。

納付期限は、製品によりかなり異なっており、1971年の例をみれば最低15日、最高120日となっている。

(6) ノータ・フィスカルと税関

ア ノータ・フィスカル

最近、連邦と州との間で行なわれた協定に基づき、工業製品税と商品流通税とをコントロールし、納税者の諸義務を容易にするための新しい制度が創設された (Decreto "E" № 4958 1971.7.9)。

ノート・フィスカルは税の算定の手段であるほか、購入者及び発送人の証明としての目的も有するため、製商品の移動には必ず付随しなければならない。納税の統制と監督を容易にするため、ノート・フィ

スカルは、承認された公的モデルに従って作成され、諸取引を識別するため Série と Sub-Série によつて分類しなければならない。

Série はアルファベットの大文字によつて、また Sub-Série は算用数字によつて表示される。参考までに Série を示せば次のとおりである。

Série A (Nota Fiscal)	州内取引の場合で、工業製品税を含む場合に発行される。
Série B (Nota Fiscal)	州内取引の場合で、工業製品税を含まない場合に発行される。
Série C (Nota Fiscal)	州間取引の場合で、工業製品税の有無に関係なく発行される。
Série D (Nota Fiscal de Venda a Consumidor)	消費者へ売却される場合に発行される。
Série E (Nota Fiscal de Entrada)	製商品の入荷の場合に発行されるが、出荷者にこれを作成する義務がなかった場合に作成するものである。

イ 帳簿

次の帳簿を備えなければならない。

- (ア) 入荷台帳 (Registro de Entrada)
- (イ) 出荷台帳 (Registro de Saída)
- (ウ) 生産及び在庫管理台帳 (Registro de Controle da Produção e de Estoque)
- (エ) 特別印紙管理台帳 (Registro do Selo Especial e Controle)
- (オ) 税務書類印刷台帳 (Registro de Impressão de Documentos Fiscais)
- (カ) 税務書類使用及び発生事項記録台帳 (Registro de Utilização)

ção de Documentos Fiscais e Termos de Ocorrência)

(キ) 製商品目録台帳 (Registro de Inventoris)

(ク) 工業製品税納付台帳 (Registro de Apuração do IPI)

(ケ) 商品流通税納付台帳 (Registro de Apuração do ICM)

これら帳簿は、州税務署の関係部局によつて証明されてはじめて使用可能である。その記帳は厳格に日付順に従うものとし、文字の削除、汚損あるいは無駄な空白等は許さない。また、帳簿は、その所有を義務づけられた税務者の営業所に保管するものとし、会計記帳及び税務監査のためにのみ取り出し得る。

ウ 罰則

自発的又は不本意の違反の場合、次の罰則が単独で又は重複して適用される。

(ア) 罰金

(イ) 製商品の喪失

(ウ) 官庁又は、政府関係団体との取引の禁止

(エ) 特別監査への服従

(オ) 納税者の利益のために制定された制度の取消

上記罰則のほか、なおその全額に価値修正を受ける。

3. 個人所得税 (Imposto de Renda)

ブラジルの所得税法は、法律第4862号(1965.11.29)に基づき、政令第58400号(1966.5.10)(以下所得税法と略称する)により、過去の関係法令がすべて統合され、その体系が明確にされた。その後これを改正するいくつかの法令が出されたが、その骨子には変りはない。ブラジルの所得税法は個人所得税と法人所得税の両方を規制しており、日本の所得税法が個人所得税のみを規制しているのと異なっている。しかしブラジルの個人所得税の体系は日本の所得税の体系に、またブラジルの法

人所得税の体系は日本の法人税の体系にかなり類似しており、日本人にも親しみ易いものと云える。

以下、個人所得税と法人所得税とに分けて概説する。

(1) 納税義務者

ブラジルに居住している自然人で、所得税法に従い算出した年間純所得が1972年で6,048クルセイロ（毎年更改される）を超える者は、国籍・性別・年齢・職業のいかんを問わず所得税納税義務者とされる。

なお、次の点に留意を要する。

- a 未成年者の収入は、その両親の収入に合わせ課税される。
- b 夫婦の収入は、原則として、合計して課税される。（日本の資産合算の制度と類似している）しかし、婚姻の際、財産分離制を選んだ場合、それぞれ別個の課税を選択することか出来る。
- c 遺産相続の場合は、その分配の認可又は、遺産の裁決があるまでは目録作成人が納税義務を負い、その後は相続人が義務を負う。
- d 外国へ住居を移転する者は、前年度の所得申告の外、その年の1月1日から所得税免状証明書（Certidão Negativa）を税務署に申請する日までの所得申告書をその申請書を添付して提出することを要する。旅券の発給は、原則として、この免状証明書がなければできない。
- e ブラジルへ住居を移転したものは、到着日より同年末日までの所得を翌年度に居住者として申告することを要する。
- f 次に掲げる者の勤労収入は免税とする。
 - (a) 外国政府の外交使節員
 - (b) ブラジルに参加している条約文、又は協定により免税賦与の義務を負っている国検機関員
 - (c) ブラジルにおける外国の大使館、領事館、官庁のブラジル人でない従業員、但し、当該外国において同様の扱いを受ける場合に限る。

(2) 税額算定的方式

要納税額は次の方式により算定される。

- ① 総 収 入 （セドラ A から H までの各収入の合計）
- ② 総 控 除 （セドラ A から H までの各控除の合計）
- ③ 総 所 得 = ① - ②
- ④ 総所得控除 （生命保険料控除、扶養控除等 13 種類）
- ⑤ 純 所 得 = ③ - ④
- ⑥ 税 額 = ⑤ × 税率
- ⑦ 税額控除 （主として経済開発への投資額）
- ⑧ 純 税 額 = ⑥ - ⑦
- ⑨ 源泉所得税控除（所得税の源泉徴収額）
- ⑩ 要納税額 = ⑧ - ⑨

(3) 総収入、総控除

申告上、収入はアルファベットの A より H までの 8 個のセドラに区分され、各セドラの収入の合計が総収入となる。

また、収入の取得に必要とされる経費は、各セドラより控除することができる。これは実際に支払われたものに限り、またあるセドラで控除した経費をもう一度他のセドラより控除することはできない。

各セドラの収入と控除は次表のとおりである。

表 3 4 セ ド ラ の 内 容

セドラ の種類	収 入	控 除
A	ブラジルの公法人の発行する 証券、債券の利息	口銭及び仲介料

セドラ の種類	収 入	控 除
B	ブラジルの私法人又は、外国 の公法人の発行する社債、債 券の利息	① 口銭及び仲介料 ② 社債、債券への投下資本の 時価修正相当額
C	給与、俸給、賃金、手当、賞 与等の勤労収入	I N P S 納付金、労働組合納付 金等
D	自由職業人の報酬等セドラ C に分類されない勤労収入	職業活動に関する経費で、収入 をあげ生産を維持するに必要な 経費
E	賃貸料収入	(セドラ E 及び H に共通) 賃貸料又は、ロイヤリティー使用 料受取人の控除しうるものは次 のとおり ① 収入源となる財、権利にか けられた租税公課 ② 借入金利息 ③ 保険料、維持費の類 ④ 収入取立経費
F	法人又は個人企業により分配 される利益配当金の類	
G	農業、牧畜業、動植物採取業 の収入	
H	前各セドラ中に含まれない資 本又は勤労収入及び鉱産資源 の探掘権等権利を使用した 場合のロイヤリティー収入	(セドラ E の控除参照)

(4) 総所得，総所得控除

ア 総所得

各セドラにおける収入額と控除額との差額を純収入と称し，この純収入の合計が総所得とされる。云いかえれば，総収入から総控除を差引いた残額である。

イ 総所得控除

次のものが総所得から控除されうる。

(7) 個人負債支払利息

(1) 生命保険料

(2) 傷害保険料

(3) 偶発的損失

火災，暴風，海難等不慮，又は不可抗力による偶発的損失で，保険，又は補償金で相殺されない場合

(4) 寄付金及び贈与金

合法的に設立され，当局により公益事業とし認知されている，博愛，教育，科学調査等の諸機関への寄付金，贈与金

(5) 知的開発奨励金，奨学金

(6) 鉱床の調査費

(7) 教育費

(8) 経済社会公益投資

国債，公債，公開記名株への自発的投資額の30%

(9) 経済社会公益投資による収入

(10) 言及の投資に係わる利息，配当金

(11) 家族負担（扶養）

配偶者・21才未満の子息・不具の子息のほか，独身の女子・支援なき未亡人・夫に養力なく放棄された妻・両親の支援なき未成年等に対する家族負担

(ウ) 医療費

(コ) 食糧援助費

法廷裁決又は行政裁決又は民法上許容される食糧供給額

次の点に注意を要する。

① 上の(ウ)～(コ)の控除額の合計は総所得の50%を超えることができない。

② 上の(ウ), (イ), (ウ), (ハ), (ケ), (セ)については, 申告書に相手方の氏名, 住所, 金額等を明示しなければならない。

(5) 純所得, 税率, 及び税額

ア 総所得と総所得控除との差額が純所得である。

イ 税額は純所得に税率を乗じて算出する。

ウ 税率は次表の累進率表(1972年)による。

表 3 5 1972年度の税率表

純 所 得 c r \$		税率%	係 数 c r \$
	6,048.00 まで	—	—
6,049.00 から	6,480.00	3	181.40
6,481.00	8,640.00	5	311.00
8,641.00	12,096.00	8	570.20
12,097.00	17,280.00	12	1,054.00
17,281.00	23,760.00	16	1,745.30
23,761.00	32,400.00	20	2,695.70
32,401.00	43,200.00	25	4,315.70
43,201.00	64,800.00	30	6,475.70
64,801.00	86,400.00	35	9,715.70
86,401.00	129,600.00	40	14,035.70
129,601.00	172,800.00	45	20,515.70
172,800.00 超		50	29,155.70

エ 計算例

$$\text{純所得 } 43,506.00 \times \frac{30}{100} = 13,051.80 \text{ クルゼイロ}$$

当該欄の係数をマイナスする	6,475.70
税 額	6,576.00

(6) 税額控除（経済開発奨励措置）

ア 大統領令第157号（1967.2.10付）投資

157号基金と呼ばれる本制度は、資本市場振興策として創設され、著しい効果をもたらしている。本基金に投資した場合、その金額のうち税額の12%を限度として税額より控除することができる。

イ 大統領令第880号（1969.9.18付）投資

エスピリットサント州に住所又は居所を有する申告者が、同州経済復興基金へ投資した額は、アと同様税額の12%を限度として、控除することができる。

ウ ブラジルノルデス銀行及びアマゾン銀行への投資

北東伯及びアマゾン地域開発のために設立されているこれら銀行の増資公募集を収得した申告者は、その取得額の50%まで、かつ税額の25%までを限度として控除が認められる。

(7) 源泉所得税控除

次に掲げる収入は源泉にて所得税を徴収されるが、この徴収額は、税額より控除する。

	(税 率)
a 給与収入（クリスマス賞与を含む）	累進率
b 役務提供収入	1.0%
c 利息、利益配当金	1.0%
d 所有不動産売却益	1.0%

(8) 要納税額

税額より税額控除、及び源泉所得税控除を差引いた額が要納税額となる。

(9) 申告及び納付

ア 申告

自然人は、毎年4月末までに申告書を提出する義務がある。また、申告者は、所得計算の基準となる年の12月31日現在国内、国外に有する動産・不動産の明細を申告書に記載することを要する。

イ 納付

税の徴収は、収入申告期限の翌月から行なわれる。納付額が99クルセイロ以下の場合に一度に支払うことを要し、それを超える場合当局の決定する最長8回までの月賦にて支払うことが出来る。

なお、収入申告と同時に納付することも可能であるが、この場合全額を納付しなければならない。所定期限内に申告し、同時に全額を納付する者に対しては8%から2%までの割引の恩典がある。

4. 法人所得税 (Imposto de Renda)

(1) 納税義務者

ブラジルに居住の私法人で、所得税法に従って算出される利益をあげるのは、その目的、国籍を問わず、法人所得税の納付義務を有する。所得税法上、個人会社の如き個人企業は法人とみなされる。

(2) 非課税法人

次に該当する法人は、法人課税を免除される。

ア 年間総収入が、23.761クルセイロ未満の個人企業

イ 年間総収入が、3.989クルセイロ以下の会社

ウ その他教育機関で一定の条件を備えるもの、協同組合で一定の条件を備えるものなど9つのケース

以上の法人課税の免除は、所得税法規定の他の諸義務、なかんずく源泉徴収納付義務、及び情報提供に関する所定の義務を解除するものではない。

(3) 税額算定的方式

要納税額算定的方式を要約すれば次のとおりである。

- ① 営業収益
- ② 営業費用
- ③ 営業利益 = ① - ②
- ④ 偶発的収益
- ⑤ 偶発的費用
- ⑥ 実際利益 = ③ + ④ - ⑤
- ⑦ 加 算
- ⑧ 減 算
- ⑨ 課税利益 = ⑥ + ⑦ - ⑧
- ⑩ 役員報酬限度超過額
- ⑪ 自己運転資本維持額
- ⑫ 製造品輸出収益控除
- ⑬ 最終課税利益 = ⑨ + ⑩ - ⑪ - ⑫
- ⑭ 最終課税利益 × 税率 = ⑬ × 30% (17%, 11%)
- ⑮ 利益分配額 × 税率 (特別税率 5%)
- ⑯ 経済開発奨励措置(1)
- ⑰ 税 額 = ⑬ + ⑮ - ⑯
- ⑱ 税額控除 ア 経済開発奨励措置(2)
 - イ 社会統合プログラム参加基金, その他
- ⑲ 純 税 額 = ⑰ - ⑱
- ㉔ 源泉所得税控除
- ㉕ 要納税額 = -

(4) 営業収益

営業収益は次のものより成る。

- ア 製品の売上高
- イ 商品の売上高及び役務提供収入
- ウ 貸倒準備金戻入額
- エ その他の営業収益

(5) 営業費用

営業費用は次のものより成る。

- ア 製品売上原価
- イ 商品売上原価及び役務提供原価
- ウ 一般経費
 - (ア) 為替差損
 - (イ) 租税公課
 - (ロ) 納付金及寄付金
 - (ハ) 使用者に対する給料・俸給・賞与
 - (ニ) 運賃・日当・宿泊費等の旅費
 - (ホ) 社会保険料会社負担額
 - (ヘ) 財及び設備の修繕費
 - (コ) 交通運搬費
 - (セ) 個人企業の所持人、会社役員に対する報酬（限度あり）
 - (ソ) 役務提供に対し支払った対価
 - (タ) 減価償却費，減耗償却費
 - (チ) 特許権・商標権使用料
 - (リ) 技術的・科学的・管理的援助に対する支払
 - (ニ) 売上手数料
 - (フ) 広告宣伝費
 - (ク) 支払利息
 - (ケ) 保険料

(ウ) 科学及び技術調査費

(エ) 賃借料

以上の(ウ)～(エ)は損金として認められる。

(ロ) 所得税支払額

(ハ) 公的義務違反による罰金

(ニ) 個人企業の所持人、会社役員に対する賞与

(ホ) 証明のない支払額

以上の(ロ)～(ホ)は損金に認められないが、一旦一般経費に計上し、後に実際利益に加算して調整する。

エ 貸倒準備金繰入額

清算が疑わしい債権に対しては、貸倒準備金を設定できることとなっており、その繰入率は3%とされているが、過去3年間の実績まで引き上げることができる。所有権保留付販売、又は担保付貸付による債権は対象から除かれる。

(6) 営業利益、実際利益

営業収益から営業費用を差引き営業利益を算出する。次に、営業利益に偶発的損益を加減して実際利益を算出する。

(7) 実際利益への加算減算

経理上収益及び費用に計上したものでも税法上認められないものを、加算又は減算して調整する。

ア 加算

(ア) 使用人賞与限度超過額

使用人に対する賞与（クリスマス賞与は除く）は、1人につき年間9,158クルゼイロ（1972年）まで損金として認められ超過分は利益とみなされる。

(イ) 経営者、管理者に対する利益又は賞与の支払額

(ウ) 証明のない支払額

証憑の裏付のない支払額は、損金とは認められない

(ニ) 法律条件に違反の経費

特許権使用料・技術的・科学的・管理的・援助的・特許の償却費
で法律に違反しているもの

(ホ) 所得税

(コ) 公的義務違反による罰金

イ 減 算

(ア) 使用人へ支払った利益

(イ) 利益による連邦・州・市郡への負担額

(ロ) 他の法人からの受取利益

(ハ) 貨幣価値修正額

(ニ) 税法上認められた繰越欠損（過去3カ年分が認められる）

実際利益に上記加算減算を行ない課税利益を算出する。

(8) 課税利益調整項目

ア 役員報酬限度超過額

個人企業の所持人、会社の役員に対する報酬が税法所定（Decreto Lei 401/68 及び Decreto Lei 1089/70）の限度を超えた場合、その超過額は利益の配当とみなされ30%の法人税のほかに、5%の税が当算される。したがって本項目は課税利益の加算項目である。

イ 自己運転資本維持額

自己運転資本とは、当座資産（現金＋預金）と流動資産（当座資産を含まない）との合計額から流動負債を差引いたものである。インフレがまだかなり高率で進行しているブラジルでは、この自己運転資本を企画省が発表する指数により再評価することが認められており、この再評価益、すなわち維持額に課税したのでは目的が達せられないので、課税利益から控除できることとした。しかし、控除額は、課税利益に役員報酬限度超過額を加えた額の20%を限度とする（Decreto

Lei 4 0 1 / 6 8)

ウ 製造品輸出収益控除

輸出奨励のため、国内製造品の輸出より生じる収益及び輸出同等の売上収益の一部を課税利益から控除することが認められている (Decreto Lei 1 1 5 8 / 7 1)

(9) 最終課税利益及び税率

ア 最終課税利益

課税利益に上記(8)の調整項目を加減して最終課税利益を算出する。

イ 税率

(7) 一般法人 3 0 %

但し、利益分配額に対しては、5 %を加算

(8) 公共サービスを行なう法人で、その利益が資本の1 2 %を超えないもの 1 7 %

(9) 自由職業人が設立した民事上の法人で、職業サービスを提供するためにのみ積立された資本金 2.9 9 2 クルセイロまでのもの 1 1 %

99 経済開発奨励措置(1)

次に該当する企業は免税措置を受ける。

ア 北東伯経済開発庁 (S U D E N E) 及びアマゾン経済開発庁

(S U D A M) の活動圏内にある企業で、一定の条件を備えるものは、税額の5 0 %まで

イ 1 9 6 6 1 1.2 1 に開業していた観光ホテルは免税資金を設備の改善に使用する条件のもとに、税額の5 0 %まで、但し、ア、イで云う税額とは、最終課税利益 (又は利益分配額) に税率を乗じた額をさす。

99 税 額

税額は、最終課税利益 (又は利益分配額) に税率を乗じて算出した額から、経済開発奨励措置(1)を控除した額である。

02 税額控除

次のものが税額から控除されうる。

ア 経済開発奨励措置(2)

(ア) SUDENE 及び SUDAM の活動地域への投資額について、それぞれ税額の 50% まで

(イ) 植林又は再植林の費用について税額の 50% まで

(ウ) 漁業開発庁 (SUDEPE) の認可した漁業計画への投資額について税額の 25% まで

SUDENE・SUDAM の活動範囲の漁業計画への投資の場合は、それぞれ税額の 50% まで

(エ) 観光のための投資については、税額の 8% まで

SUDENE・SUDAM の活動範囲の観光投資の場合は、それぞれ税額の 50% まで

(オ) ブラジル飛行機会社 (EMBRAER) への投資額については、税額の 1% まで

(ア)～(エ) の控除合計は税額の 50% (オを含めた場合は 51%) を限度とする。

イ その他の税額控除

(ア) 国家統合プログラム (Programa de Integração Nacional - PIN)

東北地方とアマゾン地方の統合的開発計画のために、上記アの(ア)～(エ)の合計額の 30% を税額より控除し本プログラム資金として納付しなければならない。

(イ) 北部、東北部の土地の再配分及び農工英の奨励プログラム (PROTERRA)

上記アの(ア)～(エ)の合計額の 20% を税額より控除し本プログラム資金として納付しなければならない。

(ウ) 社会統合プログラム (Programa de Integração Social - P I S)

従業員の企業利潤への参加を実現するため、税額の3%を控除し、本プログラム資金へ納付しなければならない。

(エ) 文盲脱運動団体 (Fundação MOBIL) への寄付

本件寄付金のうち、税額の1~2%を控除しうる。

03 純税額

税額より税額控除を差引いて純税額を算出する。

04 源泉所得税控除

法人が受け取る無記名証券の利息、株式の受取配当金等は、源泉で所得税を徴収されるので、納税額を計算する際、純税額より控除して取り戻すことができる。

なお、法人は、従業員に対する給与、自由職業人に対する報酬、自然人に対する利息、株主に対する配当金、確定利付証券の利子等の支払の際、一定率の所得税を源泉徴収し、納付する義務を有する。

05 要納税額

純税額より源泉所得税を控除した差額が要納税額である。

06 申告及び納付

ア 申 告

ブラジルに居住の私法人、公企業、個人企業、外国居住法人のブラジル支店はすべて、所得税の納付額の有無にかかわらず、申告の義務を有する。

申告書の提出期限は次のとおり。

- a) 1 月末有効日まで 前年 9 月 3 0 日までに決算を行なった企業
- b) 2 月末有効日まで 前年 1 0 月に決算を行なった企業及び推
定利益による課税を選択した企業
- c) 3 月末有効日まで 前年 1 1 月に決算を行なった企業

- d) 3月中 個人企業及び合名会社で推定利益による課税を選択しないもの
- e) 4月中 前月12月に決算を行なった株式会社以外の企業
- f) 5月中 前年12月31日に決算を行なった株式会社

イ 納 付

納付は、申告書提出期限の翌月から行なう。納付額が398クルセイロ以下の場合1回で支払うことを要する。それを超える場合は、申告書提出後20日を最初の支払日とし、その後30日毎に8回まで分割して納付することができる。但し、1回の納付額は199クルセイロを下ることを得ず、また最終分割金は12月を過ぎて納入することはできない。

1月に申告書を提出した企業は10回の分割払いを、また2月に申告書を提出した企業は9回の分割払いをすることができる。更に、

1971年の経済開発奨励措置(Incentivo Fiscais)のため控除前の税額が26.562クルセイロを超える企業は12回分割納付することとなり、申告書提出前に前払いすることを要する。

なお、所定期限内に申告書を提出し、同時に税の全額を支払う企業に対して次の割引が認められる。

- a) 1月中に支払った場合 8%
- b) 2月 " 6%
- c) 3月 " 4%
- d) 4月 " 2%

5 商品流通税(Imposto sobre Circulação do Mercadorias-ICM)

商品流通税を規制する主な法令には次のものがある。

法律第 5 1 7 2 号 (1 9 6 6.1 0.2 5) , 大統領令第 4 0 6 号 (1 9 6 8.1 2.3 1) , 法律第 1 1 6 5 号 (1 9 6 6.1 2.1 3)

(1) 納税義務者

ア 商人 (Comerciante) , 工業者 (Industrial) 又は、生産者 (Produtor) で商品の出荷、外国よりの輸入をするもの。

イ 次のものも納税義務者とみなされる。

・ (ⅴ) 経済的目的をもつ民事会社で製造を行ない、又は業として商品の売買を行なうもの

・ (ⅴ) 公的機関で、製造又は商品の売買を行なうもの。

(2) 課 税

ア 課税物品

一次産品、輸出同工業製品、一部農産品を除くすべての商品

イ 課税事実の発生 (Fato Gerador)

(ⅴ) 商業を営むもの、工業を営むもの又はその他の生産者の店舗から商品が出荷される時

(ⅴ) 輸入業を営むものの店舗に輸入品が入荷した時

ウ 非課税

外国同工業製品の輸出の場合、輸出専門商又は保税倉庫へ向けて、工場又は倉庫から商品を出荷する場合など 1 8 のケースあり。

エ 免 税

外国製品の輸入に当り、連邦税である輸入税が免除されている商品の入荷の場合、製造用原材料として使用されるため輸入商へ外国製品が輸入された場合など 3 4 のケースあり。

(3) 課税標準、税率

ア 課税標準

(ⅴ) 商品出荷の際の取引価格

(ⅴ) 輸入の場合は、輸入価格に輸入税、工業製品税及び通関費用を加

算した額

但し、1つの取引が商品流通税と工業製品税との両方の課税発生
の事実となる場合には、工業製品税は課税標準から除かれる。

イ 税 率

税率は商品のすべてに同率で次の限度に従うものとする。

- (ア) 州内取引の場合（1968.12.31において） 17%
- (イ) 州間取引及び輸出取引（ ” ” ） 15%

上の率は1971.1.1以降毎年0.5%ずつ減ぜられることとな
っており、したがって、現行グワナバラ州の税率は、1972.1.
1以降それぞれ16%、14%となっている。

(4) ノータ・フィスカル及び帳簿

工業製品税の場合と同様につき参照されたい。

(5) 納 付

納付期限は、1972年グワナバラ州の場合、次のとおりである。

- ア 工業の場合 発生月後3ヶ月目。州登録番号により納付日が異
なる。

例えば、1972年1月発生分（州登録番号の
末尾が20で終るもの）は、4月3日

- イ その他の場合 発生月後2ヶ月目、州登録番号により納付日が異
なる。

例えば、1972年1月発生分（州登録番号の
末尾が20で終るもの）は3月1日

6. 役務提供税（Imposto sobre Serviço - I S S）

役務提供税を規制する法令の主なものは次のとおり。

法律第1165号（1966.12.13）、大統領令第406号（19
68.12.31）、大統領令第834号（1969.9.8）

(1) 課税発生の事実 (Fato Gerador)

役務提供税は、会社又は自由職業人によつて、(2)に述べるリスト記載の役務を提供した場合に発生する。

(2) 役務の種類

次の者の提供する役務に課税される。

- ア 医者・歯科医・獣医
- イ 看護婦・歯科技工・産婆・その他医師の補助者の類
- ウ 医学分析及医学電気の研究所
- エ 病院・療養所・診療所の類
- オ 弁護士又はその補助者
- カ 工業所有権の代理人
- キ 著作権の代理人
- ク 鑑定人
- ケ 翻訳人及び通訳
- コ 手続代行人
- サ 経済士 (Economista)
- シ 会計士・会計監査人・会計技術者

その他全部で66のケースが規定されている。

(3) 課税標準及び税率

ア 課税標準

課税計算の基準となる価格は、役務の対価である。

イ 税率

(ア) 個人の提供する役務

役務を提供する者の性質により、年間0.4～0.8%の固定率

(イ) 企業の提供する役務

役務の性質により、役務の対価の1%～10%

(4) ノータ・フィスカル及び帳簿

ア ノータ・フィスカル

役務の対価受領の際、役務ノータ・フィスカル (Nota Fiscal de Serviço) と呼ばれる書類を発行しなければならない。

イ 帳簿

役務提供税支払簿 (Livro de Registro de Pagamento do Imposto & Serviço) の備付義務がある。

(5) 納付

ア 固定率の場合 毎年1月末まで

イ その他の場合 発生の翌月、州登録番号により納付日が異なる。
例えば、末尾番号が32で終る場合1月発生分を
2月8日までに納付することとなっている。

7. 二重課税防止のための租税条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本とブラジルとの間の条約が1967.1.24制定され、ブラジル国内では、これを1967.1.24 行政令第61899号として発布された。

本条約が対象とする租税は両国の所得税 (日本の法人税を含む) である。その主なものを概観すると次のとおりである。表現は、日本中心としたがその辺も可能である。

(1) 企業の利益

日本の企業がブラジルにある恒久的施設を通じてブラジルで事業を行なう場合、その恒久的施設に帰せられる部分に対してのみブラジルで課税される。

(2) 船舶又は航空機による利益

日本の企業が船舶又は航空機を国際運輸に使用して得た利益に対しては、日本においてのみ課税される。

(3) 不動産賃貸料、不動産譲渡所得

不動産が存在する国において課税される。

(4) 配 当

ブラジルの居住法人が日本の居住者に支払う配当に対しては、ブラジルにおいても課税することができる。この場合、支払を受ける者が法人で、支払法人の議決権のある株式の2.5%以上を、分配に係わる事業年度終了前6カ月間所有している場合には、税率は配当金額の10%を超えることができない。本来は、伯国所得税法（Decreto № 58,400）第292条により、配当金の対外送金に対して25%とされている。

なお、日本の企業のブラジル支店が行なう利益処分も同様10%を超えないものとされている。

(5) 利 子

ブラジル国内で生じ、日本の居住者に支払われる利子に対しては、ブラジルにおいても課税することができる。その税率は、日本の居住者である金融機関が受ける場合、日本の企業からブラジルの企業への貸付金より生じる場合など一定の条件を備えた場合には10%（通常は、配当同様25%）を超えないものとされる。

(6) 使用料

ブラジルで生じ、日本の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、ブラジルにおいても課税することができる。

この率は、使用料の10%（通常は配当同様25%）以内とされる。

(7) 自由職業活動所得

日本に居住する自由職業人は、ブラジルに恒久的施設を有する場合は、それに帰せられる部分についてのみブラジルの課税を受ける。

(参考文献)

(発行所)

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. Constituição da República Federativa do Brasil | Sugestões Literárias |
| 2. 関係諸国法令集 (原文対照) I X
ブラジル編その 2 (憲法) | 海外移住事業団 |
| 3. 増補改訂 ブラジル六法全集 | 二世社 |
| 4. Imposto de Renda Atualizado (1971) | Editôra Atlas S.A. |
| 5. 新所得税規則 (1966.5.10 付
政令 58400 号) | ブラジル法制経済調査所 |
| 6. Como e porque pagar Imposto de Renda pessoa Fisica 1972 | Ministério da Fazenda |
| 7. Como e porque pagar Imposto de Renda Pessoa Juridica 1972 | Ministério da Fazenda |
| 8. ブラジルの租税 | ラテン・アメリカ協会 |
| 9. Reguramentação do Sistema Nacional Integrado no Estado da Guanabara | Gráfica Auriverde Ltda |
| 10. ICM e ISS atualizada para 1971 | " |
| 11. Mapa Fiscal 1972 | Mapa Fiscal Editora S.A. |
| 12. 関係諸国法令集 (原文対照) 1 2
ブラジル編その 4 (外資法) | 海外移住事業団 |

7. 外 資 導 入

目 次

1. 外資導入に関するブラジルの基本態度	1 5 4
2. 外資の出資制限・金利制限	1 5 6
3. 導入時点、償還時点の許可取得の要否	1 5 7
4. 外資法の後遇措置	1 5 9
5. 導入の申請手続と取扱機関	1 5 9
6. 利子、ロイヤルティの送金	1 6 4
7. 利潤の送金	1 6 5
8. 投資保証の確度	1 6 5
9. 機械設備の無為替輸入	1 6 6

外 資 導 入

1. 外資導入に関するブラジルの基本態度

広大な国土と豊かな資源を有しながら、その開発を自力のみで行なうことの困難なブラジルにとって、外国資本の導入は極めて重要な役割を演ずるので、早くから外資導入については種々の措置がとられてきた。第2次世界大戦後は、特に1953年法律第1807号（自由為替法）の施行と資本財無為替輸入を認めた1955年の通貨信用管理局（SUMOC）指令第113号によって外資優遇措置が打ち出され、これによって流入した外資はブラジルの工業化およびその他の分野の開発、発展に大きな役割を果たした。

しかるに、1961年に成立したジヨアン・ゴラル政権は、経済ナショナリズムおよび社会化政策を旗印にして、国内産業保護政策を強化し、特に米国系企業を中心とした外国系企業の接収や外資制限を図った。

1962年9月法律第4131号いわゆる「海外利益送金規制法」を制定して、外資の利益およびロイヤルティ送金に賦的制限を設け、63年6月SUMOC指令第242号を發布して資本財の無為替輸入・延払い輸入をきびしく規制し、続いて64年1月命令第53451号、すなわち海外利益送金規制法施行細則を定めて、外資規制をさらに強化するなど一貫して外資否定の政策を進めてきたが、64年3月末ゴラルの左傾化政策に反対してクーデターが起り、カステロ・ブランコを主班とする軍事政権が成立した。ブランコ政権は、親米の立場に立ち、前政権の外資政策から180度転換し、外資導入による生産拡大を推進する方針をとった。そして64年8月法律第4390号によって法律第4131号を改正し、命令第53451号を廃止し、新たに施行規則として命令第55762号を制定した。

この法律第4390号によって改正された法律第4131号（以下法律第4131号というときは、法律第4390号で修正された法律第4131号のことをいう。）と、命令第55762号が外資導入に関する現行法である。

その後、エミリオ・メジシに至る歴代の軍事政権も引き続き外資を歓迎する政策をとっており、特定の分野（石油生産等）以外については、外国資本の導入を制限していない。

法律第4131号

第2条 わが国に投資される外国資本に対しては、同等の条件のもとで国内資本に認められていると同様な法律上の取扱いがなされ、この法律に規定されないいかなる差別も禁じられる。

表36 外国資本勘定

（単位：百万ドル）

	1964/68	1969	1970
流入	599	1,291	1,748
投資	66	139	106
設備	7	5	3
資金	59	134	103
融資	441	1,053	1,449
設備	150	328	494
資金	291	725	955
その他	92	99	193
流出	516	622	783
投資	2	12	14
償還	372	533	632
補償融資	105	96	80
その他融資	267	437	552
その他	144	77	137
差引残高	83	669	965

資料：中銀年報

表 3 7 貿易外収支（関係部分のみ抜粋）

（単位：百万ドル）

			1 9 6 4 / 6 8	1 9 6 9	1 9 7 0
利 お 配	潤 よ び 当	受取	0	0	0
		支払	4 3	8 1	1 1 9
利 息		受取	9	2 2	5 0
		支払	1 6 4	2 0 2	2 8 2
管 お 技	理 よ び 術	受取	6	1 9	2 4
		支払	4 2	8 4	9 6
ロイヤルティ		受取	1	3	3
		支払	4	9	8

資料：中銀年報

2. 外資の出資制限・金利制限

(1) 出資の種類による制限

財貨、機械設備の投融資、ロイヤルティ、技術上、科学上、経営上の援助等による出資が可能である。

法律第 4 1 3 1 号

第 1 条 本法律の施行において、外国資本とは、最初に為替を使用することなくわが国に導入され、財、又は役務の生産に向けられる財、機械及び設備、並びに経済活動への運用のために導入される財政的又は金融的資源で、両者の場合ともに外国に住所、居所又は主たる事務所を有する自然人又は法人に属するものをいう。

(2) 出資金額による制限

特に制限はない。

(3) 出資対象分野の制限

石油生産・公益サービス・鉱業・運輸・漁業・通信業・報道事業等については、外国からの直接投資は制限されている。

(4) 金利制限

貸付金（融資）による投資の場合、金利については、国際金融市場での基準に準じることが必要であり、これを越える金利は、中銀への申請時にチェックされる。

命令第55762号（1965.2.17付）

第15条 借款・信用供与及び融資の利率の定金において、それぞれの契約及びそれぞれの登録に記される利率をこえる部分は、資本の割賦償還とみなされる。

通貨信用管理局は、同種及び同条件の取引に対し、借付・信用供与又は融資が行なわれる。金融市場におけるそれらの実施の日の実効利率をこえる部分を禁止及び拒否する任に当たるものとする。

3. 導入時点、償還時点の許可取得の要否

(1) 導入時

中央銀行の事前承認を必要とするもの（融資、機械設備の無為替輸入）がある。

また、全ての外国資本は中央銀行に対して、外国資本の登録を必要とする。これがないときは、外資の償還および利子や配当などの対外送金を行なう権利を得られない。

法律第4131号

第3条 わが国に導入されるすべての形式の外国資本及び外国との金融取引の登録に関する特別部局が通貨信用管理局に創設され、そこで次の各号が登録される。

（注1）

- a 通貨又は財による直接投資又は借款の形式で、わが国に導入される外国資本
- b 資本の送還として外国に行なわれる送金、又はその資本の利益・利潤・配当金・利子・割賦償還・技術援助の支払の「ロイヤルティ」として行なわれる送金、若しくはその他わが国から外国への利益の移転を内容とするあらゆる名目による送金
- c 外国資本の利潤の再投資（注 2）
- d 以下省略

（注 1） 現在は中央銀行に改組

（注 2） 法律第 4 1 3 1 号

第 7 条 この法律の施行に際し、再投資とはわが国に設立された企業によつて取得され、外国に住所又は居所を有する者に帰する利益で、それを生ずる当該企業又は国家経済の他の部分に再適用されるものをいう。

(2) 償還時

償還は、外国資本の登録証明書および税が課される場合には所得税の納入済証のオリジナルを外国為替銀行に呈示することにより可能である。

命令第 5 5 7 6 2 号

第 6 条 登録が行なわれたときは、通貨信用管理局は関係者に対し、資格証書を付与する。

法律第 4 1 3 1 号

第 9 条第 1 項 外国に対する送金は、通貨信用管理局における企業の登録及び課された所得税の納付証によるものとする。

命令第 5 5 7 6 2 号

第 7 条 対外送金は、通貨信用管理局によつて発行される当該登録書の提示を通じて手続が行なわれる。

第 1 項 本条に規定される移転に関する為替取引を行なう銀行は、通

貨信用管理局によつて定められる注記を証書に記入するものとする。

4. 外資法上の優遇措置

ブラジルでは、現在「国家統合」の名のもとに未開発地域の開発に力をそそいでおり、東北伯発展を目的として東北伯開発庁（S U D E N E）およびアマゾン開発庁（S U D A M）が設置され、これらの機関の主導のもとに開発が進められている。

これらの地域は優先地域として、これら地域へ投資する場合には、次のような特典が与えられている。

- (1) 機械設備の無為替輸入許可
- (2) 類似国産品のない機械の輸入に対する諸税の免除あるいは減額
- (3) 所得税の一部又は全面的免除
- (4) 融資又は裏書

また、法律第4131号第53条には、次のような外国投資は、一般の外国投資よりも対外送金のうゑで優遇されることがある旨を規定している。

第53条 閣府審議会は、国家経済審議会の意見を聴取し、次の各項を規定することができる。

- a 特定の活動における外国資本の投資がわが国の低開発地域の利益を考慮し、その優先順位を守って行なわれるべきこと。
- b こうして投資された資本は第28条に規定される制限から大幅に又は若干免除されるべきこと。
- c 同様の取扱いは、国民経済に対して最高の利益とみなされる活動に投資される資本に対して適用されるべきこと。

（注） 第28条 国際収支が悪化したとき、またはそのおそれがあるときは、利潤・資本等の対外送金を制限できる旨の規定

5. 導入の申請手続と取扱機関

(1) 一般投資（通貨による）

為替取引後、為替契約書およびその他の必要書類を添付して中央銀行へ登録を申請する。

外資の登録は、導入された外資で行なわれる。現実の手続きとしては、外資の導入を行なった企業は、導入後30日以内に法定格式に次の書類を添付し、中央銀行外国資本局（F I R C E）に登録の申請を行なう。

(7) 外国投資者が投資額に相当する持分あるいは株式の所有者となることの申告

持分・株式の数量・番号連番・額面金額・総額

（注）記名株式の場合は国内企業の会計士・社長または取締役の署名が必要である。

(8) 外国投資者の本拠または住所の証明

a) 自然人の場合は、当該国官庁の証明

b.) 法人の場合は、国内企業の2人の取締役による投資者の完全な名称および住所の証明

(9) 現行法の範囲内で正しく行なわれた為替契約書

(10) 取引銀行の入金通知

(11) 下記の事項が記載されている官報または国家商業登記部（Departamento Nacional de Comercio）あるいは、商業登記所による下記事項の証明書全文

a) 現行定款または社員契約、外国企業の活動を認めている法令

b) 外国資本投資に関する株主総会議事録または契約の変更・増資を認めた法令

c) 国内の支店に資本を分割する本店の株主総会議事録、または支店の増資を認める議事録

(12) 上記a) b)の書類が提出されない場合は、登記部または商業登記所の保管証明書

(ホ) 資本導入から資本勘定繰入れ迄登録すべき流入通貨に関し“日計表”
(日付、帳簿の番号および頁数を記載すること)に記載されたすべての
の会計出納操作の写

上記書類には、真正であり、それに責任を有する旨の会計士および
社長、取締役もしくは権限を有する人の署名宣誓を要する。

(2) 貸付金による投資(融資)

貸付金による投資(融資)には、SUMOC指令第289号によるもの、
中銀決議第63号によるものおよびその他の一般的な融資の3種が
ある。

SUMOC指令第289号(1965.1.14付)による融資は、短期
(360日以内)の運転資金調達のためのもので、外国系企業に広く用
いられている。(レートの保証はないが、返済時点における為替の割当
が保証される。)

中銀決議第63号(1967.8.25付)による融資は、SUMOC指
令第289号が外国系企業による外資導入を規定したのに対し、国内企
業に対する外国融資の利用を目的として設定されたもので、外国為替を
取扱う市中・商業銀行および投資銀行が外国金融機関から融資を受け、
これを国内企業に借貸で貸付けるというものである。(企業と銀行との
契約は外貨建てで、為替差損は企業負担となる。)

(カ) SUMOC指令第289号による融資

本形式による融資を受けようとする企業は、事前に次の事項を記載
した申請書を中銀外国資本局(FIRCE)に提出して認可を得なけ
ればならない。

- a 債権者の住所、氏名
- b 債権者の債権額、利息率および元利支払条件
- c 保証人
- d 使 途

e 債務者の住所・氏名・業種

なお、為替取引契約後30日以内に法定様式に次の書類を添付して中銀外国資本局（FIRCE）に外資登録の申請を行なうことを要する。

為替取引が行なわれ、清算の日付が記入されている認証された為替契約書（大蔵省登録番号（CGC）の記載も必要）

（注） 外国で作成された書類は、国庫税務事務所（Delegacias Fiscais do Tesouro Nacional）または外務省により証明された領事の印がある現地伯国領事館の査証を必要とする。
外国語により記述されている場合は、公正翻訳人による翻訳を添付すること。

(f) 中銀決議第63号による融資

融資希望企業は、外国為替取扱銀行および投資銀行に融資の申込みをする。中銀に対する外資導入の申請手続きは銀行が行なう。

(g) その他一般的融資（1969.9.11付FIRCE通告第10号による。）

外国系企業が、長期（360日以上）の融資を受ける場合等がこれに該当し、従前は登録義務のみであったものが、1969.9.12付中銀決議第125号により、事前（為替取引契約を結ぶ段階において）承認を得ることを義務付けられることになった。

融資を受けようとする企業は、事前に次の事項を記載した申請書の中銀外国資本局（FIRCE）に提出し、承認を受けなければならない。

- a 債権者の住所・氏名
- b 債権者の債権額、利息率および元利支払条件
- c 使 途
- d 保証人
- e 債務者の住所・氏名・業種

次に、為替取引契約の日から30日以内に法定様式に次の書類を添

付して中銀外国資本局（FIRCE）に外資登録の申請をする。

- a 事前承認書のオリジナル
- b 為替取引が行なわれ、清算の日付が記入されている認証された為替契約書（大蔵省登録番号（CGC）の記載も必要）

- c 債権者の債権額、利息率および元利支払条件を明示した申告書

（注） 外国で作成された書類は、国庫税務事務所（Delegacias Fiscais do Tesouro Nacional）または外務省より証明された領事の印がある現地伯国領事館の認証を必要とする。
外国語により記述されている場合は、公証翻訳人による翻訳を添付しなければならない。

(3) ロイヤルティ・技術・科学・経営上の援助等による投資

ロイヤルティ、技術援助等による外資を導入した企業は、法定様式に次の書類を添付して、導入の日から30日以内に中銀外国資本局（FIRCE）に外資登録の申請を行なわなければならない。

ロイヤルティの場合は、下記書類の全部、技術援助等による場合は、下記(1)～(4)までの書類

A 契約書の認証済コピー

伯国で契約されたものの場合は、登記所の認証済の署名があること。

I 上記書類が外国企業の代表者によりブラジルで契約されている場合には委任状

U 内外国人の議決権を有する持分または株式の所有者名簿2通。金額およびそのパーセンテージを明示すること。

（但し、内国人は20%またはそれ以上）

E 契約の締結を正当化する企業の書状。特に外国の技術援助、特許、商標の使用許可によつて如何に役立つか（国家経済のためを含めて）報酬の正当性、契約上の補償、技術援助の提供方法、ブラジルにおいてこの種の技術サービス（すえ付け・工学・企画）獲得の可否（否の

場合はその理由)

オ 発明特許あるいは商標の登録番号・日付およびそれぞれの有効期限を証明する書類

a) ブラジルにおいては、国立工業所有権院(Instituto Nacional da Propriedade Industrial)発給のもの

b) 外国においては主務官庁発給のもの

(注) 外国で作成された書類は、国庫税務事務所(Delegacias Fiscais do Tesouro Nacional)または外務省により証明された領事の印がある現地伯国領事館の査証を必要とする。
外国語により記述されている場合には、公正翻訳人による翻訳を添付のこと。

6. 利子、ロイヤルティの送金

(1) 利子の送金

外資登録がなされた融資の利子の送金は保証される。ただし、借入契約および外資登録に記された利率をこえる送金は資本の割賦償還とみなされる。

利子には、25%の所得税が課され(日伯租税条約により、伯国に投資した日本に本店を持つ企業の送金については10%)、送金に際しては、外資登録証明書と所得税の納付証明が必要である。

(2) ロイヤルティの送金

特許・意匠・商標等のロイヤルティの送金も外資登録証明書および所得税納付証明、生産、販売数に従って支払われる場合には、生産、販売高計算書の提示により行なわれる。

ロイヤルティには、利子の場合と同じく所得税として25%(日伯租税条約の規定に該当する場合は10%)が課される。

7. 利潤の送金

外資登録をなされた資本から生ずる利潤の送金は保証される。利潤送金に限度は設けられていないが、奢侈的消費材、およびサービスの生産活動に投資される外国資本に対しては、年間の利潤送金は登録資本の8%に制限される。

利潤送金には次の書類が必要である。

- (1) 外資登録証明書
- (2) 所得税納付証明書
- (3) 貸借対照表および損益計算書
- (4) 送金計算書
- (5) 利益処分を決定した株主総会あるいは取締役会の議事録

なお、国際収支が悪化したり、またその恐れがあるときは、利潤送金を年間登録資本の10%（奢侈的消費財およびサービスの生産活動に投資される外資は5%）に制限されることがある旨規定されているが、現在までこの規定が発動されたことはない。

8 投資保証の確度

ブラジルへの外国投資は、外資登録がなされている限り、利潤・利子・ロイヤルティの送金、融資元本・資本等の割賦償還のいずれも保証されることになっているが、ブラジルの国際収支が非常に悪化したり、また悪化する恐れがあるときは、資本の返還は禁止され、利潤の送金も年間10%（奢侈的消費材およびサービスの生産活動に投資される外資は5%）に制限されることがある。

なお、1968年8月の屈伸為替相場制度の採用までは、大巾なレートの切り下げが幾度か行なわれ、その度ごとに発生する大きな為替差損を回避するために外国資本が国外に流出したが、短期間に小さきみに為替レートを切り下げる屈伸為替相場制の採用以後は、伯国の国際収支も徐々に改

善され、レートの切り下げ率も低くなつてきており、以前程為替差損対策に神経をついやす必要は少なくなつてきているといえよう。

9. 機械設備の無為替輸入

(1) ブラジルは、外資のひとつとして機械設備の形で導入することも認めている。

無為替輸入に関する規定として、1957.12.16付命令第42820号および1965.2.12付SUMOC指令第291号があり、それによると機械設備の無為替輸入は、次のような場合に認められることになっている。

- (a) 新しい産業の設立、または既存の企業の設備の補充あるいは近代化のために参加する資本であるとき。
- (b) 国民経済に対して緊要であり、ブラジルの経済社会発展に利益のある計画に採用されるとき。
- (c) 国産品に類似のものがなくとき。

命令第42820号

第76条 通貨信用管理局審議会によつて定められた規定に基づいて、外国貿易局は、機械及び設備によつて表わされ、単位産業の設立、又は例外としてすでに操業中の企業の補充若しくは近代化にこれを向ける参加資本の形式において、わが国の外国投資に相当する無為替輸入の認可を行なうことができる。

第1項 国民経済に対して緊要でない認められる物品の生産に向けられる機械及び設備の輸入に対する許可の申請は許容されない。

SUMOC指令第291号

ア 外国資本の直接投資として、8年を下回らない期間で融資される又は、無為替による機械及び設備の輸入に関する取引は当管理局局長並びにブラジル銀行外国貿易局及び為替局の局長からなる委員会の基準

によつてわが国の経済社会発展過程によつて現実的に利益のある計画に向けられるときにのみ、当管理局によつて認可される。

イ〜ウ（省略）。

エ 国内産業によつて十分に調達される場合は、この指令第1項にいう機械及び設備の輸入は認められない。

（注） 無為替輸入の許可に際し、上記に適合するか否かの審査はブラジル銀行外国貿易局（CACEX）が当ることになっている。

(2) 無為替輸入申請の手続き

ア 機械および設備の無為替輸入を行なおうとする企業は、事前に次の事項を記載した申請書を中銀外国資本局（FIEC）に提出しなければならない。

- a 企業の名称、住所、法的構成（株式会社、有限会社の別等）、資本構成、業種、工場設備の場所、生産品および生産量
- b 投資者の氏名、住所、投資についての技術的、あるいは財政的能力に関する資料
- c 投資計画の技術的な説明

生産品名・特徴・目的・型式・1年間の生産量・各独立部分の重量・価格・産出国の表示のある輸入機械設備の目録・機械設備の技術的生産過程の説明・図面等を添付。

なお、投資者が当該投資をする意向を証する書面を添付することを要する。

イ アの中銀の事前許可を取得したのち、ブラジル銀行外国貿易局（CACEX）に事前許可書を添付して輸入許可申請を行なう。申請は、一般の有為替輸入の場合と同じく“Guia de Importação”の様式による。本輸入許可取得後の手続き（通関等）は、一般の輸入と同じである。

(3) 無為替輸入した機械設備の外資登録

機械設備の無為替輸入による外国投資もまた法律第4131号にもとづく外資登録の対象となる。

この場合、投資額は、商業送状（インボイス）に記載されている価格でFOB価格によって登録される。

命令第55762号

第4条 資本の登録は、わが国に実際に導入される外国通貨において並に財の形式による融資に基づく輸入及び投資の場合においては、通貨信用管理局の事前承認を得たのちにそれぞれ債権者若しくは、投資家が住所若しくは主たる事務所を有する国の通貨において行なわれる。

第5条 財の形式によって導入される外国資本は、規定上の形式を考慮し、インボイスに記載されている価格によって登録される。

単 項 投資が輸送及び保険の費用を含まない場合は、登録はFOB価格による。

具体的な手続きとしては、機械設備の無為替輸入を行なった。企業は通関の日から起算して30日以内に法定様式に次の書類を添付して中銀外国資本局（FIRCE）に申請しなければならない。

a 外国投資者が投資額に相当する持分あるいは株式の所有者となることの申告

持分・株式の数量・番号連番・額面金額・総額

（注） 記名株式の場合は、国内企業の会計士・社長または取締役の署名が必要である。

b 外国投資者の本拠または住所の証明

(a) 自然人の場合は、当該国官庁の証明

(b) 法人の場合は、国内企業の2人の取締役による投資者の完全な名称および住所の証明

c 輸入許可書

d 通関許可書の4通目のオリジナルまたは認証された photocopy

- e 商業送状（インボイス）のオリジナルまたは認証された photocopy
- f 下記の事項が記載されている官報または国家商業登記部（Departamento Nacional de Comércio）あるいは商業登記所による下記事項の証明書全文
 - (a) 現行定款または社員契約・外国系企業の活動を認めている法令
 - (b) 外国資本投資に関する株主総会議事録または契約の変更、増資を認めた法令
 - (c) 国内の支店に資本を分割する本店の株主総会議事録または支店の増資を認める議事録
- g 上記(a)(b)の書類が提出されない場合は、登記部または商業登記所の保管証明書
- h 資本導入から資本勘定繰入れ迄登録すべき財に関し、「日計表」（日付、帳簿の番号および頁数を記載すること）に記載されたすべての会計出納操作の写。上記書類には真正であり、それに責任を有する旨の会計士および社長・取締役もしくは権限を有する人の署名宣誓を要する。

(4) 機械設備の無為皆輸入と諸税

一般に財を輸入した場合、輸入税・工業製品税・商品流通税（州税）等が課税される。

外資としての機械設備についてもこの例外でなく、上記諸税が課税されるのが原則である。

しかし、ブラジルは、工業化政策の一環として、特にブラジルの経済発展のために役立つと認められる企業が使用する国産類似品のない機械設備の輸入については、上記諸税の免除または減額を認めるという奨励策をとっている。

商工省工業開発委員会（C D I）は、ブラジルの経済発展に役立つと認められる工業を次の業種別に分類して、細かく列挙している。

- ア 重工業機械設備
- イ 電気、電子機械とその設備
- ウ 第1次的金属工業
- エ 化学および石油化学工業
- オ 金属（材料使用の）工業
- カ 非金属工業
- キ 自動車輜およびその部品・航空機産英
- ク 家庭電器・印刷・教材および食品工業
- ケ 紡績・衣料・製革および製靴工業

具体的手続きとしては、税の免除・減額を受けようとする企業は、無為替輸入手続きの前または同時に工業開発委員会に対し、次のことを記載して、その恩典を受けられるか照会文書を提出する。

企業名・住所・企業の構成・資本金・固定資産総額および機械設備相当額・生産量および販売額・輸入予定の機械設備の簡単な説明およびFOB価格（原産国通貨および伯貨）・目的・工業開発委員会において認可された計画の有無

工業開発委員会には、9つの業種別推進小委員会があり、その小委員会で検討されたうえで、企業に対して恩典供与の可否ならびに可の場合は正式申請に必要な事項が回示される。

企業は、示された事項を記載した申請書を工業開発委員会に提出する。（申請事項は、企業の資本金額により5種に分類されている。内容は、プロジェクトの詳細説明が中心になるが、小企業程簡略になっている。）

工業開発委員会は企業に対しCertificado de Importaçãoを発行する。企業は、この書類をもって税関に対し、無（減）税通関手続を行なうことになる。

1966.11.8付 法令第37号

第14条 国内経済開発のために基本的に利益をもたらす企業の設立

拡張および補充を目的とした資本財に対して、投資または経済企画の政府機関によつて分析され、認可された計画において指示されている財および国産類似品のないものの場合、輸入税の免除が認められることができるものとする。

工業開発委員会（C D I）の批准により許可できる。

商工省の奨励措置（1970.12.7付法令第1137号）

- a 国内生産品の類似品のない設備・機械・器具・道具附属品および工具の輸入税の免除

国産品に対しても補足部分は同様である。

- b 前項記載の財についての工業製品税の免除

（以下省略）

（注） 商品流通税は、輸入税が免除された場合、免除されることになっている。

1971.9.17付決議第1112号

税務署による輸入税の減免の適用は、設備・機械・器具・車輛または当該委員会の決議で言及する。道具類の輸入の度毎になされる工業開発委員会の明確な申告を通じて手続きされるものとする。

(5) 日系進出企業の事例

伯国における日系進出企業は、多くの企業（大企業が中心）が、日本の親会社から機械設備類の無為替輸入を行なっている。

ア A 社（通信機械、施設メーカー）

1969年に電話交換機国産化のための機械設備類（約\$140,000）を輸入した。（現物出資として外資登録済）。輸入税等の諸税は工業開発委員会の許可により全て免除された。

イ B 社（ディーゼルエンジン部品等メーカー）

1961年の設立時に工作機械（約\$250,000）を輸入した。（現物出資、外資登録済）。輸入税等諸税は、同様に免除されている。

(参 考 文 献)

ラテン・アメリカ事典(1 9 6 8 年版)	ラテン・アメリカ協会
ブラジル経済事典(1 9 6 7 年版)	ブラジル日本商工会議所
ブラジルの外資導入金融制度	ラテン・アメリカ協会
ブラジルの金融事情	"
ブラジルの投資環境	"
関係諸国法令集 1 2 (ブラジル編その 4)	海外移住事業団
外資法	
Capitais Estrangeiros no Brasil	Banco Central do Brasil
Importação não é Difícil	Banco do Brasil
Relatório Anual(1 9 7 1)	Banco Central do Brasil

第4部 企業者移住業務の現況

第4部 企業者移住業務の現況

わが国の中小企業をめぐる経済環境は急速な変化をみているが、このような変化に対処するため、一部中小企業の間には経営の本拠を海外に移さんとする気運があり、海外移住事業団（県事務所一国内支部）に企業移住についての相談をする経営者が増加してきている。

企業者移住相談者統計

（1972.7現在）

受 理 検 閲	件数	希 望 先					計
		サンパウロ	ホルトアレグレ	レシーフェ	ベレーン	未確定	
東 京	12	8	1	1		2	12
大 阪	8	7		1			8
三 重	3	3					3
富 山	2	2					2
京 都	3	3					3
その他 15 県	18	8		1	2	7	18
計	46	31	1	3	2	9	46

海外移住事業団では、外務省、通産省の協力を得て、昭和44年3月、ブラジル及びアルゼンチン両国に対し、わが国中小企業の海外移住の可能性調査を行ない、その結果或る程度の資本、技術を備えた企業が十分な現地調査を行なつて移住すれば、大きな発展の可能性のあることを確認し得たので、昭和45年度以降有望業種について継続して業種別基礎調査を実施してきている。

既調査業種一覧表

調査年次	調査業種	摘 要
昭和45年度	テレビ・ラジオ修理製作業	昭和46年1月刊 経済研究調査
	自動車修理業	
	家具製作木工業	
	ビル管理用掃業	
	冷熱機製造業	
	給排水設備建設業	
昭和46年度	投資環境調査	昭和47年3月刊 経済研究調査
	企業の異態調査	
	精密機器修理業	
	工作機械の製造販売業	
	機械部品の加工業	
	アルミ・プラスチック製食器製造業	昭和47年5月刊 経済研究調査
	電気設備工事請負業	
	鋳物等の技術分析業	
	平物加工業	
	金属吹付塗装業	

企業移住相談業種が調査未実施業種である場合、その移住可能性度より判断し、業種別調査の年間計画に組入れ、適切な情報が提供できるよう配慮している。

1. 企業者移住取扱要領（案）

第1（目的）

この要領は、海外移住事業団（以下「事業団」という。）の取扱う中

南米向け企業者移住の取扱について定め、企業者移住業務の適性かつ効率的な遂行を確保することを目的とする。

第2（定義）

この要領において企業者移住とは、永住の目的で中南米諸国へ資本、機材を携行して移住し、当該国において工業関係の企業を設立し自から経営を行なおうとする経営者（個人経営者・共同経営者および法人経営者）およびその家族とする。

第3（業務）

1. 知識の普及

事業団は、中南米諸国へ企業者移住を希望する者を対象に知識の普及向上を図るとともに、国際化時代における海外企業経営の実態等をつうじて、広く国民に企業者移住の意義内容等を周知する。

(1) 特定者を対象とした活動

企業者移住相談の窓口となる商工会議所・都道府県商工主管課・移住関係機関の関係者及び業界の有識者等を対象に企業・技術移住研究連絡会等を開催し、企業者移住を希望する者に対し、詳細かつ正確な情報を提供し、適切な助言を与えることができるようにする。

(2) 広報機関を利用した活動

新聞・テレビ・ラジオ・雑誌その他の広報機関を有効に活用し、企業者移住に関する知識の普及に努める。

(3) 資料の活用

企業者移住についての資料を整備作成し、適当な機関、団体に配布し、また希望者に適切かつ確実に利用されるよう配布、普及を図る。

(4) 催しもの・その他

広く一般の理解と協力を得るため、世界経済環境の面より、企業者移住に関連する講演会・映画会・研究会等主催し、または適当な

備しものを共催若しくは後援する。

2 相 談

事業団は、企業者移住を希望する者の相談に応じ詳細、かつ正確な判断の素材を提供するとともに、中南米諸国への企業者移住を希望する者については、企業計画の策定・調査・企業移住の手続等適切な助言を行なう。

事業団県事務所（国内支部）においては、相談の都度、別に定めた企業移住希望調査に記録受けし、事業団本部へ定期的に報告、本部は登録簿を備付けてフォローするものとする。

3. 調 査

事業団は、企業者移住を希望するものに対し、海外における企業経営等の知識の普及を図り、啓発・相談上に正確な情報を提供するため次の調査を実施し、また調査に協力する。

(1) 基礎調査

ア 方 法

現地調査機関に委託または事業団現地支部が実施する。

イ 内 容

基礎的な事項

（外資導入制度・租税制度・労働事情・流通・金融事情・ライセンス・インフラストラクチュア・外国貿易政策・為替管理・基本的法制度等）

(2) 業種別調査

ア 方 法

現地調査機関に委託または事業団現地支部が実施する。

イ 内 容

具体的な事項

（有望な業種について、市場の規模と需要、生産と販売、技術

水準・労働条件・財務管理・将来性等)

(3) 現地調査(移住前調査)

ア 方法

移住希望者が現地に赴いて調査する。

イ 内容

企業設立計画をチェック確認する。

(市場調査・移住業種の形態・抵抗相手先・設備計画・生産計画販売・資金計画・収支計画・税・資材の持込み問題・事業所用地問題等)

但し、事業団は現地調査計画策定について助言、調査活動に協力および便宜供与等を行なうものとする。

4. あつせん

事業団は、企業者移住を希望するものの適性を次の要件により判定し、適当と認めるものについて、企業者移住計画の策定、設立準備のため移住前調査を計画するものの現地調査のあつせんおよび調査協力を行なう。

適格要件

- (1) 永住の目的で中南米諸国へ移住して企業を設立し、自から経営を行なおうとする経営者およびその家族であつて、当該国への入国諸条件を充足しうるもの。
- (2) 企業経営者として経営に関する知識を有するか、または経験を有するもの。
- (3) 企業の設立、および経営に必要な資本・機材の手当ができるもの

5. 移住手続

事業団は、企業経営者が移住する際執行する資本および機材並びに移住する経営者・技術者及び同伴者の移住手続について指導する。

- (1) 執行機材の輸出(入)手続
- (2) 移住者の入国申請手続

6. 渡航前訓練講習

事業団は、企業者移住として移住するものの現地社会への適応性を向上させ、企業の設立、経営が円滑に行なえるよう語学・社会規範・関係法規等を習熟させ、資質の向上を図る。

7. 援護および指導

事業団は、企業者移住として適格と判定したもので、移住後現地において所期の目的が達成するまでの間、次の援護および指導を行なう。

(1) 移住前調査費の補助

企業者移住を具体化するため現地調査を不可欠とする場合は、別に定めた企業者移住前調査費補助基準により審査し、調査費の一部を補助する。

提出書類

ア 企業者移住前調査費補助申請書

イ 企業者移住計画書

ウ 企業者移住前調査実施計画書

(注) 予算確保後実行する。

(2) 定着援護

入国時の諸手続・企業の設立・操業態勢の確立および当該移住者の生活環境の整備について援護・助言する。

(3) 研修、指導

適応研修および補完研修会に出席させ、語学・社会規範・技術等について指導するとともに、経営講座を開催し、企業・技術推進協力委員会等により経営の相談に応じ指導する。

8. 融資

事業団は、当該企業の経営の安定を促進し、または経営の自立拡大を援助するため別に定めた工業貸付基準により次の融資を行なう。

(1) 設備資金および長期運転資金

(2) 短期運転資金

附 則

この要領は昭和 年 月 日から実施する。

企業者移住の手続図解

企業者移住希望者	関係機関	業務の内容, その他
照 会	知識の普及	企業・技術移住研究連絡会調査・研究 関係者の研修, 企業技術移住業務の打合せ
		広報機関の活用 講演会, 映画会, 展示会 資料の配布等
研 究	相 談	相談, 企業者移住の手引等 受付登録
		企業者移住計画の策定
計画策定	調査(協力)	策種別調査 移住前現地調査
現地調査		企業者移住計画の確定 規模, 形態, 場所, 方法
計画確定	おっせん	企業プロジェクト作成提出 入国許可申請 掘行機材設備の無為移輸入許可申請 技術移住者のおっせん
	訓練・講習	訓練・講習 現地語, 社会規範および現地の法制等 渡 航

企業者移住希望者	関係機関	業務の内容, その他
移住手続 渡航 会社設立	援助・指導 援助	入国時の諸手続 企業の設立, 操業態勢の確立 生活環境の整備 補完研修と適応研修 経営講座の開催と経営相談 融資 設備資金および長期運転資金 短期運転資金

企業者移住希望調査

㊤

受 付	昭和 年 月 日
	支 部

会社名 担当係			資本金		
住 所	(電話)		代表者		
			従業員		
事業 内容					
過去における海外進出経験 および現地調査派遣等					
	希 望 国	1.	2.	3.	
	移住希望の理由及び 経緯				
	移 住 希 望 時 期			永住従業員数	
	海外で経営する事業 内容				
	経 営 方 式				
	生 産 規 模				
	工 場 規 模				
	所要資産および調達 方法				
	原材料、機械類調達 方法				
	現地での知人および 後援も受けられる人				
現地調査等依頼事項					
系事務所長所見 (国内支部長)					

2. チェックポイント

従業員を伴う企業ぐるみの移住は、経営者の責任が特に重くあらゆる角度から移住計画の妥当性を調査、検討するわけであるが、本邦で資料をもとにして策定するプロジェクトは、そのベースが現在の経営方法を踏襲した日本的感覚からつくられ易い。

企業者が海外へ移住して企業経営を行なうには国内では想像も出来ない困難、障害が予測されるが、国内では得られない利点もあるわけで、十分な調査の下に積極的な経営判断により国際化時代の企業として発展しうるよう助言と、必要に応じ企業者移住計画の策定に当っては現地の知識を動員すべきである。

特にチェックを必要とする事項には次のものがある。

(1) 経営理念

企業者移住の動機・目的、あるいは形態によって異なるが、国際的視野と見識の上に立つた経営理念を持っているか。

(2) 事業計画

発展途上国は、経済的にも政治的にも不安定なところが多く、東南アジアへの進出企業では進出後間もなく経営が挫折し、資本の引き揚げ、放棄を行なった企業の例もある。前者の輪を踏まぬよう事前調査が十分になされ事業計画に活かされているか。

規模と性能			生産計画	
ア	土	地	イ	立地条件
設	建	物	経	自然的条件
備	機	械	営	社会的条件
計	従	業	計	技
画	移	住	画	術
		現地雇用		ノウハウ
				管理技術

ウ	原料生産性	資金計画
生	労働生産性	オ 設備資金
産	設備生産性	財 運転資金
性	生産の量と品質	務 資金調達
		計 収支計画
エ	購買力 — 市場	画 製造原価, 売上高
販	販売拠点	収益力, 損益計算
売	販売力	
計		カ相 信用度, 人柄
画		提手 企業経営能力
		携先

海外進出ガイドブック（東京銀行発行）より

3. 既調査事項一覧

海外移住事業団では、南北米大陸諸国に支部を設置し、特に企業者移住のため種々の情報を入手し、また調査を行なっている。

現在までに調査した事項は次のとおりであり、また企業（海外）進出の参考文献には次のものがあるので活用されることをお奨めする。

分 類			備 考
大	中	小	
伯 国 法 令	ブラジル国憲法		関係諸国法令集 No 9
	” 総合労働法		” No 1 5
	” 金融関係法	中央銀行外国資本	
		検査登録局設置に	” No 1 3
		関する法令	
		外国投資無為替輸	” No 1 3
		入に関する法令	

大	中	小	摘 要
一般事情	政 治	海外送金に関する法令	関係諸国法令集 46 1 3
		政治・安定度・政治体制	経済研究調査Ⅱ
		経済事情, 安定度, 成長率, 開発計画	"
		貿易	"
	商 業	国際収支, 輸出入, 振興措置, 為替管理	"
		販売組織, 機械金利, 規格, 税制等	"
	工業関係	工業開発	伯国における中小企業経営 東北伯工業事情
		工業特許	伯国における中小企業経営 経済研究調査Ⅰ, Ⅱ
		工業規格 工業技術教育	伯国における中小企業経営 "
		企業関係	伯国における中小企業経営 経済研究調査Ⅰ, Ⅱ
企業移住地域	労働関係	設立手続	"
		労働力	中小企業移住調査報告書
		労働賃金	伯国における中小企業経営
		労働条件	"
		労働団体	

大	中	小	摘 要
		社会保障制度	経済研究調査 I, II
		雇用, 解雇	伯国における中小企業経営
		邦人管理者の入国	ブラジル企業者移住の手引
		と外国人雇用制限	
	流通関係	市場の条件と構造	"
		流通機構	経済研究調査 II
		政府の価格政策	"
	金融・投資 関係	金融制度・機構	経済研究調査 I, II
		資金の調達方法	伯国における中小企業経営
		金利の現状と動向	ブラジル企業者移住の手引
		外資導入	"
			"
			経済研究調査 II
		対外送金	"
	租税関係	工業製品税	経済研究調査 I, II
			伯国における中小企業経営
		法人・個人所得税	"
			"
		商品流通税	"
			"
		サービス税	"
		二重課税防止のため の租税条件	
		輸入税	経済研究調査 I, II
	経営関係	日系企業	日本企業による出資企業の概 要 (昭和 45 年 12 月刊)

大	中	小	摘 要
英種別事情	自動車修理業	財務管理	ブラジルの日系企業（1969年8月刊） 伯国における中小企業経営 日本企業による出資企業の概要（昭和45年12月刊） ブラジルの日系企業（1969年8月刊） 伯国における中小企業経営
		労務衛生管理	"
		生産・販売管理	"
		工業経営の組織	"
		調査方法	経済市場調査の実態（昭和47年2月）
		市場の一般的性格， 営業，技術水準， 労働条件，財務管 理，結論	経済研究調査Ⅰ（昭和46年1月刊）
		"	"
	TV・ラジオ修 理製作業	"	"
	家具製作木工業	"	"
	冷凍機製造業	"	"
	ビル管理清掃業	"	"
	精密機器修理業	電子応用電気機器 修理調整機具 カメラ・テレビ	経済研究調査Ⅲ（昭和47年3月刊）

大	中	小	摘 要
企業者移住	工作機械の製造販売	旋盤，ボール盤，フライス盤，平削盤，その他	経済研究調査Ⅱ（昭和47年3月刊）
	機械部品の加工業	自動車部品，冷暖房機器	"
	食器製造業	アルミ製，プラスチック製	"
	電気設備工事請負業	市場の一般的性格，電力状況，環境	"
	鉄物分析業	可能性，進出，計画等	経済研究調査Ⅲ（昭和47年5月刊）
	平物加工の針工業	既存メーカー，将来性，可能性	"
	金属吹付塗装業	可能性，計画，資金獲得の可能性	"
	糸 織 業	立地条件，市場性，生産状況，収益性	経済研究調査Ⅳ（昭和48年刊予定）
	電気計測器製造業	可能性，適性，規模，技術水準	"
	製 紙 業	立地条件，その他	"
	業務の現況	取扱要領（案）	ブラジル企業者移住の手引（昭和47年8月刊）
	機材の持込み	輸入制限	経済研究調査（昭和47年5月刊）
		通関事情	"
		課税問題	"

大	中	小	摘 要
		外国よりの荷物 通関規則	経済研究調査（昭和47年5 月刊）
参考文献	ブラジルの外 国企業と日系 企業 経済協力の現 状と問題点 日本企業の海 外進出と国内 諸手続 ブラジル 海外進出ガイ ドブック 海外進出への ご案内 中小企業進出 の手引	外国企業，日系 進出企業，日伯 貿易 概況わが国，諸 外国の経済協力 海外進出形態と 投資形態等 経済と投資環境 海外投資と法律 国際投資法の研 究 海外投資関係許 可 申請手続等 企業，技術者の 海外進出につい て 総論・各論	外務省経済局（昭和46年9 月刊） 通商産業省商貿易振興局（19 71年版） 国際投資研究所（1971年 7月版） アジア経済研究所（1972 年5月刊） “（1968年2月刊） “（1968年1月刊） 東京銀行貿易為替相談所（昭 和47年3月刊） 日本商工会議所海外企業技術 協力幹事本部 （社）ラテン・アメリカ協会 （昭和45年7月刊）

海外移住事業団国内機関所在地一覧

本部	〒	所在地	電話	
			03	359-8281(代)
本	160	東京都新宿区本塩町8の2(住友生命四ツ谷ビル)	045	751-1121
(附属機関)	160	横浜市長子区西町16の5	0272	88-619
海外移住センター	235	群馬県勢多郡高坂村大字赤城山麓の口2057	011	261-0675
海外移住研修所	371-02		0177	22-1111内線508
(地方事務所)	271-02		0195	23-4723
北海道事務所	060	札幌市中央区北1条西5の3(北1条ビル内)	0222	63-2111内線996
青森県	030	青森市長島1の1の1(県農地開拓課内)	0188	23-7368
岩手県	020	盛岡市大迫1の2の1(県産業会館内)	0236	22-9756
宮城県	980	仙台市上杉1の4の28(県上杉分庁舎内)	0245	22-9014
秋田県	010	秋田市山王4の1の2(秋田地方総合庁舎内)	0252	47-1918
山形県	990	山形市旅館町3の4の51(県農地開拓課内)	0292	31-3873
福島県	960	福島市中町7の5(県医師会館内)	0286	22-0003
新潟県	950	新潟市東大通1の3の1(帝石ビル207号)	0272	21-8585
茨城県	310	水戸市三の丸1の5の48(県庁内付属庁舎)	0488	22-3135
栃木県	320	宇都宮市城田町504(県農業経済課内)	0472	27-5623
群馬県	371	前橋市大手町1の1の1(県県民課内)	03	359-7774
埼玉県	336	浦和市高砂3の12の9(県農林会館内)	045	312-4961
千葉県	280	千葉市本千桑町7の12(双葉ビル内)	0552	35-7763
東京都	160	東京都新宿区本塩町8の2(住友生命四ツ谷ビル)	0262	33-2909
神奈川県	220	横浜市新田町2の12の20(横浜外管理事務所内)	0542	54-2056
山梨県	400	甲府市丸の内1の9の11(県民会館内)	0764	41-6992
長野県	380	長野市南長野字稲下692の2(県農地開拓課内)	0762	31-1802
静岡県	420	静岡市退手町9の6(県後援者養成課内)	0582	64-6601
富山県	930	富山市新富町2の4の22(県商工会館内)	052	971-9974
石川県	920	金沢市小町町1の60(県税務事務所内)	0592	26-1111内線277
岐阜県	500	岐阜市司町1(岐阜合同庁舎内)	0776	23-8542
愛知県	460	名古屋市中区三の丸2の4の1(県農地開拓課内)	0775	23-0475
三重県	514	津市広明町13(県農家福祉改善課内)	075	431-0863
福井県	910	福井市大手3の17の1(県庁内)	06	941-7525~6
滋賀県	520	大津市京町3の4の22(滋賀会館内)	078	221-6520
京都府	602	京都市上京区西洞院地下立売上ル(府自治会館内)	0742	22-1101内線370
大阪府	540	大阪市東区京橋前之町2の2(佐伯ビル内)	0734	31-0800
兵庫県	651	神戸市引合区御幸通8-9-1(神戸国際会館内)	0857	23-7580
奈良県	630	奈良市登大路町8(県園芸課内)	0852	21-7561内線391
和歌山県	640	和歌山市小松原通1の1(県学事課内)	0862	22-0882
鳥取県	660	鳥取市東町1の220(県農業振興課内)	0822	21-7411
島根県	690	松江市殿町19の1(県農林会館内)	08392	3-2548
岡山県	700	岡山市東区9の18(県農業会館内)	0886	53-2990
広島県	730	広島市基町10の3(県自治会館内)	0878	33-0901
山口県	753	山口市中央1の5の7(早間田ビル内)	0899	31-1793
徳島県	770	徳島市昭和町1の37(県庁南分庁舎内)	0888	73-6865
香川県	760	高松市曙町5の1の24(観光ビル内)	092	41-1846
愛媛県	790	松山市南堀端町2の3(農協会館内)	09522	4-1541
高知県	780	高知市本町4の1の37(社会福祉会館内)	0958	26-4263
福岡県	812	福岡市博多駅前2-9-28(福岡商工会議所ビル内)	0963	53-4227
佐賀県	840	佐賀市城内1の5の14(自治会館別館内)	0975	33-0886
長崎県	850	長崎市出島町1の5(みなとビル内)	0985	25-2691
熊本県	860	熊本市上通町2の21	0992	23-3601
大分県	870	大分市府内町3の5の7(県町村会館内)	邦訳0988	68-4415,4046
宮崎県	880	宮崎市宮田町3の36(一文字ビル内)		
鹿児島県	892	鹿児島市山下町12の10(徳田ビル内)		
沖縄県	900	那覇市西3の10の17		

海外移住事業団在外機関所在地一覧

中南米代表部 Representante do Serviço de Imigração do Japão no Brasil Rua Barão do Flamengo, № 32 3º andar, Rio de Janeiro, G.B. Brasil Tel: 225-9014 リオ・デ・ジャネイロ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S.A. Rua Barão do Flamengo № 22 Apt. 602. Rio de Janeiro, G.B. Brasil Tel: 245-2711, 225-4881 サン・パウロ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S.A. Rua Senador Feijó, № 143, 8º, 9º andar São Paulo, Brasil (Caixa Postal № 1699, São Paulo, Brasil) Tel: 34-5581 ベレン支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S.A. Rua Conego Jeronimo Pimentel № 716, 3º andar, Belém, Para, Brasil (Caixa Postal № 421, Belém, Para, Brasil) Tel: 6346, 6324 レシーフェ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S.A. Rua da Imperatriz № 187, 4º andar, Recife, Pernambuco, Brasil (Caixa Postal № 1627, Recife, Pernambuco, Brasil) Tel: 2-22859 ボルト・アレグレ支部 JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S.A. Rua Garibaldi № 960, Porto Alegre, Rio Grande do Sul, Brasil (Caixa Postal № 2698, Porto Alegre, R.S. Brasil) Tel: 24-5141	アスンシオン支部 Corporación Publica de Servicio Migratorio del Japón Mexico № 449, Esquina 25 de Mayo, Asunción, Paraguay (Casilla de Correo № 1121, Asunción Paraguay) Tel: 4-3791, 4-5031 ブエノス・アイレス支部 Servicio de Emigración del Japón Av. Belgrano № 863, Buenos Aires, Argentina Tel: 30-6212, 34-5835 サンタ・クルース支部 Servicio de Emigración del Japón Av. Velarde № 10, Santa Cruz, Bolivia (Casilla de Correo № 555, Santa Cruz, Bolivia) Tel: 2-4163, 2-5339 サント・ドミンゴ支部 Servicio de Emigración del Japón Calle Lea Castro № 16, Santo Domingo, República Dominicana (Apartado № 1163) Tel: 689-7677 サンフランシスコ駐在員事務所 Japan Emigration Service c/o Consulate General of Japan, 1601 Post Street, San Francisco, California 94115, U.S.A. Tel: 921-8000 (ext 40) 567-2345 トロント駐在員事務所 Japan Emigration Service Suite 2701, Toronto Dominion Bank Tower, Toronto, Ontario, Canada (P.O.Box 93, Toronto Dominion Center, Toronto 111, Ontario, Canada) Tel: 364-1627
---	--

